

545.2
7

545. 2-N77ウ
1200500746215



始



545.2
N77



日本電球工業組合聯合會沿革史

發行所寄贈本





理事長 益田元亮氏



專務理事 兵頭貞武氏

理事
加藤
新之
坂氏



理事
飯田
正榮氏



理事
梶
平
治氏



理事
岩
下
文
雄氏



理事
津
守
豊
治
氏



理事
高
岡
和
三
郎
氏



理事
中
川
三
二
氏



理事
谷
村
博
藏
氏



理事
安田
正義
氏



理事
黒坂
矩雄
氏



理事
松永
龜藏
氏



理事
山田
學而
氏



理事
越田
喜一氏



理事
藤井
隣次氏



理事
北野
隆泰氏



理事
藤田
信氏



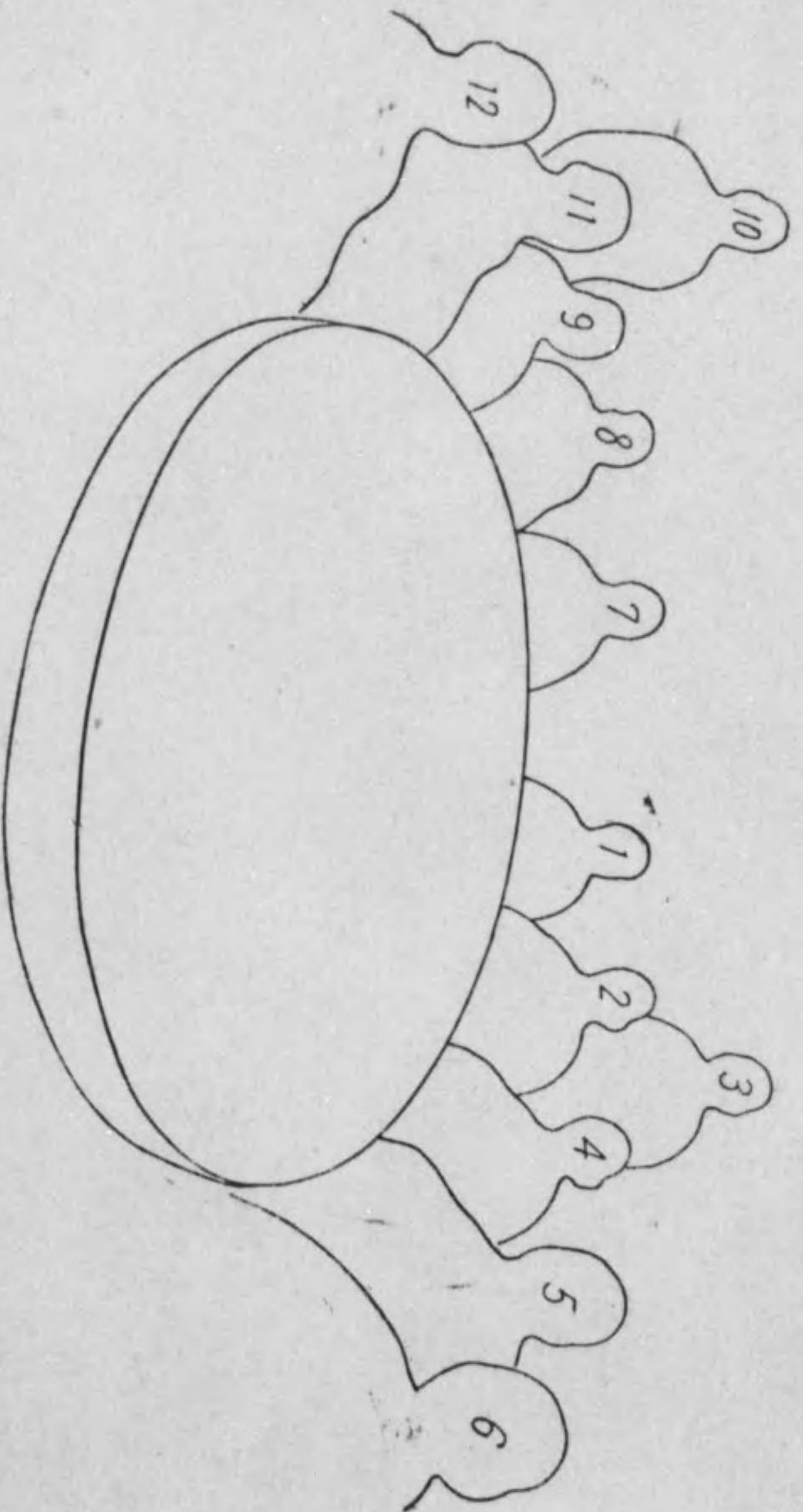
理事
森
松
藏
氏



理事
御
船
正
氏



理事
鈴木
隆
晴
氏



(1) 山口喜三郎氏
 (5) 安井正太郎氏
 (7) 益田元亮氏
 (11) 繪府基四郎氏

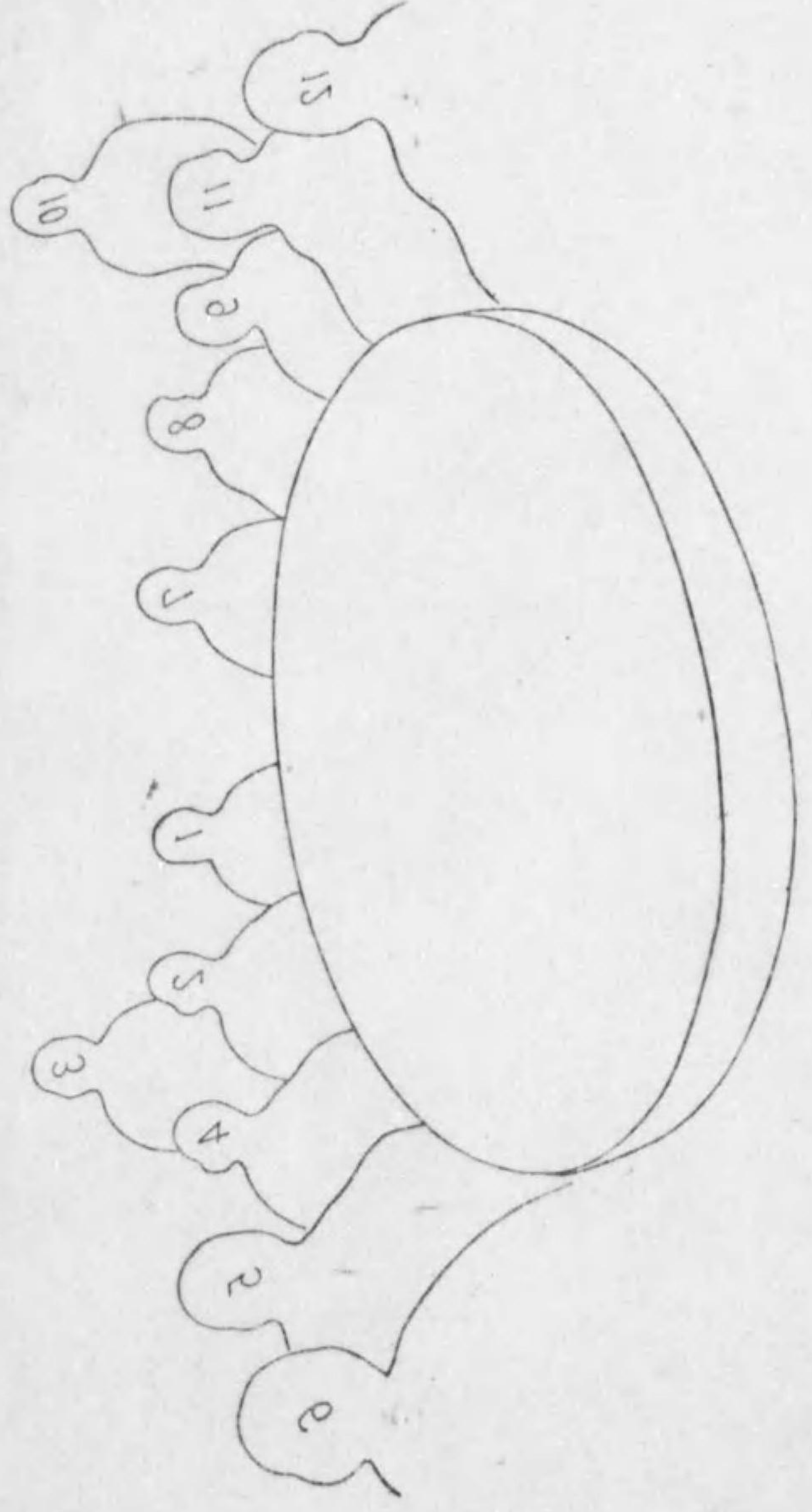
(2) 清水典七郎氏
 (6) 矢吹省三氏
 (8) 根岸鐵太郎氏
 (12) 鈴木隆晴氏

(3) 溝部義平氏
 (9) 清水守衛氏

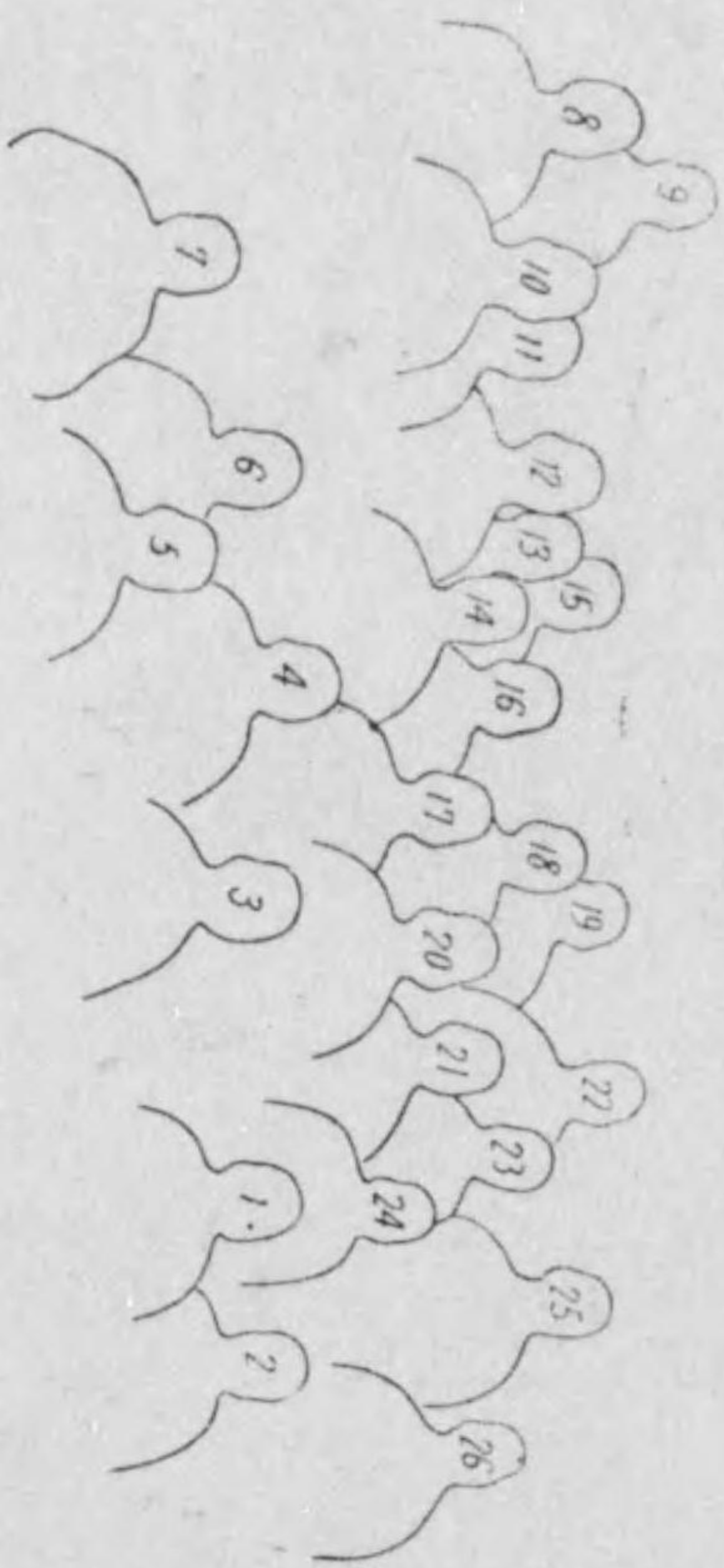
(4) 藤井隆次氏
 (10) 北地健次郎氏



議室 々々協會氣電 於 三十分三時午後十一月九年和昭
 (日本電球工業組合理事長益田元亮氏と東京電氣株式會社々々長山口喜三郎氏)
 影攝念記關する印圖約協關する電球地内地依に)

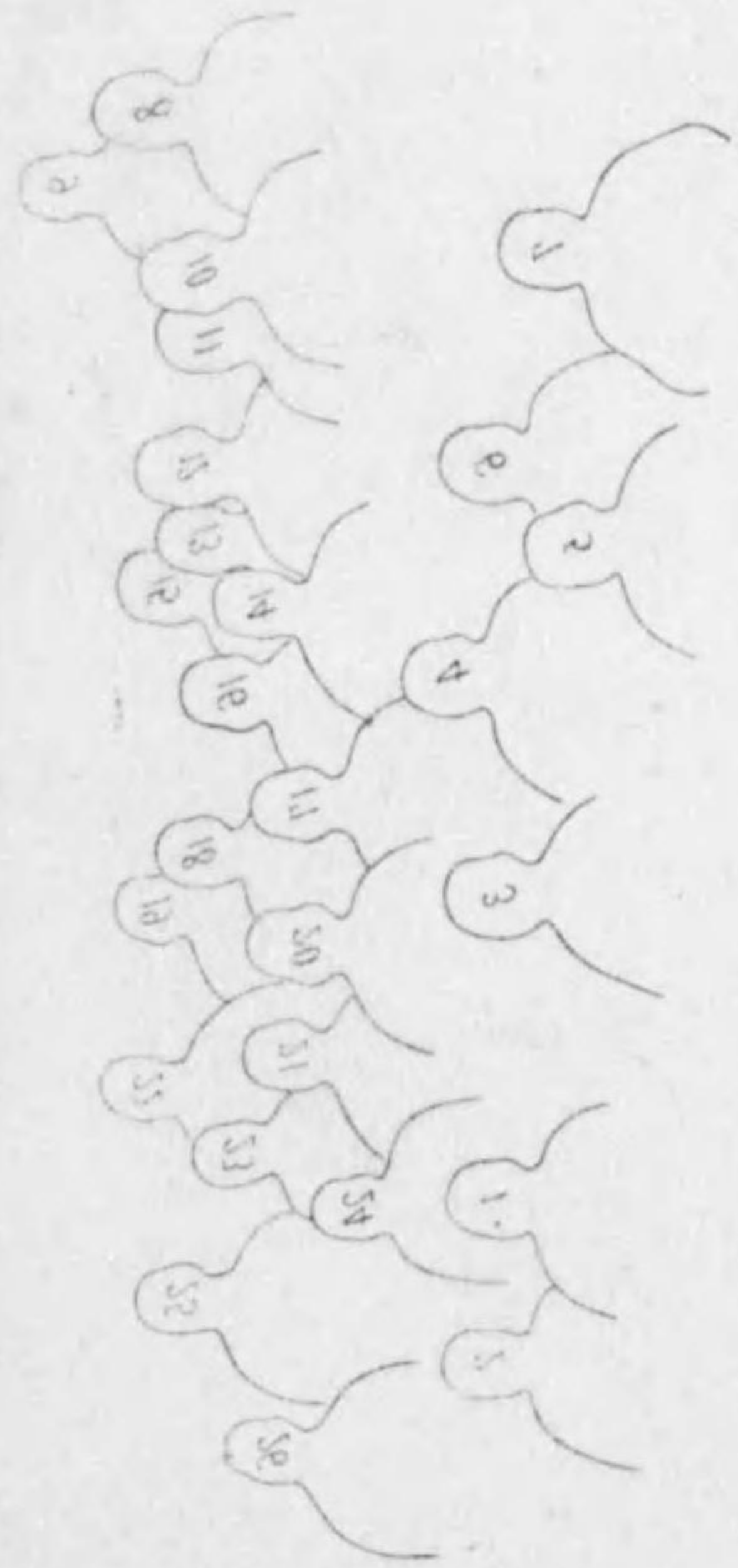


- 丸夫親共藏 (1)
- 丸三喜口山 (1)
- 丸張夫總此此(01)
- 丸三善興夫 (2)
- 丸三善興夫 (3)
- 丸平善積新 (4)
- 丸三喜口山 (5)
- 丸三善興夫 (6)
- 丸張夫總此此(01)
- 丸三善興夫 (7)
- 丸張夫總此此(01)
- 丸三善興夫 (8)
- 丸三善興夫 (9)
- 丸三善興夫 (10)
- 丸三善興夫 (11)
- 丸三善興夫 (12)
- 丸三善興夫 (13)
- 丸三善興夫 (14)
- 丸三善興夫 (15)

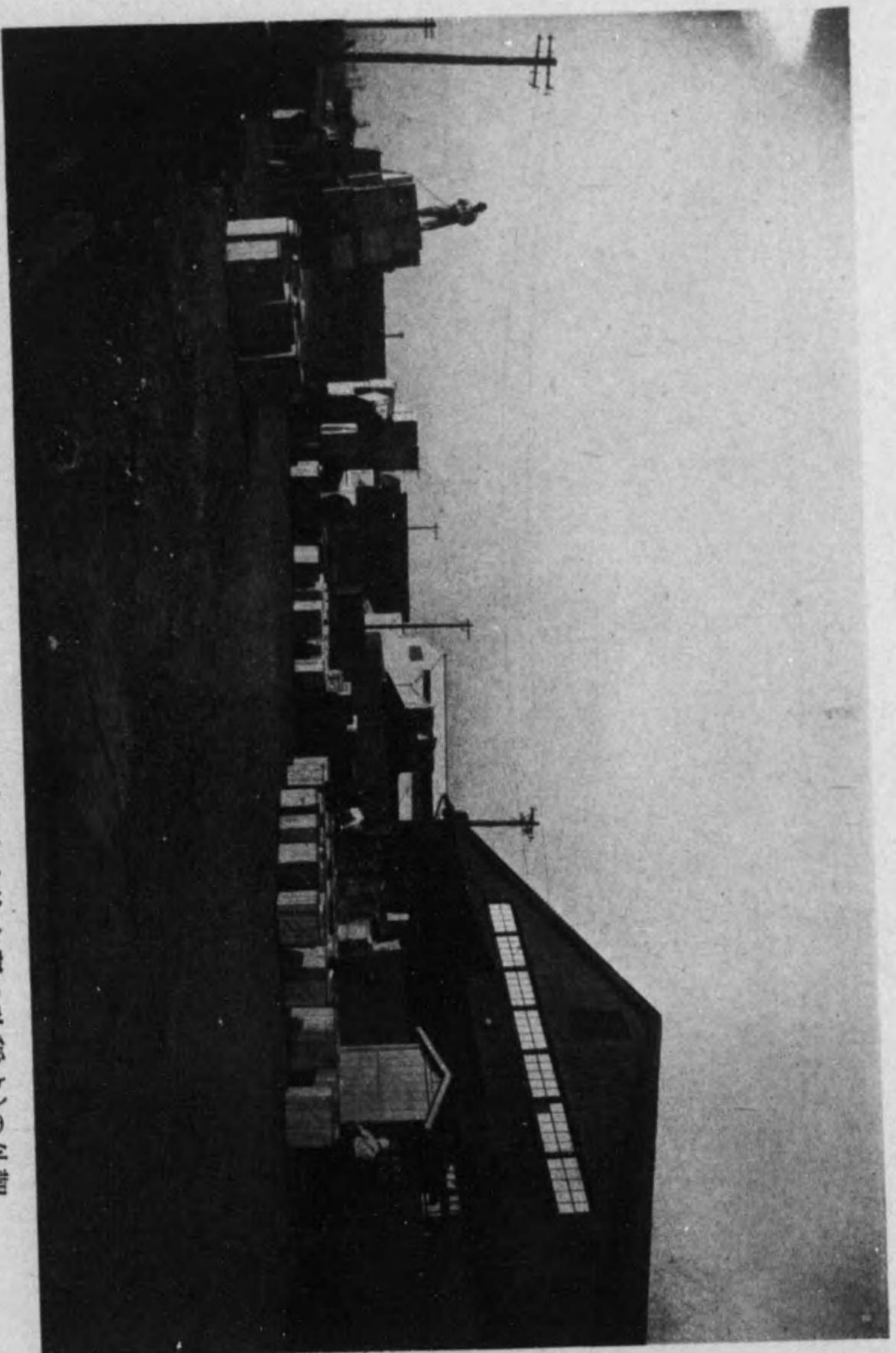


- | | | | |
|--------------|-------------|------------|-----------|
| (1) 益田理事長 | (2) 森理事 | (3) 鈴木理事 | (4) 池田代表員 |
| (5) 島栗備代表員 | (6) 加藤理事 | (7) 松永理事 | (8) 開林代表員 |
| (9) 宇井監事 | (10) 御船理事 | (11) 黒坂理事 | (12) 藤田理事 |
| (13) 玉井大阪事務長 | (14) 兵頭専務理事 | (15) 越田理事 | (16) 中川理事 |
| (17) 安田理事 | (18) 岩下理事 | (19) 武永代表員 | (20) 林代表員 |
| (21) 高岡理事 | (22) 堀理事 | (23) 中村代表員 | (24) 藤井理事 |
| (25) 谷村理事 | (26) 飯田理事 | | |

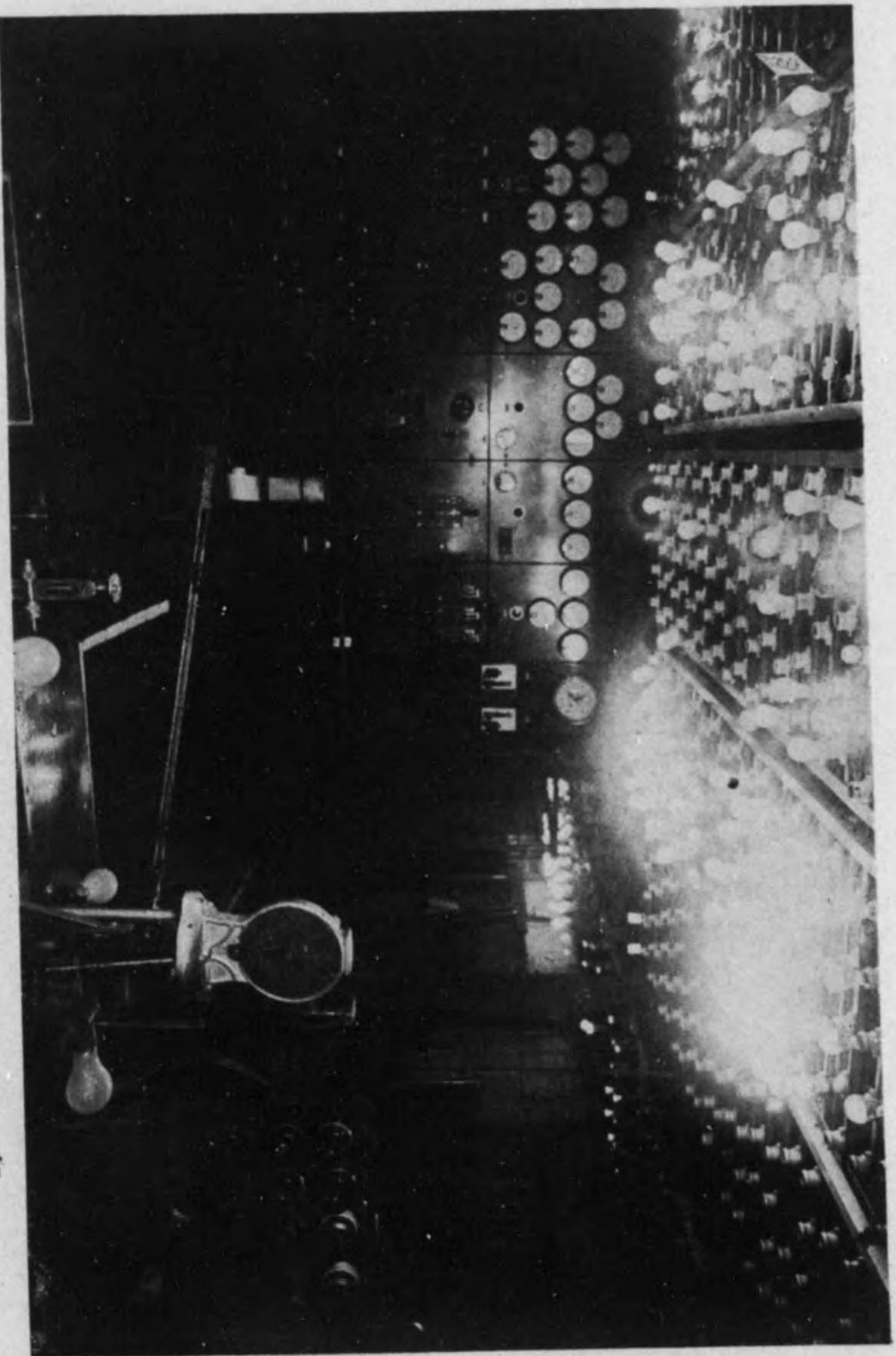
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| (59) 谷川 通事 | (50) 高田 通事 | (53) 中村 家員 | (51) 藤井 通事 |
| (51) 高田 通事 | (52) 堀 通事 | (18) 清水 通事 | (50) 林 家員 |
| (11) 安田 通事 | (12) 岩上 通事 | (19) 藤田 通事 | (19) 中川 通事 |
| (13) 王半 通事 | (17) 武蔵 通事 | (11) 藤原 通事 | (13) 藤田 通事 |
| (6) 宇井 通事 | (10) 嶋 通事 | (11) 藤原 通事 | (13) 藤田 通事 |
| (9) 員 通事 | (9) 嶋 通事 | (5) 水 通事 | (8) 藤田 通事 |
| (1) 員 通事 | (3) 森 通事 | (3) 水 通事 | (4) 藤田 通事 |



日本電球工業組合聯合會解散當時に於ける役員其他の記念撮影



日本電球工業組合聯合會東京品川第一検査所(後東京検査所と改稱す)の外観



日本電球工業組合聯合會東京品川第一検査所内に於ける壽命検査室の一部

序

叢雲低く太平洋に垂れ罩めた静かなる日、昭和十六年十二月八日こそ、我が大日本帝國にとりて永久に忘るる事の出来ない最も銘記すべき日であつた。

顧みるに帝國が世界新秩序の一環、大東亞共榮圈の確立の爲めに、其の存立を賭して戦ひ來つた抗日支那、重慶政權に對する聖戰に對し、米・英兩國は却て之を支持して東亞の禍亂を益々助長し、加ふるに平和の美名に匿れて東洋制覇の野望を逞うせんとして、所謂 A・B・C・D 包圍陣を強化して我に挑戦して、遂に經濟斷行を敢てし、更に加ふるに武備を強化して我を屈從せしめんとするに至つた。此に於て帝國は自立自衛の爲め蹶然起つに至つたのである。即ち我が無敵海軍は此の日早曉を期して遠く眞珠灣を襲つて傲然構へたる米の廻航艦隊の大半を一舉にして潰滅して此に東亞の黎明に第一歩を踏み出したのである。

爾來勇武なる我が皇軍將兵は、馬來に、爪哇に、比律賓に勇猛果敢なる激闘を展開

して克く敵の重要據點を爆碎して之を占據し、或は東太平洋、或は南西太平洋に數次に亘る大海戦を展開し敵有力艦隊を其の都度撃沈破し茲に必勝不敗の態勢を確立するに至つた。

二

大東亞戦争必勝完遂の鍵は即ち國力を擧げて戦力の増強に集注する事である。即ち此の爲めに絶對的必要なる事は、戦争物資の生産力擴充と、之に伴ふ國內經濟機構の再編成である。

今般政府當局の此の觀點に於て斷行せられたる電球工業の再編成に當り、我が日本電球工業組合聯合會が、其の十年の歴史に終止符を打つて發展的解散を斷行するに際し、茲に沿革史を編纂して業界人に頒布せんとす。

顧みるに我が日本電球工業組合聯合會は第一次歐洲大戰後に於ける世界經濟界の一不況期即ち我が國の國際聯盟脫退によつて世界經濟恐慌益々熾烈ならんとする昭和八年十月二十日創立以來、自由經濟主義の末期的症狀下に於ける、凡ゆる弊害に直面して克く之を矯正するに努めたり。即ち設立當初に於ては内外市場に對する不當濫賣

の弊と、品質低下に對處して、輸出向電球に對する共同販賣、内地向電球に對する販賣統制會社の設立に努力し、品質の向上維持の爲めには、内地向及輸出向製品凡てに對して製品検査を実施するに至りたり。更に海外市場の紛糾に對しては數量協定其他の平和的手段に依るの外、特許訴訟に依る權利擁護に努むる等大いに商權の擴張に邁進し、更に之等第一次階梯を経て内部機構の整備と業界の自發的統制の強化に努め、更に最近に至りては大東亞戦争完遂の爲めの一助として生産の計劃性と、資材の節約並に製品の向上と低物價政策に則る公價の制定等業界の安定並に國民經濟負擔の輕減に寄與するに至りたり。

以上の諸點は本史各論に於て之を詳記すると雖之亦本聯合會足跡の大綱とも謂ひ得べし。

今や帝國は大東亞戦争必勝不敗の態勢下に在りと雖、敵米・英は緒戦の苦杯を挽回せんとして凡ゆる苦闘を續けつゝある時、帝國は一層の長期決戦の覺悟を要するや誠に切なるものあり。茲に敢て本會解散を記念として本史を編録するに當り新體制下業

三

界の眞摯にして然も勇猛なる敢闘を祈りて不止耳。

昭和十八年二月一日

ルンネル島沖海戦の大戦果發表の日

益田元亮誌

日本電球工業組合聯合會沿革史

目次

▲(表紙題字) 日本電球工業組合聯合會沿革史……………益田元亮筆

▲(寫眞) 寫眞中の理事は昭和十七年九月二十一日現在に於ける現任者とす、其の順序はイロハ順により
たり

第一章 總 說……………一頁

第一節 聯合會設立以前に於ける吾が國電球工業の實情……………一頁

第二節 聯合會設立以前に於ける海外事情……………四頁

第一項 一般海外事情……………四頁

第二項 米國及蘭印に於ける本邦電球に對する特許係争……………八頁

第三節 聯合會の設立と其の當初……………三一頁

二

第四節 聯合會の發展……………三五頁

第五節 大東亞戰爭と業界の整備並に聯合會の發展的解散……………三七頁

第二章 組織及機關篇……………五二頁

第一節 定 款……………五二頁

第二節 役 員……………一八頁

第三節 所屬組合及表決權數……………二八頁

第三章 統制事業篇……………一三〇頁

第一節 内地向電球の統制……………一三〇頁

第二節 内地向電球の生産調節……………一三〇頁

第三節 内地向電球共同販賣會社の設立……………一三五頁

第四節 内地向電球の計劃生産……………一五八頁

第五節 内地向電球の公定價格……………一六六頁

第六節 輸出向電球の統制……………二〇四頁

第七節 輸出向電球の生産調節……………二〇四頁

第二項 輸出向電球の共同販賣……………二〇六頁

第三項 輸出向電球諸會社の統合……………二〇七頁

第三節 英國向電球に對する日英政府間の協定並統制……………二一〇頁

第一項 日英政府間の協定並折衝の經過……………二一〇頁

第二項 對英電球統制に關する朝鮮當業者との協定……………二一八頁

第四節 國際電球「カルテル」との折衝……………二二二頁

第四章 検査事業篇……………二四〇頁

第一節 内地向電球の検査……………二四〇頁

第二節 輸出向電球の検査……………二六一頁

第五章 資材事業篇……………三〇八頁

第一節 輸出向電球用資材……………三〇八頁

第二節 内地向電球用資材……………三一一頁

第三節 電球の計劃生産に伴ふ資材の所要量……………三二〇頁

第六章 事業報告篇……………三三一頁

第一、昭和八年度重業報告書抜萃……………三三一頁

第二、昭和九年度事業報告書抜萃……………三三九頁

第三、昭和十年度事業報告書抜萃……………三四六頁

第四、昭和十一年度事業報告書抜萃……………三五〇頁

第五、昭和十二年度事業報告書抜萃……………三五五頁

第六、昭和十三年度事業報告書抜萃……………三六二頁

第七、昭和十四年度事業報告書抜萃……………三六八頁

第八、昭和十五年度事業報告書抜萃……………三七七頁

第九、昭和十六年度事業報告書抜萃……………三八五頁

第十、昭和十七年度事業報告書抜萃……………三九三頁

第七章 會計篇……………四〇三頁

第一、昭和九年度會計抜萃……………四〇八頁

第二、昭和十二年度會計抜萃……………四一五頁

第三、昭和十七年度會計抜萃……………四二二頁

附 錄

(一) 所屬組合及其の組合員一覽表……………四四〇頁

(二) 清算結了總會記録……………四六二頁

第一章 總 說

第一節 聯合會設立以前に於ける吾が國電球工業の實情

吾が國電球工業の創設は明治時代にして、其の發達は大正時代であつた。此の時代に於て初めて國內消費電球の自給自足が達せられた。大正の末期より昭和の初期に於ては之等國內消費を充當するの外、其の生産電球は海外に輸出せらるるに至り、從而電球工業の躍進態勢をとるに至つた。然し此の時期に於ては未だ完全なる輸出電球工業としての確固たる基礎を爲すに至らなかつた。

吾が國電球工業の發達は電氣供給事業と併行的であつた爲め、内地向電球工業者は其の製品の販路を電氣供給事業者、電氣鐵道事業者及電氣軌道事業者に局限せられて居つた感がある。然も電氣供給事業は主として定額制により電燈料金を徴收したる爲め、其の使用電球の注文に當つては殆ど全部に亘り特殊仕様書に依つたものである。従つて之を製造する電球工業諸會社も、其の機械設備に於て、其の技術に於て更に其の使用原材料に於て常に最も優秀なるものを要求せられた事は之亦當然と謂はなければならない。蓋し内地向電球工業者は東京芝浦電氣株式會社（當時は東京電氣株式會社と稱す）の高度化資本を別としても其の機械設備に於て其の組織に於て共に高度化し、其の資本に於ても他の企業と同様數十萬圓以上の株式會社が多かつた。即ち東光電氣株式會社（當時東電々球株式

會社と稱す)、帝國電氣株式會社、メトロ電氣工業株式會社、エビス電球株式會社、日本電球株式會社、昭和電球株式會社南北商事株式會社(當時極東商事株式會社と稱す)、旭電氣株式會社等である。

然處前歐洲大戰以後に於ける世界經濟界の變動による海外諸國の經濟恐慌は、著しき購買力の減退となり、其の結果、低廉商品の要求顯著となりたる爲め、吾が國圓爲替の低落等による本邦低廉商品の輸入旺盛となり、就中電球の註文著しく激増するに至つた爲め、吾が國電球工業界に一大變革を招來するに至つたのである。即ち其の最も特殊なるものは豆電球製造工業の發達であり、次で裝飾用電球工業の勃興となり、更に進んでは一般照明用電球工業會社の新設増加である。今茲に吾が國輸出電球の統計を見るに昭和三年度に於て僅に四百萬圓に過ぎざりしものが、昭和七年度に於ては一躍一千二十萬圓に増大して居るのである。即ち此の種輸出電球は殆ど凡てが輸出電球の爲に新設せられたる新興電球工業者により製造せられたるものである。

此の當時に於ける吾が國電球工業は内地向電球工業者と輸出向電球工業者に比較的截然區別されて居つたのであるが、昭和七年末頃より前述の電球會社の新設と、能率の高揚、加ふるに海外に於ける本邦製電球に對する各種輸入防遏に依る輸出の減少は、當然の結果として著しき販賣競争激化を餘儀なくするに至つた爲め、其の分野も錯綜し異變を來すに至つた事は亦當然と謂はなければならぬ。

顧て國內中小工業に對する商工省當局の指導方針を見るに、同業組合法による各種團體に對す指導方針の行き詰りに對處して工業組合法による工業組合の設立を慫慂し、之によつて中小工業の自由經濟主義による各種弊害を矯

正せんとしたのである。電球工業も此の指導方針に則應した事は謂ふ迄もなかつた。即ち東京方面に於ける主要内地向電球工業者は東京標準電球工業組合(當時東京電球工業組合と稱す)を設立し關西に於ては關西標準電球工業組合を設立した。更に輸出向電球工業者は東京輸出電球工業組合及大阪輸出電球工業組合を設立したのである。

内地向電球工業者の此の組合の結成は、東京芝浦電氣株式會社が電球の内面艶消に關する特許の期間延長を出願せるに對抗する爲めに促進せられたるも、其の主たる目的は技術の向上及製品の統一を主眼としたるに在り、又輸出向電球工業者の團結は販賣競争激化による價格の低下防止及品質の向上維持を企てたる結果に外ならざるは定款其他に於て明かなり。

以上の如く聯合會設立一年前に於て電球工業者は各々其の企業形態に於て、工業組合を設立し自治的統制によつて自由經濟主義による各種弊害を矯正し、進んで斯業の發達を企圖したのであるが、之等工業組合は設立後日尙淺きと、自由經濟による弊習離脱困難なりし爲め、其の運営に於て何等見るべきもなく、從つて不當販賣競争は依然として激化し、爲めに内地向電球工業者は少量の注文に對して巨額の費用を浪費し、或は暗夜密かに門戸を叩き乃至響應する等の醜態を繰返し、輸出向電球工業者も亦原價を割つての競争となり、其の結果當然招來すべき粗悪品の製造となつた。

當時の海外報導は本邦輸出電球の無統制輸出に對し各國競つて輸入防遏を爲し米・蘭に於ける特許係争を始め各國の關稅の引上其他に依る輸入制限等何れも不當濫賣に依るものなる事を指摘し加ふるに粗悪品なりとの罵聲其他

を報導せられ特に重大なるは第二の重要市場たる英國に於て禁止的關稅を賦課するの聲漸く高くなり爲めに吾が、政府當局も之が解決に相當腐心するに至つた。如斯内外の事情極めて急迫し聯合會設立直前に於ては輸出電球工業の一角に早くも閉鎖倒産の叫びを擧ぐるに至る等、電球界の危機正に直前に迫りたるの感を招來するに至つた。

第二節 聯合會設立以前に於ける海外事情

第一項 一般海外事情

滿洲事變を契機として日本の國際聯盟脱退に依つて拍車を掛けられた、世界經濟界の動向は、益々「ブロック」的傾向を帯ぶるに至り、金本位政策の離脱及「インフレーション」の強化は、世界經濟恐慌の波紋を擴大するに至つた。

世界經濟恐慌は必然的に農業恐慌となり、更に進んで信用恐慌を惹起した爲め國民の購買力は著しく減退するに至つた。此の結果世界各國は市場の爭奪戰を激化し他方著しき排他的思想となり、遂に一九三二年五月に於ける「オッタワ」協定によつて大英帝國經濟「ブロック」は工作せられた。米國・和蘭・佛國・伊太利及露西亞等も夫々「ブロック」的傾向を帯ぶるに至つた。

斯の如き世界經濟の急激なる變革を尻目に本邦諸商品が世界市場再分割の新態勢に轉じ、電球も亦圓爲替の低落等も手傳つて昭和六年頃より米國・英國・香港・支那・英領印度・佛國・獨逸・濠洲・蘭領印度・加奈陀等殆ど全

世界に進出し歐米諸國の電球工業者をして戰慄せしむるに至つたのである。

本邦輸出電球の脅威的進出に對して各國の採つた防遏手段は(一)米國及蘭領印度に於ける特許訴訟 (二)濠洲に於ける「ダンピング」税 (三)英領「アフリカ」に於ける電球に對する爲替「ダンピング」税 (四)佛國に於ける輸入制限 (五)米國に於ける「ダンピング」防止法の適用 (六)英國の禁止的關稅設定に關する關稅諮問委員會の答申 (七)佛國及土國に於ける輸入電球に對する原産國名標記の強制等々枚擧げに遑なき程である。

米國に於ける特許による防遏手段は前後數年に亘つて係争を繰返したが、其の代表的なるものは米國「ゼネラル」電氣會社の本邦電球取扱業者たる東京「ラング」商會及太平洋輸入會社に對する米國特許第一、四一〇、四九九號、即ち「バクヅ」氏發明に係る「不垂下織條」に關する特許訴訟である。本係争は一、九三五年十一月十八日桑港に於ける合衆國第九區巡回控訴院に於て「ゼネラル」電氣會社側勝訴となりたるも、同一係争につき「ゼネラル」電氣會社對「ウオバツシユ・アップライアンス」會社との第二區巡回裁判區受持の控訴院に於ては「ゼネラル」電氣會社側敗訴となりたる爲め、茲に本件訴訟は合衆國大審院に移送せられたのである。然して大審院に於ては一、九三八年五月十六日判事「リード」に依つて該特許の無効判決が下された。此の判決に於ける無効の理由は詳細を盡して居るが、要は特許請求範圍の主要部分即ち第二十五項、第二十六項及第二十七項の權利範圍の請求が不明瞭且不親切である。即ち「充分に簡單明瞭に且正確なる辭句を使用し以て當該關係技術者若くは科學に通曉せる人士ならば何人たりとも右説明に依りて是が製作を爲し又は之を構成し又は結合したる上之が使用を爲し得べき説明書を

添附すべきものである」云々の外詳細に亙る理由を附し「第二區巡回裁判區受持控訴院に於ける無効判決理由たる「クローリツヂ」特許「即ち米國特許第一、〇八二、九三三號により先鞭を着けられたり云々の如きは敢て審問する要なし」と極めて冷然たる説明を爲し居る點等より見て如何に本件訴訟が商策の武器として濫用せられたるかを如實に物語るものである。

又蘭印に於ける「フィリップス」社對帝國電氣株式會社の「チップレス」、導入線及内面艶消に關する特許係争も單なる輸入防遏の爲めに國際電球「カルテル」の指令により投せられたる手段に外ならない。

歐米に於ける電球工業は、吾が國電球工業より著しく早く發達したる關係上等電球工業者は相互利益の擁護と不當競争を防止する爲め、完全なる市場提携が行はれて居た。即ち米國に於ては「ゼネラル」電氣會社を中心として主要有力會社によりて其の供給地域を米國及加奈陀に限定し、歐洲に於ては所謂世界電球「カルテル」の結成に依つて米國・加奈陀・日本及露西亞を除く世界市場を供給地域として完全なる市場協定が出来て居つた。此の世界電球「カルテル」の加盟會社は

- (一)「オスラム」有限責任會社(獨逸)
- (二)「フィリップス」電球製造株式會社(和蘭)
- (三)「コンパニー・デ・ランペ」(佛蘭西)
- (四)「ブリテツユ・トムソン・ハウストン」株式會社及「ゼネラル」電氣會社並に「メトロポリタン・ウィツカー」電氣會社(英國)
- (五)「イタリー・エヂソン」株式會社(伊太利)
- (六)「メタックス」電球會社(澳國)
- (七)合同電球株式會社(ハンガリー)等の諸會社である。之等「カルテル」加盟會社は豊富な資本力と權力により政府當

局者と密接なる連絡の下に本邦電球の輸入防遏に前述の如き各種手段を講じた事は之亦明瞭である。

尙本邦輸出電球に對する在伯林長井商務書記官報告に係る「獨逸當業者の見たる日本の電球工業」を掲載せんとす。

(一) 獨逸當業者の見たる日本の電球工業

一九三三年六月 在伯林 長井商務書記官報告

日本品は世界到る處に著しき進出振りを示したる爲め、獨逸經濟界の不況を更に深刻ならしむる一原因を爲しつゝありとの意見は、最近一ケ年に於て獨逸各方面に唱へらるるに至つた。當然日本の競争は主として極東特産品たる陶磁器、護謄等に限られたるが日本製自轉車、鐵管等の諸商品が獨逸の隣接國たる和蘭に輸入せらるるに及んで獨逸産業界は尠からざる衝動を受けた。從來と雖も獨逸の輸出品が、日本品によりて脅され居りたるも、今や日本品が獨逸の國內市場にも現はれ、獨逸國産品を驅逐せんとする情勢に立ち至れるを以て前顧の如く獨逸各方面の日本品に對する注意を喚起する事となれり。最近に於ける顯著なる一例は電球工業なり。日本に電球工業の起りしは近年にして一九二六年に於ける生産は電球三千萬個に過ぎざりし處、一九三一年に於ては 蹠一億五千萬個となり、又一九三二年は二億五千萬個に増加し十數年の經驗を持てる獨逸電球工業の生産の一倍半となれり。日本産電球は低貨銀と爲替安きを利用し、世界各地に進出し來れり。獨逸は一九三一年支那へは電球二百五十萬個此の價額百十萬麻克を輸出せるが、一九三二年に於ては百萬個に減じたり。又獨逸の電球輸出が近年約四割の減少を示し居

るに對し、日本の電球は南米市場の半以上を占め居れり。而して日本電球の北米合衆國向輸出は北米合衆國の實施せる輸入防止策にも拘らず、一九三〇年の三千五百八十萬個より一九三二年の六千九百九十二萬個に増加せり。獨逸電球工業は高級品を製し其の品質に付ては嚴重なる検査行はれ持久力、電流消耗力等に於て最善の能力を發揮せしめ居るものにして自然一般の粗製品に比し多額の生産費を費し居れり。而して戦後獨逸の電球工業は常に改善に努め戦前に比し約五割方の生産費引下に成功せり。然れども現在の生産費にては特別廉價なる日本電球と競争を爲し得べき状態に在らざるなり。従來海外品の「ダンペング」に對し獨逸工業に保護を與へたるものは特許保護と國際「カルテル」の協定なり。即ち電球國際「カルテル」は獨逸に頗る有利なるものにして僅少の海外品が獨逸に輸入せらるるに對し獨逸は多額の電球を輸出し得たる次第なり。獨逸電球市場は「ジーマンス」社及A・E・G社との管理下に在りたる「オスラム」社の統制の下にありたり。然れ共獨逸電球工業に於ても「アウトサイダー」無きには非ざるも、右は主として「チュウリンゲン」地方に於ける五十餘の小電球工場にして、同地方の廉價なる勞働力を利用して豆電球色電球の如き下級廉價品を製造し居るものなり。日本に於ける電球工業は主として英・米・獨等に於ける最新技術を採用し日本の生産方法は右諸國が多年多大の犠牲を拂ひて成就せる處のものを利用し居るが故に、過去に於て右諸國が費せる生産費を節約し得たり。尙勞働者に對する社會施設費少なきを以て此の點よりして亦生産費著しく低く、日本電球の對外競争力は強き次第なり。云々

第二項 米國及蘭印に於ける本邦電球に對する特許係争

本邦輸出電球に對する輸入防遏に關し、特許係争によるものは前項に於て概説したるも茲には米國に於ける「ゼネラル」電氣會社對本邦電球間の米國特許第一、四〇、四九九號所謂「不垂下織條」特許の米國大審院判決書並に蘭印に於ける「フイリップス」社對帝國電氣株式會社の特許係争に關する經過報告書を登載し参考に資せんとす。

(一) 米國大審院に於ける米國特許

第一、四一〇、四九九號「不垂下織條」に關する無効判決書

譯 文

合衆國大審院

第四五三號 千九百參拾七年拾月期間

訴願者「ゼネラル」電氣會社

對

「ウオバツシユ・ノツプライアンス」會社「エーブ・アドラー」並に「エーブ・エム・バーカー」

第二巡回裁判區受持の合衆國巡回控訴院に對する事件調書移送命令狀に就きて(千九百參拾八年五月拾六日) 判事「リード」氏は裁判所の意見を陳述せり。

訴願者たる「ゼネラル」電氣會社は白熱電球用「タングステン」織條に關する「バクツ」特許第一、四一〇、四九九號に基き本件の特許權侵害訴訟の提起を爲したり。本特許は千九百參拾七年貳月貳拾日の出願に係り、千九百貳

拾貳年參月貳拾壹日附特許せられたるものにして、其の内容は方法と製品との権利の主張に關するものなるも、本訴訟に於ては製品の権利に限り之を主張するものとす。東部紐育受持の區裁判所に於ては要求權第二十五、第二十六及第二十七の三件を以て有効にして特許を侵害せられたるものと認め訴願人に對し差止指令及會計に關する布告を附與したり。而して第二巡回裁判區受持の控訴院に於ては訴願者の製品を以て「クローリツヂ」特許第一、〇八二、九三三號の教旨に基き製作せられたる織條の爲めに既に先鞭を付けられたることを認め、且告訴狀の却下すべき指令に對し之を破棄したるものなり。此の判決たるや第九巡回裁判區受持の控訴院より交付せられたる「安樂」對「ゼネラル」電氣會社の係争事件の判決即ち同一要求權を以て有効にして権利の侵害を蒙りたるものなりと認められたる判決とは全く矛盾し背馳したるものなり。故に此の矛盾を解決せんが爲め當院は本件に關する一件書類の移送命令を下附したり。：：合衆國大審院。

白熱電球に於て、電流を通して發光體として「タングステン」織條を用ふるるとき右織條の發する光度は電球技術の早期時代に於て用ひられたる炭素線織條に比し、遙に光度を増大するものなれども、此の織條の缺點とする所は「喰違ひ」と「弛み」の現象を生成し、之が爲め最初の「タングステン」織條の能率は人に影響を受くるに至りたるものなり。而して「喰違ひ」現象の起る所以は、電球の點燈中其の發熱作用の爲め、織條内部に一種の結晶物を生成するに至り、其の結晶織條の直徑部全體に亘り、右結晶物は全體に於て、織條の軸線に對して直角の方向に其の境界線を擴大するに至るが爲めなり。又斯の如く織條内部に生成せる結晶物は、其の外観に於て竹桿の關節に若

干類似し且右結晶物の横の滑りは其の接觸部に於ける織條の斷面積の減縮を來たし、之が爲め右接觸部の温度は上昇するに到り、其の結果織條の熱斷作用は速進せられ、其の弛度は減損せらるるに至るものなり。又「弛み」とは織條が發熱作用を受けて白熱せらるるに際し、其の位置に變化を來たす現象を言ひ、其の際織條は延伸するを以て一定吊子間に於て織條の占有せる平面の外部に押出さるるに至るものなり。瓦斯入電球の場合に於て、織條が「弛み」の作用を受くれば、織條捲線を擴がらしめ、其の際封入瓦斯は捲線間に流入するを以て織條は甚しく冷却せしめらるべく、且亦吊子を増置し以て織條弛度に抵抗を爲さしめ、之を阻止せしむるときは同じく織條の温度を低下せしめ、從つて電氣的能率を減少するの結果を見るに至るものなり。

「バクヅ」氏は前記の缺點を除去することの研究に従事し、是が爲め幾度となく實驗を行ひたりしが、恰も氏が本件訴願者たる「ゼネラル」會社に奉職中行ひたる、第二百拾八回目の試験の結果、現に今日係争中の特許に於て其の内容を開示せる如き發明を爲したり。其の明細書に因れば同氏の發明に依り電球の正規壽命の期間若くは其の商業的有効壽命の期間内に於て、織條の「弛み」は大部分除去せられ、且「喰違ひ」現象も大體に於て豫防せられたる旨の主張を爲し居れり。尙氏は金屬の粒子生成上、所期の効果を有する原料（硅酸アルカリ）を用ひ之を「タングステン」織條と緊密に結合せしめたり。而して右明細書には左記の記事を掲載し居れり。即ち

該金屬にして通常廣範圍に亘り粒子生成現象を起すに足る温度に到達したるとき「タングステン」分子と密着したる此種の物質の存在するときは、是が爲め「タングステン」粒子の形狀及大きさは顯著の影響を受くるものにし

て、是れが爲め生成したる「タンゲステン」鑄塊は數次熱處理法を受くる期間に於て、特別に粒子生成の促進を見るものにして、是れ全く右粒子の大きさ平衡状態に到達せざるが爲めなるか、將亦他の別個の原因の爲めなるか、何れかに屬するものなる可し。

余の發明せる方法に因り製作せられたる織條の「弛み」を有せざる理由に到りては恐らく其の組織に於て、比較的粗粒子なるが爲めなるべし。而して余の發明を用ひて作られたる粗粒子織條は電球の壽命を幾分なりとも短縮するの處ある「喰違ひ」現象を有せざるものなり。

區裁判所に於ては「バックツ」特許を以て斬新なる發明として之を表示したること、「バックツ」氏は電球の壽命の早期に於て大なる結晶物を生成したること、織條にして其の質粗糙なる上弛度無きものは織條内に於て織條を横の方向に擴大するを得る大ききの粒子存在するとき、滑動作用を誘發するに至るものなることは一般の常識となれる場合に於て、技術上より之を見れば「喰違ひ」を指示したるものなれども、「バックツ」氏は粒子の分界線の性状に依り「喰違ひ」を起さざる特殊の粗粒織條を百方手段を盡して入手したること、茲に分界線の性状中輪廓の點は頗る重要な要素なること、以上の諸項に關して區裁判所は之を認定したり。

巡回控訴院に於ては「バックツ」製品を以て白熱電球織條用線引「タンゲステン」製工作方法並に其の製品に對し特許第一、〇八二、九三三號に依り千九百拾參年拾貳月參拾日「ウイリヤム・デー・クローリツヂ」氏に許與せられたる特許の爲め、既に先鞭を付けられ、其の後塵を拜するものなることを認證し居れり。

當院に提起せられたる事案は訴訟中の權利の効力に關するものにして、第二十五項の要求權利は其の代表的のものとして之を見るを得べく其の内容を朗談すれば左の如し。

「第二十五項」白熱電球若くは其他の裝置の用途に供する織條は其の實質に於て大部分は「タンゲステン」より成り、且比較的大粒々子を多數包含するものにして、是等粒子の形狀大小の程度は此種の電球若くは他の裝置の正規壽命又は商業上の有効壽命の期間内に於て織條の受くる實質上の「弛み」及び「喰違ひ」の現象を阻止するを以て足れりとす。

當院に於ては「バックツ」氏が發明の開示を爲したるや否や、若くは右製品より以前に他製品の先鞭を着けたるものありや否やに付ては敢て之を審問する必要無く、其の要求權に到りては明に無効なり。尙其の要求權に付ては R.S. 48835, U.S.C. 33 の要求諸條件を満足せしむるに足る明確なる開示を爲すに至らざりしものなり。該方面に就きて特許權出願者たるものは、宜しく其の發見若くは發明に關する説明に對し、充分に簡單明瞭にして且正確なる辭句を使用し、以て當該關係技術若くは科學に通曉せる人士ならば、何人なりとも右説明に依りて、之が製作を爲し又は是れを構成し又は結合したる上、是が使用を爲し得べき説明書を添附すべきものとす。而して出願者たるものは自己の發明に係るもの若くは自己の發見に係るものとして、是れが權利を要請する個所又は改良若くは組み合せに就きては特に之を指摘して明瞭なる主張を爲すべきものとす。當院の見る處に依れば「バックツ」氏は同氏發明に係る織條の製作竝に該使用方法に關し、技術に精通せる専門家に對して相當範圍の通告を爲したることは容易に之

を推定するを得るなり。凡そ法規には別途の命令権を具ふるものにして、國會に於ても大抵の發明は皆何等かの現存の物品、方法若くは機械に關する改良の表示なること、及び右發明を記述するに當り、新發明に對する了解を容易ならしむるには、舊發明の大意に亘り、之を詳説するの必要あることを認むるが故に、國會としても特許出願者に對しては出願者の要請するが如き、同人の新發明に係るものなりとする點に就きては、其の特殊の明瞭なる陳述を爲すべきことを要請し居れり。凡そ特許と稱するものは其の性質基礎的のものたること、將又改良に關するものたることを問はず、發明若くは發見なりとする要求權利に關する限り、法令の定むる必要條件に對し、一點の錯誤なく正確に適合することを要し、且特殊の範圍は特許權者保護の爲め、他人の發明的天分を獎勵鼓舞する爲め、及び發明の主體は結局社會に對して之を貢獻すべきものなりとの保證の爲め、社會に對して之を公知せしむべきものとす。法令は世人の特許權に關する認識不足の爲め、特許權者に不當利益を與へ、其の他の人々に不利益を被らしむることあるべきに鑑み、之を防止することに努力を傾注し居れり。

發明者は、主張されたる獨占權の範圍に關し、右特許の有効期間中は之を世人に告知し置き、以て右特許の何れの點は世人に於て免許を受けざるも、特許に抵觸する所無く、安全に之を使用し若くは製造を爲し得べきや、將又免許を受けざる限り、之が使用製造を爲すことを得ざるやに關し、之を世人に告知し置くべきものとす。

要求權利は當該發明を計量する尺度と謂ふも可なり。

特許權者は製品の粒狀組織の如き頗る精緻なる個所に鑑み、是れが保護を求むる新特徴の精細なる説明記述の必

要ある個所に關する限り、豫め其の發明、改良及發見の權利を要請するを得るものなり。又變つた物に對しては限定範圍内にて明確なる定義を下し置くの必要ある可く、是れ亦特許系統中に屬するものなりとす。

「バクブ」氏の新奇のものなりとして權利を要請したるものに關する説明は、充分に盡さざるものにして、大體に於て比較的大粒々子の多數を含有する「タングステン」纖維は單一結晶體に線引せられたる「タングステン」纖維（シャラー特許第一、二五六、九二〇號）に比し、要請權利を異にする發明と見るべく、且細微粒子狀の「トリヤ」を含有する「クローリツヂ」纖維とも異なるものなれども、「喰違ひ」現象の爲め、通常の大粒々子を用ひたる早期時代の製品を説明するに際し、相當の役割を演ずるものなりとす。區裁判所の見解に依れば、最初期に於ける所謂押出「タングステン」纖維も亦比較的大なる結晶より成り、該結晶の多數は纖維を横の方向に擴大せんとする大きさを有するものなれ共、是等の結晶は變位するものなり。特許權者としては全然別途の改良に關する權利の要請を爲すに當り、往々招來することある錯覺を明瞭ならしむるには、論議中の要請權利の辭句と他の發明者に依りて承認せられたる「喰違ひ」に關する障害の記述とを、比較對照するに在り。

實に又要請權利の内容には粒子の形狀大小に就き述ぶる所ありて、該粒子は電球の商業上有効壽命の期間内に於て纖維の「弛み」及「喰違ひ」を實質的に阻止するを得る大きさと輪廓を有すべきものなることを明記しあり。本條項の記事は當該粒子の組織上の特徴を説明する上に於て不充分たるを免れず、即ち粒子の機能に關する記述の點は之を除外するも最初期に於ける纖維の特徴たる形狀大小に關する説明に就きては何等述ぶる所無く且其の粒子の

輪廓を説明する個所無く(區裁判所は此點を極て重視し居れり)且其の不規則なる點すら之を記述し居らざるなり。本件に於て如何なる組織上の定義をも度外視したるが爲め粒子の機能説明に使用したる形容詞の意義は、漠然として捕捉し難きものとなりたるが故に、是れが特許権者は機能たる言辭を用ひて説明を爲すも自己製品への權利を擴布するものに非ずと爲す學說の收訴を見るに至りたるものなり。

要求權利第二十五項は其の内容に於て機能なる辭句を用ひたる記述の缺陷を眞に迫るが如く例證を擧げ居るも、右發明の記述として之を見るときは尙不充分たるを免れざるなり。然して今假りに之を以て充分なりとするも、發明の範圍を越へ獨占權の範圍に立ち入るの嫌あり。

第九巡回裁判區受持の控訴院は本件要求權利の記述が全然機能的のものに非ざること信賴を措けり。併し機能的の要求權利に伴ふ缺陷なるものは、若し常に眞なりとすれば事件が全然機能的のものなるときに限り存在するに止まらず却つて發明が其の經驗したる所のものを參考として詳述し引續き斬新なる個所に就き便宜上機能的言辭を使用する關係上苦慮する場合に於ても亦缺陷を招來するものなり。

効果若くは結果なる字句を限定使用して、製品の必要缺くべからざる性能品質を技術熟練の人士に對して適確なる定義を下すが如きは、場合に依り何等の支障を見ることなく、却て願はしき事さへあらはれ、斬新なる新奇品に對する須要なる特長は獨り特許に適合せる技術上の諸問題を補足するの傾向あるが爲め、是に因りてのみ新奇品と舊技術に依るものとを明瞭に區別し得ざる場合あるは、蓋し免れざる所ならん。而して要求權利第二十五項の文中

に使用せる辭句を其の儘に解釋すれば、是に因りて白熱照明技術に練達せる人々に對し明確なる意義を傳達するを得べきや否やの點に關して疑念を挾む餘地あらん。

巡回控訴院は結晶體を顯微鏡的及異種結晶形を其の數個に就きて適切に記載する如きは不可能事に非ざるも、其の實困難なることを認め、「バック」氏は恐らく其の最良の開示を爲すに至りたるものならんとの提言を爲したり。

然れ共國會に於ては社會保護の見地より發明者に對して其の特許を一定の範圍内に限り之を公示し、且右の條件は獨占權の許與せらるる以前に於て之を確保し置くべきことを要請し居れり。

記述を適當に描寫せん、するに當り、當該記述を充分、効ならしむるには相當の困難を伴ふものなるも、恐らく機能的術語を使用する以外何等の斬新味を帯びざる要請事件を正當なるものとして之を取扱ひ、是れに證明を與ふるが如きは、蓋し能はざる所なるべし。又自ら斬新の品なりと思惟したる製品を發見し若くは之を發明したるものが其の新規品の一部の模様を記述することの不可能なるや否やの點に付きては、蓋し疑念を挾む餘地あり。

茲に關聯を有する製品への權利は、其の特許明細書につきて之を照査するも其の効力を認め得ざるべく、今假りに本件の要請權利は適當なる場合に於て廣範圍の意味を有する辭句若くは機能的字句を用ひて該要請書中に記載しある要素の内容を明確ならしむる目的を以て、明細書の説明記事を参照し是れによりて、右權利を擁護し且之を主張し得るものとせば、「バック」特許明細書は織條の粗粒子性に關する記事以外には何れの點より見るも、織條の記述を爲さんとしたるものに非ざるなり。今假に製品の製作方法に限り之を詳細に説明記述する明細書中の當該個所

の記事に依り該製品に對する要求權を明確に示し得べきものとす。『パックス』方法の記事中には纖維製品の性質に就て何等の説明を加へ居らざるなり。若干の實例を見るに事案中には新製品を以て其の製造方法に關係ありと爲し、是れに對して明確なる説明を爲し居るものありと雖、自己製品と舊製品とを區別する點に就き、其の製造行程を参照するに非ざれば言語を以てするも、若くは構成上より見るも明かに之を區別し得ざる場合に於て特許權者は其の製造工程の如何を問はず該製品に對する獨占權を享有するを得ざるものとす。凡そ物件の製品若くは組成分に對する特許に就きては、何れも皆其の製造行程の記述を度外視するも、尙且承認を得らるる様之が査定を爲し置くべきを要す。若し然らずんば右の行程に因らずして製作せられたるものに對しては、特許侵害の主張を固持することを得ざるものとす。

結局製品への要求權は明細書に指示せる行程に遵ひて製作したる製品に制限を加ふるも、是が爲め免除せられたるものに非ざるが故に如斯解釋は被控訴人にとり或は有利ならざることあらんも、行程の權利にして有効なる場合に於ては汎き範圍に亘り製出せられたる纖維に對して右權利の適用を爲す可きが故に如斯解釋を下し是れに因り被保護特許權者の利益を圖りたるものに外ならず。然れども右解釋の及ばず不適に關する疑義に於ては暫く之を置き、本件の内容中に於て明瞭なる辭句を使用して製造方法を示し若くは右の行程を想起せしむる字句を用ひて製品の説明を爲すに非ざる限り、時流に従ひ製品權利を利用するが如きは、本件事案中に是れ迄記載し居らざる要素を不當にも誘導したる結果を見るに至るべし。係争中の要請權利は創製せられたる製品の獨占權を握らんと欲する

ものにして、且其の効力を確實ならしむるに努力し、以て明細書に記述しある行程の製品若くは其の同格品に限り之を網羅したるものなることは之を再説する要なきものとす。

以上陳述の理由に因り要請事案第二十五、第二十六及第二十七は明かに無効なり仍て判決す。(確定済)

「カードゾー」判事は本件事案の審理若くは判定に參與せざるものとす。

右正本に相違なきことを證明す。

合衆國大審院 書記

第二十六項 白熱電球若くは其他装置の用途に供する線引纖維にして其の實質に於て大部分は「タングステン」より成り、且比較的大粒々子を多數包含するものにして是等粒子の形狀大小は此の種の電球若くは他の装置の正規壽命又は商業上の有効壽命の期間内に於て纖維の受くる實質上の「弛み」及「喰違ひ」の現象を阻止するもの。

第二十七項 白熱電球若くは其他の装置の用途に供する纖維にして是を用ふる「タングステン」には「パーセント」の四分の三以内の非金屬を含有するものにして此の種電球若くは他の装置の正規壽命又は商業上の有効壽命の期間に於て纖維の受くる實質上の「弛み」及「喰違ひ」の現象を阻止するに足る大きさと輪廓を有する比較的大粒々子を以て主として組成せらるるもの。

以上

(二) 蘭印に於ける帝國電氣株式會社對「フィリップス」社の特許係争

昭和八年十一月三十日

在バタヴィア總領事 越田佐一郎

外務大臣 廣田 弘毅 殿

帝國電氣株式會社製電球ノ和蘭「フイリツプス」會社特許抵觸問題ニ關スル件

本件ニ關シ本年五月十七日附貴信ヲ以テ御訓令ノ趣敬承排氣孔ノ問題ニ就テハ小谷副領事ニ於テ在「スラバヤ」領事、三井及當地蘭人辯護士ト連絡ヲ取り勤回高等法院長ヲ往訪覺書（別紙甲號參照）ヲ提示スルト共ニ口頭ヲ以テ續々事情ヲ説明シ。

一、五月九日附「スマラン」裁判所ノ判決カ細田貿易會社取扱P・D電球ニ關スル高等法院ノ判例ヲ無視セル點。

11・Kortgeding ニ對スル控訴裁判カ單ニ「フイリツプ」社和蘭ニ在リテ蘭印ニ常駐代表者ヲ有セストノ理由ノミ

ヲ以テ、地方裁判所判決後六ヶ月ヲ經過セサレハ開始セラレスト云フハ「フイリツプス」カ原告トシテ爪哇ニ在ル他ノ商社ニ對シ何時タリトモ訴訟ヲ起シ得ルニ鑑ミ餘リニ「フ」ニノミ有利ナルコト。

ヲ特ニ強調シ何等便宜取計方依頼セル處（一）ニ就テハ尙本件ノ如キ複雑セル問題ハ Kortgeding ニ適セスト思考スルモ控訴書類ヲ見タル上ナラテハ確言シ難ク（二）ニ就テハ法律ノ不備ハ認ムモ現狀ニ於テハ如何トモ爲シ難キ旨回答アリタル次第ハ曩ニ電報ヲ以テ及報告置タル通ナリ。

「甲號」

排氣孔問題ニ關スル高等法院長宛一九三三年六月二十日附覺書要領

- 一、Nidite 電球ハ「アイスラー」式ニ依リテ製セラルル處「ア」式ハG・E式（和蘭特許九二六九號）トハ全然異ナルモノナリ、兩式トモ米國ノ發明ナリ、米國ニ於テモ日本ニ於テモ「アイスラー」式ハG・E式ニ抵觸セズトノ最高ノ裁判判決アリ、尙日本ニ於テ最モ權威アル日本政府ノ電氣試驗所モ同様抵觸セザル旨ノ聲明書ヲ出シ居レリ。和蘭特許審議會員 Dr. Reinders モ抵觸ニ非ズトノ意見ナリ。抵觸セザルコトニ關シテハ尙他ノ學者ヨリモ容易ニ聲明書ヲ入手シ得ベシ。
- 二、「ア」式ニ依ル日本製電球ハ永年米、英、佛、白、蘭、獨、濠、南阿、南米、加奈陀、英印、暹羅、馬來半島、比律賓等ニモ輸出セラレ居レリ。此等諸國ノ中ニハ同ジク「ア」式ニ依リ電球ヲ製造シ居ルモノアリ、而シテ一般ニ彼等ハ上記（一）記載ノ判決ヲ知ルノミナラズ「ア」式ハG・E式ニ抵觸セズト信ジ居ルヲ以テ國內品モ日本品モ賣捌ニ何等ノ障碍ヲ受ケ居ラズ、從ツテ日本ニ於テハ外國ニ於テ抵觸問題ハ新ニ起リ得ベカラズト考ヘ居タル次第ナリ。
- 三、今回蘭印ノ問題發生ニ際シ日本側ニ於テハ「フ」社ハ公衆及裁判官ノ無知ヲ利用シテ同社ニ有利ナル判決ヲ得ベク試ミタルモノナリトノ印象ヲ得タリ。
- 四、上述ノ通問題ハ簡單ナルモ技術的細論ニ亘ル時ハ頗ル複雑トナリ日本ニ於テハ Kortgeding（假裁判）ノ如キ方法ヲ以テシテハ到底之ヲ取扱ヒ得ズト一般ニ見做シ居レリ、此點ニ於テ高等法院ガ同ジク「ア」式ニ依ル？ P・D 電球ニ關シ事件ハ假裁判ニ適セズトノ判決ヲ下セルコトハ日本側ノ徳トスル所ナリ。

五、然ルニ「スマラン」ノ地方裁判所長ガ一九三三年五月九日ノ判決ニ於テ右高等法院ノ判決ニ反スル決定ヲ爲シタルハ日本側ノ驚愕セル所ニシテ五月十七日附ヲ以テ抗告セル次第ナルガ右抗告ハ六月八日附高等法院判決ヲ以テ形式上ノ理由ニ依リ不受理ノ旨申渡アリ。

爲メニ三井ハ十二月迄空シク待ツコトヲ餘儀ナクセラレ甚大ナル損害ヲ蒙ルコトナリタリ。

六、右ニ鑑ミ抗告裁判ガ何等カノ方法ヲ以テ急速ニ進捗スル様御配慮相成ルコトヲ得バ頗ル幸トスル所ナリ。

帝國電氣株式會社提出の係争經過報告書

昭和八年十二月五日

帝國電氣株式會社 社長 鈴木 隆 晴

日本電球工業組合聯合會御中

對フィリップ社訴訟経緯ノ概略に就テ

本件は左記の通りに有之候條御參考迄御送附中上候

金輸出禁止前より輸出し居たる日本製電球は、禁止後急激に世界市場に向つて輸出し、先年マツダランプの所有せし瓦斯入特許期限満了となりてよりは、家庭用電球の躍進は彌が上に増加し加へて其後の圓爲替低落は更に其の進出に拍車をかけるに至り益々其の旺盛を見、米國を始めとして殆んど各國の市場を埋め盡す迄の進出振りを示す

に至りたり。

斯くの如き躍進著大なる日本製電球の趨勢を見たる吾社は、それ迄若干の輸出をなし相當の經驗を重ね聊か自負する所僅少ならざる爲め、先年三井物産と締結し世界市場に向つての吾社電球の一手販賣として總代理店を依頼し、本格的に電球輸出に對し努力を爲す事になりたる所、豫期の如き結果は歴然として現はれ一昨年春以來南米へ輸出したるを嚆矢として、歐洲方面はロンドンを第一位とし亞弗利加、印度、濠洲、南洋方面の各市場へ著しき勢を以て進出し三井……Mitite Lamp の聲名を發揚するに至り一層の努力を爲すに至りたり。

一、フィリップ社の訴訟提起

然る所偶々南洋は爪哇に輸出したる電球が、フィリップ社の特許を侵害せるものなりとの理由でフィリップ社代理なるアキス商會を通じ「フィリップ社の特許に抵觸する故に輸入並販賣を中止され度し、さもなき場合は訴訟を提起するやも計り難し」との警告を本年の一月早々受けるに至れり。

特許に付ては充分の調査研究をなし、何等侵害し居らざる事を確信し居りたる故に、此警告に對しては聊かの脅威を感じず、明らかに侵害せざるものなる旨を即刻解答し、尙ほ如何なる點が侵害し居るや明示せよと逆襲し茲に端なくも係争を敢行するに至り、三月積出分電球より輸入阻止の強制を受け通關も出來ぬ事となり、無通關の儘保税倉庫に保管せらるるの暴學を受けるの事態となりたり。

一、訴訟 内容

フィリップ社の提出せる特許訴訟の内容は主として

- 一、特許一一、三四六號（一九二四年四月十六日登録）
無垂下コイルフィラメントに關する特許
- 一、特許九二六九號（一九二三年四月十四日登録）及特許一七六一號（一九二七年十二月十六日登録）
排氣孔及瓦斯填充孔製造方法に關する特許
- 一、特許一六五四號（一九一六年十月五日登録）
導入線に關する特許

のものなるが、何れも吾社製造電球に使用の材料並方法に相違あるものにして、一として侵害のものなく全く無價値のものなり。

一、係争の遠因並經過の概要

抑々特許侵害の（爪哇に於ける）發端はフィリップ社が日本製電球の輸入増大し、其の發展進出の著大なる爲、自己の商標を冒され容易ならざる事態として驚異を感じたる結果に基づき、侵害呼ばわりを以て特許抵觸問題を提起したるものにして、最初最も大量に輸入せしめたる同業細田貿易株式會社の取扱品たる P.D. ランプに警告を發し P.D. ランプは特許を侵害するものなれば輸入中のもの及在庫のものは早く處分し、爾後特許を侵害する本品の輸入或は販賣は中止せよ」と數回に亘り警告せしも、細田は C 球以外の普通球ならば何等特許を侵害せざるものと

信じ依然普通球を輸出し、盛んに販賣を繼續したる處遂にフィ社は代理店たるアキス商會を通し訴訟を提起し先年九月スマランの法廷に於て特許九二六九號を侵害せるものなりとし二十萬盾の罰金を課し、同時に營業所、住宅、預金、在庫品等一切の差押處分を爲したるが爪哇に於ける最初の係争問題なり。

此の係争問題は其後細田が不當なる強制處分として異議の申立をなしパタビヤに於ける大審院たる高等法院に反訴の上告をなし、敗訴の場合に於ける二十五萬盾の賠償金支拂の義務を誓約して差押へを解除して貰ひ同時に正式裁判に於ける判決迄輸入販賣差支へなしとの事に據り、輸入を繼續せしめ得る段取りとなりしも、之れが爲め一時細田貿易は輸出を中止せし爲め日本製電球愛用の需要家をして高きフィリップ球を購買せしむるの状態となり、爪哇島民の購買に甚數支障と迷惑を掛ける事となりたる處偶々吾社製品たる三井の Mitite Lamp の出現に依り俄然需要家の購買心をあふりたる爲め、急激に大量の注文を獲得するに至れり。

據つて吾社は此の需要に對する供給をなすべく即刻工場の設備と組織を更に改善して製作に着手し需要に應ずる事となりたり。

然る所昨年十二月末になり突然曾つて細田貿易が受けしと同様の方法を以て、侵害せる旨の通告を發し來たり、速かに輸入販賣を中止せよ然らざれば適法手段に訴ふ可き旨の警告をなし且つ如何なる點が特許を侵害し居る哉の反駁に對する解答として、フィリップ社特許一一、三四六號を侵害せる事を明示し來りたる爲め、スラバヤの三井支店より否やの確め電信を發して來りたり。

依て吾社は斷然彼が言ふ所の特許一一、三四六號には全く抵觸せざる旨を解答し、且つ躊躇する事なく極力販賣に邁進すべき事の激勵電報を發し強硬の態度を表示したる處、侵害せざる旨を立證すべしとの申越に接したり、故に吾社は帝大の西博士、東北帝大の本多博士、京都帝大の西村、青柳兩博士に鑑定證明を請ひ、尙逕信省電氣試験所長高津博士の證明を取り剩さへ和蘭領事の査證を求める等東奔西走即刻の手配をなし一方爪哇に於ては和蘭本國特許局審判官たる、レインダー博士(和蘭人)の鑑定證明を求める等、萬全の準備と立證材料を整へたる上吾社技師迄も彼地に派遣し五月より七月迄抗争する事にしたり。

尙ほ被告側たる當方としては一方原告側(フイ社)の主張も寛容して、原告側に於ての鑑定證明をも取らしめ正々堂々の抗訴陣を張りたるも卑怯なる彼等原告側は、瓜哇在中の辯護士並裁判官それに又バンドン大學のギソルフ博士迄も買収して有利なる判決を下し、勝訴し得る様の暗中飛躍を敢行し、高潔にして公平無比のレインダー博士の鑑定證明を無視せしめ終に「原告側の主張も無視するわけに行かぬ故に正式裁判によつての判決ある迄輸入並販買を禁ず」との判決を下さしめるに至りたり。

彼等の同國人たるレインダー博士の鑑定證明は論理正然として説かれ而も卒直大膽に全々抵觸せずとの斷定を下しあり。而已ならず原告側よりの指名による東北帝大本多博士の同様なる鑑定證明あるにも不拘被告側たる我に一言の抗辯もせしめず。

右の如き暴舉極りなき非禮の判決を下さしめたるは誠に言語同斷なる處置として默視し得ざる處なり。

而も亦今一つの特許九二六九號の特許に對しても逕信省電氣試験所長高津博士の證明と、レインダー博士の證明あるにも不拘全く反古紙同様之れを無視し、本特許に全然無關係なる件を埒出し、當方側の正當なる解釋説明にも耳を籍さずして世にも不思議なるインチキ判決文を以て吾れを敗訴として輸入禁止を強要せり。

加之細田貿易の場合には判決に違反して抵觸せる電球を輸入販賣せし時は一個に付き一盾の損害賠償金を課せしに、當方側に對しては如何なる理由にてか不當にも一個に付十盾(邦貨にして約貳拾圓)と言ふ無暴な損害賠償金を相定めたり。

此の九、二六九號特許と言ふは排氣法に關するものにして既に世界公知の事實として自他共に問題視すべきものならざるものなり。

然るにそれをしも彼等は該特許に明記しあらざるものを特に捏造し裁判官をして判決文中奇怪至極の文句を連ねさしめ假令「ツマミ」と排氣孔とが一纏以内のものは製法に於て不良が少い、不良が少い製法は本特許に抵觸す。との沒常識極まる判決文を以て侵害呼ばりをなし、剩さる不當なる賠償金を相定め之れが輸入を禁止せしめるの暴舉を敢てしたるが如きは、實以て不都合も甚しきものなり。

彼の特許九、二六九號は物の特許にして特許文中一纏云々の事項はなし。

吾人のものは方法の特許にして既に吾國特許局に於て明らかに抵觸せざるものとの折紙付けられたる、日本特許七九、九七八號及當社特許七八、四九八號と相違のものなり。

而も排氣管は彼のものは眞直なるも、吾人のものは曲管にして一見素人が見ても判明し得るものなり。然るにも不拘如斯無法且つ無謀なる判決を下さしめたるは原告側が裁判官を操りての行動に基づく卑怯行爲なり。

依而直ちに(當時)反訴の上告をなしたるも法規に基づき相手方が蘭領東印度に居らざるの理由により、裁判長之れを認め法の示す處により第一回辯論迄六ヶ月の期間を置くとの宣告を受けしめられし爲め、空しく六ヶ月間を待機せざる可らざる仕儀となりたり。

P.D. ランプ細田貿易の場合は此事なく、吾れのみに関り此の法規を楯に六ヶ月間を宣告し阻止的不公平の處置を受けたるは誠に心外なり。

斯の如き無法にして事毎に吾人を擲擄すべき奇怪極まる結果となりたる事は、總てフィリップ社の運動に基づくところなるも、畢竟侵害に名をかりて輸入阻止を爲さんが爲めの各國の國際商略手段に遠因する結果にして、同系たるG・E社の政策的後援に依る處大にして單なる私權の抗争としてのみ觀るを得ぬものなり。

現に米國に輸出したる日本製電球に對してG・E社が訴訟を提起せる、「インサイドフロスト」及「ナンサングワイヤール」に關するものも、結局連鎖的のものにして諸外國の經濟ブロック形成と相俟つて日本製電球を窮地に陥らしめ世界市場より驅逐するの魂膽なり。

故に對フィリップ社の係争問題も對會社の問題とせず、國家的の問題として對G・E者同様官廳筋の援助を懇請

して大いに國家産業擁護の爲め、將亦相互の商權確保の爲め一段の努力を以つて飽迄應戰するの要あり。

對フィリップ社の訴訟問題にせよ、對G・E社の訴訟問題にせよ、共に邦人側勝訴の要ある可く、何れかの一つが敗訴の悲運を觀るが如き事あれば其の影響する處甚大にして憂慮すべき事態を招來す。

故に吾社は三井と協力し外務省並出先領事の應援を得て今尙ほ善處打解すべく心魂を盡して努力接渉中なるも之れが解決は容易ならず。

一、訴訟問題に要したる經費

尙ほ此の訴訟事件に付き今日迄に要したる分にして判明せる經費は左の如し

特許係争問題に要したる今日迄判明の經費

- 一、參千六百參拾壹圓四拾四錢也
 - 一、三四三ギルダ一六一セント
 - 一、四一四ギルダ一
 - 一、一、〇〇〇ギルダ一
 - 一、四七三ギルダ一
 - 一、貳百圓貳拾七錢也
 - 一、二九三ギルダ一七一セント
- 電信料 七年十二月以降八年四月卅日迄分彼我電信
 - 電信料 追加分
 - 在爪哇三井支店員の出張旅費
 - レインダー博士鑑定料内拂金
 - テル・ハール Ter Haar 辯護士に支拂たる手動料
 - (横濱スラバヤ間、横濱バタビヤ間の運賃其他費用)
 - (スラバヤ横濱間、バタビヤ横濱間の運賃其他費用)

一、壹萬八千參百圓五拾六錢也

カナダ丸積直線纖維返送電球費用

スラバヤ及スマラン兩支店在庫一七二、七〇〇個分電球金額と夫れに要したる運賃其他諸掛費用

一、三、六二〇ギルダ―九二セント

一七二、七〇〇個分電球に要したる輸入税陸揚諸掛其他の費用

一、四、三六六ギルダ―一五セント

本年二月以降七月迄のスラバヤに於ける辯護士費用 (Van Der ck 法律事務所 Witsen Elias 氏擔任) 及其他の費用

一、壹千八百圓也

弊社向箆技師爪哇出張に要したる經費

一、壹百八拾九圓四拾參錢也

和蘭領事 查證料 十二通分

一、五拾四圓九拾貳錢也

和蘭特許翻譯料

一、貳百圓也

本多博士鑑定料

一、四百九拾圓貳拾七錢也

準備の爲めに要したる旅費其他雜費

合計 貳萬四千八百六拾六圓八拾九錢也

壹萬〇五百拾壹圓四拾仙也 (邦貨にして 約貳萬壹千貳拾貳圓八拾錢見當)

總合計 四萬五千八百八拾九圓六拾九錢也

追而 尙ほ現在上告中のもの (排氣孔の件) ある故に此分に對する費用承知し置くの要あり。

(ハ) 係争の終末

在バイビヤ越田總領事報告の如く高等法院の取扱甚だ不公平にして之が救済方法殆ど皆無の状態に立ち至りたる爲、遂に彼の要求に應じ處理するの已むなきに至りたるは誠に遺憾とする處なり。本件は其後日蘭會商により輸出數量の割當制限となりたる爲め、或る一定數量は之を確保するに至りたるも、市場の重要性は彼等によりて遂に消滅するに至りたり。

以上

第三節 聯合會設立と其の當初

米國及蘭印に於ける特許訴訟問題に對應する爲めの國內態勢は、外務省通商局及商工省工務局の指導援助と、東光電氣株式會社 (當時は東電々球株式會社と稱す) 社長益田元亮氏及日本纖維株式會社常務取締役住吉勇三郎氏等の献身的援助と相俟つて昭和八年九月二十日付を以て日本電球協會を設立し訴訟費の送附及米國訴訟法廷に出頭せしむる爲の須田武男技師の派遣等漸く其の緒に就くを得たる處、之と前後して倫敦駐在日本大使館商務參事官松山晋二郎氏は外務省に對し「英國官邊に於ては日本製電球の洪水的流入を阻止する爲め、禁止的關稅を賦課する方針の下に、目下關稅諮問委員會を開催し該委員會の勸奨に基き實施する計劃中なる處、萬一之が實現の曉に於ては本邦電球の對英輸出は全く不可能となる處あり、故に之に對應する爲め日本政府及當業者に於て至急何等かの對策を講ずる要あり」云々の報導あり、當時に於ける英國市場は米國に次ぐ重要市場にして昭和七・八年度に於ては益々

輸出増加を來したる等本邦電球工業としては重大なる關心を有したり。之に加へて各國市場に於ける各種防遏手段あり、就中不當濫賣と品質の低下は急速に是正する要ありて之が對策に關し政府當路者に於ても等しく腐心せられたる處である。

一面電球工業界を見るに資本的、技術的高度化せられたる東京芝浦電氣株式會社（當時東京電氣株式會社と稱す）は米國「ゼネラル」電氣會社の資本と並に其特許技術に付深き關係を有せしが爲、且つ支那市場以外に輸出せざりしが爲め此の種外國に於ける輸入防遏に對して全く無關係になり、他面内地向電球工業者も主として國內電氣供給事業者乃至電氣軌道事業者を顧客とする關係上之亦比較的冷靜なり。其他の電球工業者即ち東京及大阪の兩輸出電球工業組合の組合員は二・三工業會社を除きては企業形態に於て及企業年數に於て此の重荷を背負ふに其の力量不足し、加ふるに輸出貿易商は各種雜貨品の多角的輸出の兼業なりし爲電球のみに對し援助するものなき現狀に在りし爲、此の重大時局突破に非常なる困難を來したり。此の時に當り政府當局の白羽の矢は遂に益田元亮氏に下つたのである。即ち當時外務省通商局長來栖三郎氏は日本電球協會々長の資格に於て益田氏を招致し對英電球問題解決の意見を聽取して取敢へず在倫敦松山商務參事官に打電して切迫したる危機打開の指令を與へると共に、商工省に對し之が善處方を要望したのである。次で商工省工務局長竹内可吉氏は東京電球工業組合理事長の資格に於て益田氏を招致し、内外電球諸問題解決の爲め急速に聯合會設立方を懇懇したのである。茲に於て益田氏大いに期する處ありてか、兩標準工業組合並兩輸出電球工業組合の主腦者と膝を交へて談合したる結果、相當の迂餘曲折ありたる

も茲に聯合會設立の氣運濃化するに至り、當時東京電球工業組合總務部長故清水守衛氏をして聯合會設立準備に關する手續を爲さしむる一方對外諸問題の解決に腐心したり。斯くて諸手續完了したるを以て昭和八年十月二十日商工省第一會議室に於て官民並關係業者參集日本電球工業組合聯合會の創立委員會を開催し茲に芽出度聯合會の設立を見るに至つたのである。

聯合會の設立認可は昭和八年十一月三十日附を以て指令せられたが、創立委員會終了と同時に對外諸問題の解決に乗り出さざるを得なかつた事は如何に事態が急迫して居つたかを物語るものである。

聯合會設立當初に於ける緊急諸問題は第一には對英問題即ち英國市場の維持であつた。之が解決策として理事會及總會に於て意見の一致したるものは數量協定による妥協であり、取引價格の引上であり更に倫敦に日本電球直輸入商組合を設立せしむる事による取引の矯正であつた。其の第二は海外市場に於ける粗惡品の罵聲に對する對策即ち製品の検査の實施であつた。第三は一般海外市場に對する販賣價格の引上げ及び價格の維持である。

聯合會は設立當初に於て前記各項を實行に移す爲め理事會及總會に於て決定實行に移したる事項は凡そ次の通りである。

- (一) 輸出向電球の製造制限に關する事項。
- (二) 輸出向電球の共同販賣の實施（對英電球を含むも對英電球に付ては數量協定交渉中に付特殊の統制方式を講じたり）。

(三) 輸出向電球の共同販賣に對する準備として共同販賣規程を制定する外各電球工業者に對し註文の打切りを爲さしめ及び國內貿易業者及海外有力商社並大公使館、商務官事務所等に對し本會の機構及事業に關する詳細なる通報を爲したり。

(四) 重要輸出品取締規則による電球の製品検査の實施。

(五) 電球製造業者の意匠及商標の登録並記號の制定。

尙聯合會設立當時に於ける所屬組合並に選任せられたる役員の氏名は左記の通りなり。

(一) 所屬組合

東京輸出電球工業組合

東京電球工業組合

大阪輸出電球工業組合

關西標準電球工業組合

(二) 設立當時の理事

理事長 益田元亮

副理事長 森松藏

常務理事 飯田正榮

理事 牛尾梅吉

同 堀見東一

同 越田喜一

常務理事 北野隆春

理事 梶平治

同 鈴木降晴

同 楢府甚四郎

同 加藤新之丞

同 谷後榮利

(三) 設立當時の監事

監事 安住省三

同 中川三二

監事 大崎正雄

同 柴田正治

以上

第四節 聯合會の發展

日本電球工業組合聯合會が、自由經濟主義の末期的症狀下に於て、然も内外電球工業の危機最も急迫したる時期に於て設立せられ、爾來、茲に關すること十星霜、此の間に於ける聯合會の動向こそ、實に吾が國中小工業界の縮圖と言ひ得やう。聯合會が其の設立の當初に於ては設立の素因とも見られたる海外に對する不當販賣競争の是正、内地向電球工業者の無軌奔放なる自由競争に對する、販賣統制會社たる東西電球株式會社の設立、輸出向電球に對する製品の向上並に維持政策の確立等、走馬燈の如き業界刷新の第一段階を経て、茲に内部機構の整備に着手したる聯合會は、當時尙自由なる立場に於て内地向電球の統制外に存在したる、東京電氣株式會社及其の傍系會社たる大阪電球株式會社を其の傘下に集めて、内地向電球統制の完璧を期し、更に進んで關東電球製造工業組合を加盟せ

しめて茲に吾が聯合會は名實共に其の陣容を強化するに至つた。

日支事變勃發するや吾人の過去數年に亘り實施し來りたる處の電球の生産調節は、時流の影響を受けて體ては計劃生産に移行し、加ふるに自由經濟主義萬能の時代に於て、凡そ何人も夢想だにせざりし處の原・材料の入手に極端なる管理實施せられたる爲め、聯合會の事業も必然的に此の方面に主力を注ぐ事となつた事は蓋し時局反映の顯著なるものとす。

顧るに聯合會設立當初に於ては聯合會の推進により自由經濟の弊害矯正に努力し其の中期に於ては東京電氣株式會社の聯合會加入を始め、東京・大阪に於ける輸出電球工業者の自發的統合等、業者自ら統制經濟を謳歌するに至り、最近に於ては時局の影響によつて計劃經濟必至の現状となつた。

聯合會發達の過程を其の組織の上より見る時は二工業者一工業組合の加盟であるが、其の製産品總額より見る時は之等二工業者及一工業組合の取扱つた數量金額は殆ど其の半に達して居る。亦聯合會の發達を事業運営上より視る時は、統制事業に於ては國內當業者の生産調節の外、英國、蘭印等に對する數量協定に於て克く其の節を守つて對外信用を博し、更に製品の検査事業は海外各電球工業者をして粗悪品の罵聲を消散せしむるに至つた。想ふに海外電球製造工業者が聯合會設立直前に於て凡ゆる手段による輸入防遏即ち關稅の引上運動、數量割當實施、市場限定及米、蘭其他に於て敢行したる特許係争等の結果に於て、彼等自ら多少たりとも其の非を自覺する處ありたりとすれば、それは即ち聯合會の事業運営が彼等の喧傳したる各種の對象に完全なる改革を加へたる結果に外ならず。

即ち特許訴訟は最後に於ては日本側の勝利に終結し、關稅の日本品のみに對する引上は彼等電球業者の爲のみに終始する事不可能なる事判明するに至りては彼等としては最も効果的且確實なる方法を選ぶ必要ある事は自明の理である。即ち彼等自ら反省して日本の協力なき限り安全に企業の繼續不可能なる事を自認するに至りたるは蓋し聯合會の事業運営の大なる功績と云はなければならぬ。國際電球「カルテル」が聯合會に對し彼等の名譽と自尊心を放棄して其の加盟を勧誘するに至つた一事を以て之を證明するに尙餘りあるものがある。又資材事業を聯合會に於て開始するや從來重要諸原材料の配給系路が幾多中間業者の手を経たるに不拘直接聯合會に配給せられたる事及其の消費に當り凡て聯合會に一任せられたる如きは國內工業組合の數千數百に上ると雖、吾が聯合會は之等工業組合に比し組織及機構に於て並に役員の陣容に於て、及び經濟的に於て及び其の事業運営に於て最も完全に最も組織的に訓練せられたる賜に外ならず。

第五節 大東亞戰爭と業界の整備並に聯合會の發展的解散

日支事變勃發以來大東亞戰爭直前迄に於ける、米英の吾が國に對する態度は傲慢不遜なる干渉と、A・B・C・D包圍陣の強化であつた。吾が國は之に對しあくまで隱忍自重正當なる手段による外交々渉の外、大東亞百年の大計樹立に邁進する爲め、政治、經濟、思想、外交の刷新就中戰備の擴充強化に努力する一方、國內經濟新體制の確立に全力を集注するに至つた。即ち日・滿・支經濟ブロックの強化によつて戰爭物資の充足に努め、企業形態の再

編成によつて重點的必需物資の生産力を擴充し、他面各種の製造制限乃至使用制限令を發令して戰時下不要不急品の製造及販賣を禁止して國民經濟の再編成を達成する等、官民協力此の目的達成に邁進し來つた。機械鐵鋼製品工業界の整備に付ては昭和十五年十二月二十一日付を以て、商工省機械局長より通牒を發せられ、更に國民生活用其の他の機器工業の整備に關しては昭和十六年十二月十日付を以て通牒せられた。其他化學關係及纖維關係に於ても此種整備通牒となり、更に進んで戰爭物資確保の爲めに凡ゆる部門に於て強化刷新を斷行するに至つた。昭和十六年十二月八日の宿敵米・英に對する宣戰布告の大詔發せらるるや、我が將兵は積年の恨をはらすは此の時とばかり直ちに遠く布哇眞珠灣を襲つて米の廻航艦隊の大半を瞬時にして潰滅し、或は馬來、爪哇、比律賓の敵據點を爆碎して之を占據して敵米・英はもとより、世界各國を嚆然たらしむる等の緒戰の戰果を擧げ、引き続き數次の大海戰に於て敵米英の戰艦、空母其他の艦隊を或は激沈或は大破せしむる等、必勝不敗の態勢は日ならずして確立するに至つた。之に對し米英は一時は非常に周章狼狽したるも、此の緒戰の苦杯を挽回せんとして今尙各所に死闘を繰返しつつあるは蓋し看過し得ざる重大問題である。即ち我等は大東亞戰爭が長期戰にして然も大東亞十一億同胞を救ふべき最も崇高なる使命を有する戰爭である事を銘記せなければならぬ。

曩に述べたる如く大東亞戰爭直前に於て戰爭完遂の爲め凡ゆる部門に於て戰時體制確立の準備が爲された。今茲に大東亞戰爭勃發するに及んで、此の準備が加速度的に實行に移されたのである。されば鐵鋼統制會を初め各種の重要産業に對する統制會の設立。各種營團の結成乃至各種統制會社の設立等其の目的に向つて健全にして且強力な

る發足を爲す一方、各部門の整備統合が行はれたのである。聯合會が十年の歴史を有し電球業界の指導團體として今日迄、健全なる育成に努め來りたりと雖、此の振古未曾有の大東亞戰爭下に於て現在の機構其の儘に於て全かるべき苦なきは之亦當然なり。即ち政府は電球業界の再編成に關し昭和十七年二月十四日付を以て通牒を發し茲に電球工業者の資格を限定し之を以て、全國を地區とする單一工業組合を結成するに至つたのである。

電球工業の整備に關する通牒は左記の通りである。

機局第五六一號

昭和十六年十二月十日

商工省機械局長

佐藤 荃 太郎

商工省振興部長

豊 田 雅 孝

府 縣 知 事 殿

機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル國民生活用其ノ他機器工業ノ整備ニ關スル件

機械鐵鋼製品工業ノ整備ニ關シテハ曩ニ及通牒置候機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ基キ之ガ整備進捗中ノ處今般別紙要綱ニ依リ國民生活用其ノ他機器工業ノ整備ヲ圖ルコトト相成候條左記事項御了悉ノ上之ガ整備ニ付適切迅速ナル措置相成萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

國民生活用其ノ他機器工業ノ整備要項

國民生活用其ノ他機器工業ノ整備ハ各工業ノ實態ニ即シ各業種別ニ計劃ヲ樹立セシメ實施スルコトトシ商工省ノ指示ノ下ニ鑄物、鍛工品（中略）ニ付テハ整備ヲ進メツ、アルモ其ノ他ノ機器工業ニ付テハ左ニ依リ之ガ統制組織ヲ完備スルト共ニ企業ノ整理統合ヲ行フモノトス

一、品種別工聯（品種別組合ヲ含ム以下同シ）ノ結成

- (1) 齒車 (2) 發條 (3) 工作機械用精密完成部分品（中省） (10) 電氣用品（ラヂオ真空管、電球、蓄電器、配線器具、乾電池、照明器具）

右品目ニ關スル組合ノ加入資格ノ基準及地區ニ付テハ追テ指示スベキヲ以テ組合結成迄ハ從來通り道府縣工聯傘下ニ所屬セシムルモノトス（以下省略）

一六機局第四七五號

昭和十七年二月十四日

商工省機械局長 佐藤 荃 太郎
 商工省振興部長 豊 田 雅 孝
 府縣知事殿

國民生活用其ノ他機器工業ノ整備ニ關シ品種別工業組合ノ結成ニ關スル件

國民生活用其ノ他機器工業ノ整備ニ關シテハ昭和十六年十二月十日附一六機局第五六一號ヲ以テ通牒致置候處右通牒ニ依ル品種別工業組合ハ別紙要綱ニ依リ結成ヲ圖ルコトト相成候條左記事項御了悉ノ上之カ結成ニ付適切迅速

ナル措置ヲ講シ萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

記

一、指定機種ノ品種別工業組合（以下品種別組合ト稱ス）ノ組合員タル資格ヲ有スルモノノ指定ハ組合ノ主タル事務所ノ設定セラルベキ府縣ノ告示ヲ以テ之ヲ爲スコト

二、品種別組合ニ他府縣ノ事業者又ハ他府縣ニ工場ヲ有スル者ヲ加入セシムル場合ニハ組合ノ主タル事務所ヲ設置セラルベキ府縣ニ於テ前項ノ手續ニ依リ告示スルト共ニ之ヲ當該事業者ノ存スル府縣ニ通知スルコト
 當該事業者ノ存スル府縣ハ前項ノ通知ニ依リ前記府縣ヨリ指定ヲ受ケタル旨ヲ告示スルコト

三、品種別組合加入者指定ニ付テノ當省宛協議ハ昭和十七年二月末日迄ニ之ヲ完了スルコト
 國民生活用其ノ他機器工業ノ整備要綱ニ依ル品種別工業組合結成ニ關スル件

國民生活用其ノ他機器工業ノ整備要綱ニ依ル工業組合ノ結成ハ左ニ依リ之ヲ行フモノトス
 一、左ノ機械ニ付品種別工業組合ヲ組織セシメ其ノ取扱品目ノ範圍ハ別表ノ通トスルコト

- (1) 齒車 (2) 發條（中省） (9) 電球 (10) 真空管（以下省略）
- 二、品種別組合設置ノ府縣及組合ノ地區ハ別表ノ通トス
- 三、品種別組合ノ加入資格

(1) 組合ノ設置府縣ノ指定ヲ受ケタル事業者ニ限ルコト

(2) 府縣ニ於テ前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ各機種毎ニ夫々別添様式ニ依ル工場調査表添附ノ上豫メ商工省ニ協議スルコト

(3) 府縣ノ指定基準ハ別表ノ通トスルコト但シ指定基準ニ達セザルモ特ニ技術優秀ナルモノハ之ヲ指定スルコトヲ得ルコト
以上

別表 抜翠

一、機種別

電 球

二、取扱品目ノ範圍

(一) 一般照用電球(直線纖維電球乃至寸丸電球)

(二) 特殊大型電球(漁業用電球乃至雜電球)

(三) 特殊中型電球(羅針盤用全光電球乃至雜電球)

(四) 自動車用電球

(五) 豆電球

三、組合設置府縣

東 京 府

四、組合ノ地區

内地 一圓

五、指定ノ基準

(イ) ベンチ式排氣裝置五臺以上又ハ自動排氣裝置(ユニット)一臺以上

(ロ) 職工數二十名以上

ノモノナルコト

備 考

1 設備工作機械ハ金屬工作機械ヲ謂フモノナルコト

以上

2 職工數ハ常時使用職工數ヲ謂フモノナルコト

以上の整備通牒に依り電球界は再編成する事となり、通牒後相當の迂餘曲折あり新組合創立總會等に於ても多少の波紋を生したる等幾多の難關に蓬着したるも豫定通り結成するに至りたるを以て、聯合會は之と前後して解散する事となり解散に關する凡ゆる手續を完了昭和十七年九月二十一日解散總會を開催し茲に十ヶ年の歴史に最後の終止符を打つ事となつた。解散に關する認可指令は昭和十七年十一月二十一日附を以て指令書の交付を受けたるを以て翌十一月二十二日より清算事務に移つたのである。

本聯合會の解散に當り過去を顧みる時幾多感慨深きものがあるが其の内二・三を摘記すれば左の如し。

(一) 益田理事長の人格的存在

工業組合乃至聯合會は工業組合法施行以來急激に増加し殊に最近に至りては物資の受配給の爲、雨後の筍の如く簇生したる結果、其の運営に當り相當存在價值を疑ふものあり。就中役員陣に於て幾多の唾棄すべき事態を惹起したるもの枚擧に遑なき程なりき。然る處吾が聯合會は設立以來今日迄、幾多工業組合に比肩して最も優秀なる事績を擧げ、業界の指導的役割を完全に果し得たる事は、役員陣に毫も缺くる處なかつた事、特に益田理事長の人格的存在が盤石の重きを爲した事に在りと云ふも敢て過言に非ざるべし。即ち設立發起人總代となりて設立に參制し、設立以後解散に至る過去十年間に亘り常に全會一致理事長に推薦せられ、其の間一度と雖其の席を空しくしたる事なきは、他工業組合に凡そ類例なきものとす。

(二) 理事會及總會決議は一度たりとも多數決主義に依らず常に全會一致主義に依りたること

理事會及總會の決議は多數決によつて之を決定する場合は其の實行に於て幾多の障礙に遭遇するものなり。故に之等の決議は常に所屬組合乃至其の組合員に徹底的に理解せしめ而して之を遵奉せしむる要あり。本聯合會は設立當初より解散迄徹頭徹尾全會一致主義を採用し一度たりとも決選投票の如き方法を採りたる事なし。

(三) 財政の確立

本聯合會は設立當初より他組合の如く單なる賦課金主義に依らず、徹頭徹尾事業本位に依りて其の財政の基礎を確立したり。即ち検査事業統制事業、及資材事業等の各論に示す如く聯合會自ら検査を施行し、及び共同販賣を爲

し其の利益を以て聯合會を運営したる爲、初年度以後各年度に於て其の剩餘金を配分するに至りたり。

(四) 時流を速に把握し他業界に卒先したり

聯合會の設立は品質の向上と對外不當濫賣矯正を主因としたるも、一度設立するや克く之等の矯正に全力を傾倒する一方、聯合會自ら實施する事至難なりし點に關しては、當該工業者を援助して東西電球株式會社、東京輸出電球株式會社並大阪輸出電球株式會社等の如き統制會社に比すべき會社を設立せしめ、對英電球の統制強化の爲めに朝鮮電球工業者團體と提携し或は事變に依る資材の入手困難に對處して聯合會自ら資材の共同購入及び加工並に配給等時局に則應する措置を講じ業界に寄與したり。

尙聯合會解散當時に於ける役員及委員並に解散總會に於て選任せられたる清算人の氏名左の如し。

(一) 解散當時に於ける役員並に委員

役員

役名	氏名	住所	電話
理事長	益田元亮	東京市麻布區本村町一六	電話三田(45)二五一七番
専務理事	兵頭貞武	東京市世田谷區玉川等々力町一ノ二〇九〇	電話田園調布三二八四番
理事	飯田正榮	大阪市西成區旭北通四丁目一八	電話櫻川(64)三四七七番

理事	岩下 文雄	東京市大森區山王二丁目二二五五	電話大森(06)二二二二番
理事	加藤 新之丞	東京市品川區大井林町二二九	電話高輪(44)三五〇一三五三
理事	梶 平治	東京市豐島區堀ノ内町一〇〇二	電話大塚(86)二八五一番
理事	高岡 和三郎	東京市品川區東品川四丁目一三四	電話高輪(44)九五八番
理事	谷村 博藏	大阪市東淀川區豐崎東通四丁目一番地	電話豐崎(37)三五・三六・四二
理事	津守 豊治	東京市大森區山王二丁目二一五六	電話大森(06)三九〇五番
理事	中川 三二	大阪市東淀川區十三南ノ町一ノ四〇	電話北(36)七八七四番
理事	黒坂 矩雄	東京市麻布區竹谷町二	電話三田(45)二四六・二四七番
理事	山田 學而	東京市豐島區西巢鴨四丁目二四五	電話大塚(86)一一九八番
理事	安田 正義	東京市世田谷區松原町四丁目一九〇	電話松澤 二二二六番
理事	松永 龜藏	東京市澁谷區代々木深町一六一五	電話四谷(35)六〇八〇番
理事	藤井 隣次	東京市澁谷區松濤町二	電話澁谷(46)一〇六八番
理事	藤田 信	東京市芝區田町七丁目七番地七號	電話三田(45)四七三一番
理事	越田 喜一	大阪市浪速區小田町一一〇三	電話櫻川(64)一二三六番
理事	北野 隆春	東京市目黒區上目黒五丁目二三八六	電話澁谷(46)三二五番

四六

理事	御船 正	東京市品川區大井水神町二〇七一	電話小石川(85)五八四五番
理事	森 隆晴	東京市小石川區指ヶ谷町九〇	電話荏原(08)三六二・三六五番
監事	鈴木 鐵雄	東京市荏原區小山町五〇一	電話福島(45)二三四六番
監事	吉村 榮利	東京市大森區馬込町一丁目一二九〇	電話荏原(08)四三一〇番
監事	谷後 榮利	大阪市西淀川區大仁東町三丁目四三	電話澁谷(46)一一八四番
監事	宇井 寛次	東京市荏原區東戸越町五ノ三二	電話下谷(83)七四六七番
監事	工藤 達一	東京市目黒區上目黒二丁目二〇九九	
監事	松橋 秀磨	東京市本郷區根津宮永町二三	
監事	佐野 侃二	明石山下町二丁目八一九	

統制委員

益田 元亮	東京市麴町區有樂町一丁目三(東光ビル内) 電話丸ノ内(23)代表三五八(3)・三〇三番
北野 隆春	東京市目黒區中目黒二丁目六〇五 電話大崎(49)四五四一・四五四四番
越田 喜一	株式會社第三電球製作所 大阪浪速區小田町一一〇三 電話櫻川(64)一二三六番

氏名 會社名 住所 電話

岩波 伯太	極東商事株式會社	東京市淀橋區下落合二丁目九七一 電話大塚(86)二七四・三九二七番
早川 義治	昭和電球株式會社	京都市下京區西九條院町一 電話下二八五五番
橋田 憲藏	橋田商會	東京市品川區西大崎四ノ七九五 電話大崎(49)二三七三番
西川 市藏	大阪輸出電球株式會社	尼崎市梶ヶ島八八 電話福島(45)四二六・四七四・五〇九番
東條 虎輔	近榮電球株式會社	東京市麴町區有樂町一ノ三(東光ビル) 電話丸ノ内(23)四五七一―四五七四番
大塚 光二	大阪電球株式會社	東京市京橋區銀座西五丁目二ノ一 電話銀座(57)五七一―五七六・六四八・六三三番
中村 誠	東京芝浦電氣株式會社	大阪市東淀川區豐崎東通二丁目一〇 電話豐崎(37)二四四二番
三木庄治郎	三木電球製作所	尼崎市梶ヶ島八八 電話福島(45)四二四番 尼崎一四四九番
島 孝興	東亞電球株式會社	東京市品川區大井南濱川一八八一 電話大森(06)八八六四番
森山彌太郎	森山電球製作所	

意匠並商標登錄審查委員

委員長 高岡和三郎	高和電球製作所	東京市品川區東品川四丁目一三四 電話高輪(44)九五八番
委員 岩波伯太	極東商事株式會社	東京市淀橋區下落合二丁目九七一 電話大塚(86)二七四・三九二七番
委員 多喜虎吉	多喜電球製造株式會社	東京市大森區上池上二四三 電話荏原(08)三五五一番
委員 谷後榮利	光榮電球株式會社	大阪市西淀川區大仁本町三丁目四三 電話福島(45)二三四六番
委員 中川三二	昭和電球株式會社	京都市下京區西九條院町一 電話下(5)二八五五番
委員 鳴瀬富三郎	扶桑電球株式會社	東京市品川區南品川五丁目六七 電話高輪(44)六一四三・二七五九番
委員 安田正義	大阪輸出電球株式會社	尼崎市梶ヶ島八八 電話福島(45)四二六・四七四・五〇九番
委員 松永龜藏	松永電球製作所	東京市澁谷區代々木深町一六一五 電話四谷(35)六〇八〇番
委員 藤井隣次	東京芝浦電氣株式會社	東京市京橋區銀座西五丁目二ノ一 電話銀座(57)五七一―五七六・六四八・六三三番
委員 藤田信	東京芝浦電氣株式會社	東京市京橋區銀座西五丁目二ノ一 電話銀座(57)五七一―五七六・六四八・六三三番

委員 阿部 繁一 北斗電球株式會社
 委員 北野 隆春 スタンレー電氣株式會社
 委員 森 藏 日本電球株式會社

五〇
 東京市麹町區内幸町一丁目七(幸ビル)
 電話銀座(57)二二五三番
 東京市目黒區中目黒二丁目六〇五
 電話大崎(49)四五四一―四五四四番
 姫路市大藏前町二
 電話姫路一九五・一九一九・二〇九八番

信用評定委員

委員 早川 義治 昭和電球株式會社
 委員 西川 市藏 大阪輸出電球株式會社
 委員 竹内 壽恵作 竹内電球製作所
 委員 八代 五郎造 東光電氣株式會社
 委員 吉村 鐵雄 東京芝浦電氣株式會社
 委員 淺田 常五郎 淺田電氣商會
 委員 石井 萬治郎 東京芝浦電氣株式會社

京都市下京區西九條院町一
 電話下(5)二八五五番
 尼崎市梶ヶ島八八
 電話福島(45)四三八・四七四・五〇九番
 東京市麻布區谷町一丁目三八
 電話赤坂(48)一九五九番
 東京市麴町區有樂町一丁目三(東光ビル)
 電話丸ノ内(23)四五七一―四五七六番
 東京市京橋區銀座西五丁目二ノ一
 電話銀座(57)五七―五七六六・六三三三番
 東京市品川區南品川五丁目五一
 電話高輪(44)一八七二番

(二) 總會に於て選任せられたる清算人氏名

清算人	代表	益田 元亮
清算人		兵頭 貞武
清算人		鈴木 隆晴
清算人		加藤 新之丞
清算人		安田 正義
清算人		森 藏
清算人		松 永藏
清算人		御船 正

以上

第二章 組織及機關篇

第一節 定 款

日本電球工業組合聯合會定款

(昭和十六年九月二十六日臨時總會變更
同 年十月十四日變更認可)

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ所屬組合ノ共同ノ利益増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ日本電球工業組合聯合會ト稱ス
- 第三條 本會ノ地區ハ之ヲ日本全國トス
- 第四條 本會ハ主タル事務所ヲ東京市ニ從タル事務所ヲ尼崎市ニ置ク
- 第五條 本會ハ電球製造ニ關スル工業組合及工業者ヲ以テ組織ス
- 前項ノ工業者トハ拂込済資本金三十萬圓以上ノ株式會社ニシテ且所屬組合ニ加入シ難キ事情アルモノタルコトヲ要ス

第五條ノ二 本定款ニ於テ所屬組合ト稱スルハ工業組合第五條ノ工業者ヲ謂フ

本定款ニ依リ所屬組合ガ其ノ組合員ヲシテ遵守セシムベキ事項ハ所屬組合及所屬工業者ニ於テハ自ラ之ヲ遵守ス

ルコト要ス

第六條 本會ノ公告ハ東京市ニ於テ發行スル中外商業新報及大阪ニ於テ發行スル大阪朝日新聞ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章 加入及脱退

第七條 第五條ニ掲ゲタル資格ヲ有スル組合及工業者ハ本會ノ承諾ヲ得テ加入スルコトヲ得但シ工業者ニ在テ

ハ其ノ加入ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第八條 本會ニ加入セムトスル組合ハ左ニ掲グル書類ヲ添附シ加入申込書ヲ差出スベシ

一 出資引受口數ヲ記載シタル書面

二 定 款

三 最近ノ貸借對照表、財産目錄及事業報告書

四 加入ニ關スル總會又ハ總代會ノ決議録ノ謄本

五 設立認可及設立登記ノ年月日ヲ記載シタル書面

六 主タル事務所並理事及監事ノ氏名、住所ヲ記載シタル書面

工業者本會ニ加入セムトスルトキハ前項ニ準ジタル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第九條 前條ノ申込アリタルトキハ本會ハ理事會ノ決議ニ依リ其ノ諾否ヲ決ス

第十條 本會ニ於テ加入ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨申込者ニ通知シ加入金及拂込済出資額ノ拂込ヲ爲サシメタル後所屬組合名簿ニ登録ス
 加入ノ効力ハ所屬組合名簿ニ登録シタル時ヨリ發生ス
 所屬組合ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ讓受ケ其ノ持分ノ拂戻ヲ受ケズシテ本會ニ加入スル組合ニ付テハ加入金及出資拂込金ヲ徴收セズ
 加入金ノ額ハ年度毎ニ總會ニ於テ之ヲ定ム

第十一條 所屬組合ハ左ノ事由ニ依リ脱退ス

- 一 解散
- 二 除名

第十二條 所屬組合ハ前條ノ外本會ノ承諾ヲ得タルトキハ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得

脱退ノ申出ハ少クトモ事業年度末六箇月前ニ其ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス此ノ場合工業組合ニ在リテハ別ニ脱退ニ關スル總會又ハ總代会ノ決議録ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス
 前項ノ申出アリタルトキハ本會ハ理事會ノ決議ニ依リ其ノ諾否ヲ決ス

第十三條 所屬組合左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本會ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スルコトヲ得

- 一 出資ノ拂込其ノ他本會ニ支拂フベキ金銀ノ納付ヲ怠リ催告ヲ受ケタル後一箇月内ニ其ノ義務ヲ履行セザルト

キ

二 不正ニ本會ノ施設ヲ利用シタルトキ

三 本會ノ信用ヲ傷ケ又ハ本會ノ事業ヲ妨ゲル行爲アリタルトキ

前項ノ決議ハ總所屬組合ノ三分ノ二以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第十四條 脱退シタル組合ニ對スル持分ノ拂戻又ハ脱退シタル組合ノ損失ノ分擔ハ左ニ依ル

- 一 未拂込出資金ヲ除キタル本會財産ガ拂込済出資總額以上ナルトキハ拂込済出資金額ヲ拂戻スモノトス但シ除名ニ因ル場合ハ其ノ半額トス

二 未拂込出資金ヲ除キタル本會財産ガ之ヲ以テ本會ノ債務ヲ完済スルニ足ルモ拂込済出資總額ニ達セザルトキハ第二十二條第三項ニ依リ算定シタル金額ヲ拂戻スモノトス但シ除名ニ因ル場合ハ其ノ半額トス

三 未拂込出資金ヲ除キタル本會財産ガ之ヲ以テ本會ノ債務ヲ完済スルニ足ラザルトキハ第二十二條第三項ニ依リ算定シタル損失ノ負擔額ヲ拂込マシムモノトス但シ未拂込出資金ヲ限度トス

第十五條 持分ノ拂戻ハ其ノ事業年度末ヨリ三箇月内ニ之ヲ爲ス但シ脱退組合ガ本會ニ對スル債務ヲ有スルトキハ本會ハ其ノ有スル債權ノ限度ニ於テ相殺ヲ爲シ又ハ其ノ完済ニ至ル迄持分ノ拂戻ヲ停止スルコトヲ得

第三章 出資、準備金、特別積立金及持分

第十六條 出資一口ノ金額ハ壹千圓トス

出資ハ總テ金錢ヲ以テ拂込ムモノトス

第十七條 所屬組合ノ出資口數ハ一口以上五十口以下トス

第十八條 出資第一回ノ拂込金額ハ出資一口ニ付キ二百五十圓トス

第十九條 第二回以後ノ出資拂込ハ配當スベキ剩餘金中ヨリ之ニ充ツルモノ、外昭和九年度以後毎事業年度ニ於テ出資一口ニ付金一百圓以上ヲ拂込ムモノトス其ノ額及期日ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第二十條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ其ノ拂込ムベキ金額ニ對シ期日後日歩四錢ノ割合ヲ以テ延滞金ヲ徵收ス

第二十一條 所屬組合ハ理事會ノ承認ヲ經テ出資口數ヲ増加スルコトヲ得

出資口數ヲ増加スル場合ニハ増口金ヲ徵收ス

増口金ノ額ハ年度毎ニ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十二條 所屬組合ノ持分ハ左ノ標準ニ依ル

一 拂込済出資總額ニ付テハ各所屬組合ノ拂込済出資金額ニ依リ算定ス

二 準備金額及特別積立金額ニ付テハ各所屬組合ノ拂込済出資金額ニ依リ毎事業年度末ニ算定加算ス

第二十五條ノ三ノ規定ニ依リ損失ノ填補ヲ爲シタルトキハ之ヲ填補シタル財産ノ科目ニ對スル持分ニ按分シ其ノ持分中ヨリ之ヲ控除ス特別積立金ヲ臨時ノ支出ニ處分シタル場合亦同ジ未拂込出資金ヲ除キタル本會財産ガ拂込済出資總額ヨリ減少シタルトキノ持分ハ各所屬組合ノ拂込済出資金額ニ依リ算定ス

第二十三條 所屬組合ハ本會ノ承諾ヲ得タル場合ニ限り他ノ所屬組合又ハ本會ニ加入ノ承諾ヲ得タル組合ニ對シテノミ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ讓渡スルコトヲ得

第二十四條 持分ノ讓受組合ハ其ノ持分ニ付讓渡組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十五條 本會ハ出資總額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス

第二十五條ノ二 本會ハ毎事業年度ノ剩餘金ノ十分ノ一以上ヲ特別積立金トシテ積立ツルモノトス

第二十五條ノ三 準備金及特別積立金ハ損失ノ填補ニ充ツルモノトス但シ特別積立金ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ臨時緊急ノ支出ニ充ツルコトヲ得

損失ノ填補ニ付テハ特別積立金ヲ先ニス

第二十六條 加入金、増口金、延滞金、過意金及第十四條ノ規定ニ依リ拂戻ヲ爲サザル持分ハ之ヲ準備金ニ組入ル

モノトス

第二十七條 準備金及特別積立金ハ總會ノ決議ヲ經タル方法ニ依ルノ外之ヲ利用シ又ハ保管スルコトヲ得ズ

第四章 所屬組合ノ權利義務

第二十八條 所屬組合ハ本會ニ對シ左ノ權利ヲ有ス

一 總會ニ出席シ其ノ議決權ヲ行使スルコト

二 施設ヲ利用スルコト

- 三 配當ヲ受クルコト
 - 四 本會ノ業務及財産ノ狀況ニ付理事ノ説明ヲ求メ又ハ本會ノ書類帳簿ノ閲覽ヲ請求スルコト
 - 五 脱退シタル場合ニ於テ其ノ持分ノ拂戻ヲ請求スルコト
 - 六 解散ノ場合ニ於テ殘餘財産アルトキハ其ノ分配ヲ受クルコト
- 第二十九條** 所屬組合ハ本會ニ對シ左ノ義務ヲ有ス

- 一 定款及決議ヲ遵守スルコト
- 二 出資ノ拂込ヲ爲スコト
- 三 第八條ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ届ケ出ヅルコト
- 四 役員ノ召喚ニ應ジ又ハ照會若ハ質問ニ對シ遲滞ナク回答スルコト
- 五 新ニ本會ニ加入シタル組合ハ加入前ニ生ジタル本會ノ債務ニ付テモ責任ヲ負フコト
- 六 解散ノ場合ニ於テ本會ニ債務アルトキハ其ノ責任ノ限度ニ於テ其ノ債務ヲ分擔スルコト

第五章 事業及其ノ執行

第一節 總 則

第三十條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 検査及取締

二 統 制

- 三 營業ニ必要ナル物ノ供給
- 四 共同設備ノ設置
- 五 營業ニ關スル指導及研究
- 六 貯金ノ受入
- 七 資金ノ貸付

第三十條ノ二 所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ電球ノ製造及賣買數量並代金ノ收支ヲ明瞭ナラシムベキ帳簿ヲ備付セシムルコトヲ要ス

本會ハ検査ニ關スル取締、統制確保ノ爲必要アルトキハ検査員ヲシテ所屬組合若ハ其ノ組合員ノ倉庫、店舗、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ又ハ書類、帳簿ノ檢閲ヲ爲サシムルコトアルベシ

所屬組合ハ前項ノ臨檢若ハ檢閲ヲ拒ミ又ハ其ノ組合員ヲシテ之ヲ拒マシムルコトヲ得ズ

第二節 検査及取締

第一款 總 則

第三十一條 所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ本會ノ検査及取締ニ關スル規程ニ從ハシムベシ

第三十二條ノ二 検査ハ本會ノ検査場ニ於テ検査員之ヲ行フ

前項ノ規定ニ拘ラズ本會ノ適當ト認メタルトキハ所屬組合又ハ其ノ組合員ノ請求ニ依リ出張シテ之ヲ行フコトヲ得但シ検査ニ支障アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ規定ニ依リ出張検査ヲ受クル者ハ検査ニ必要ナル設備及雜役従事者ヲ提供シ且其ノ検査ニ要スル費用ヲ負擔スベシ

第三十一條ノ三 本會検査場ノ名稱及位置左ノ如シ

名 稱	位 置
日本電球工業組合聯合會	
東京 検査 所	東京市品川區東品川五丁目四六
同	東京市品川區北品川五丁目四五九
同	東京市品川區北品川四丁目五三六
同	東京市品川區大井鮫洲町一九〇
同	東京市澁谷區代々木山谷町一五六
同	東京市澁谷區向山町六〇
同	東京市澁谷區向山町四九
同	東京市淀橋區下落合二丁目九七一
同	川崎市堀川町七二
同	千葉縣長生郡東郷村保一三
同	大阪市西淀川區大仁東一丁目二六
大阪 検査 所	

同	大阪検査所京都出張所	京都市下京區西九條院町一一
同	大阪検査所枕瀬出張所	尼崎市梶ヶ島八八
同	大阪検査所姫路出張所	姫路市大藏前町二
同	大阪検査所大仁出張所	大阪市西淀川區大仁東二丁目六
同	大阪検査所小倉出張所	小倉市板櫃町大字中津江一、四〇四
同	大阪検査所豊崎出張所	大阪市東淀川區豊崎東通四丁目一
同	大阪検査所名古屋出張所	名古屋市中區西塚町五番地ノ一

第三十二條 所屬組合ハ第三十一條ノ規定ニ依リ検査ヲ受クベキモノニ付本會所定ノ検査合格證ヲ附セラレタル製品ニ非ザレバ之ヲ取引シ又ハ其ノ組合員ヲシテセシムルコトヲ得ズ

第三十二條ノ二 本會ハ検査員ノ報告ニ依リ製品検査ニ付必要アリト認メタルトキハ一時出荷ノ停止、荷造ノ開放其ノ他必要ナル取締ヲ爲スコトアルベシ
所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ前項ノ取締ニ付テハ之ヲ拒マシムルコトヲ得ズ

第三十三條 検査不合格品ハ検査ヲ爲シタル構内ニ於テ検査員又ハ其ノ立會ノ下ニ検査請求者之ヲ破毀ス但シ容易ニ改造、補修ヲ爲シ得ルモノ又ハ他ノ規格ニ依リ更メテ検査ヲ受クルモノニシテ検査員ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四條 本會ハ所屬組合ノ組合員ニ非ザル者ノ製品ト雖其ノ請求アルトキハ之ヲ検査スルコトヲ得

第三十五條 検査請求者其ノ検査ノ結果ニ異議アルトキハ検査終了通告ノ日ヨリ五日以内ニ再検査ノ請求ヲ爲スコ

トヲ得

再検査ハ前検査ニ關與セザリシ検査員二名以上ヲ以テ之ヲ行ヒ其ノ合議ニ依リ之ヲ決定ス

前項ノ場合ニ於テ検査員ノ意見一致セザルトキハ前検査ニ關與セザリシ他ノ検査員ノ意見ヲ參酌シテ多數ニ依リ決定ス

前二項ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第三十五條ノ二 本會ハ破損其ノ他ノ事由ニ依リ請求アリタルトキハ検査合格證票及外裝検査合格證票ノ再貼附並外裝検査ヲ爲スコトヲ得

第三十五條ノ三 本會ノ行フ検査又ハ検査合格證票及外裝検査合格證票ノ再貼附若ハ外裝検査ニ付時間外又ハ休日若ハ急速ニ之ヲ施行ノ請求アリタルトキハ其ノ検査又ハ検査合格證票及外裝検査合格證票ノ再貼附若ハ外裝検査ヲ爲スコトヲ得

急速検査ニ付左記ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本會ハ其ノ受付ヲ爲サズ又ハ受付數量ヲ制限スルコトアルベシ

- 一 検査品幅帳シ普通検査終了ノ豫定日ヲ延長スル處アルトキ
- 二 急速検査終了希望豫定日時迄ニ終了ノ見込無キトキ
- 三 其ノ他止ム得ザル事由アルトキ

第三十五條ノ四 本會ノ行フ検査ハ内地向製品ノ検査及輸出向製品ノ検査ニ別ツ

内地向製品トハ輸出向製品ヲ除ク凡テノ製品ヲ謂フ（以下之ニ同ジ）

第三十五條ノ五 検査請求者ハ検査員ノ指定期日其ノ他ノ指示ニ從ヒ電球及其ノ附屬品ヲ検査場ヨリ搬出スベシ

前項ノ物品ヲ特別ノ事由ナクシテ指定期間内ニ検査場ヨリ搬出セザルトキハ指定期日ノ翌日ヨリ起算シ搬出ノ日迄保管料ヲ徴收シ尙検査請求者ノ負擔ニ於テ返送スルコトアルベシ

前項ノ物品返送ノ場合其ノ破損、紛失其ノ他損害ニ付本會ハ其ノ責ニ任セズ

第三十六條 検査手数料、検査合格證明手数料、検査合格證票及外裝検査合格證票再貼附手数料、出張料及保管料ハ左表ノ通トス

一 内地 向

(イ) 検査手数料

品 種	普通検査手数料 (二個ニ付)	第三十五條ノ三ニ 依ル時間外及休日 検査手数料(同上)	同上急速検査手 数料(同上)	第三十五條ニ依 ル再検査手数料 (同上)
第三十七條第一號及第二號電球	二厘	二厘六毛	四厘	四厘
大型變形電球	二厘	二厘六毛	四厘	四厘
中型變形電球及 自動車電球	七毛	九毛一糸	一厘四毛	一厘四毛
第三十七條第三號及 第四號電球	二毛	二毛六糸	四毛	四毛
豆及小型變形電球				

(ロ) 検査合格證票再貼附手数料

検査合格證票	普通手数料(一枚ニ付)	第三十五條ノ三ニ依ル時間外及休日手数料(同上)	同上急速手数料(同上)
	三 錢	四 錢	六 錢

二輪 出 向

(イ) 検査手数料

品 種	普通検査手数料 (二個ニ付)		時間外又ハ休日 検査手数料 (同上)		急速検査手数料 (同上)		再検査手数料 (同上)	
	家庭電球及大型變形電球	二厘七毛	三厘九毛	六 厘	六 厘	四 厘	四 厘	六 厘
自 電 車 球	ヘツドライフト	一厘八毛	二厘六毛	四 厘	三 厘	三 厘	四 厘	四 厘
	テールライト其ノ他	一厘三毛五糸	一厘九毛五糸	三 厘	三 厘	三 厘	三 厘	三 厘
中 型 變 形 電 球	一厘三毛五糸	一厘九毛五糸	三 厘	三 厘	三 厘	三 厘	三 厘	三 厘
小 形 變 形 電 球	六毛三糸	九毛一糸	一厘四毛	一厘四毛	一厘四毛	一厘四毛	一厘四毛	一厘四毛
豆 電 球	四毛五糸	六毛五糸	一 厘	一 厘	一 厘	一 厘	一 厘	一 厘

(ロ) 検査合格證明手数料

種 別	普通 手数料 (二個ニ付)	時間外又ハ休日 手数料 (同上)	急 速 手数料 (同上)
外 装 容 器	十五 錢	二十 錢	三十 錢

(ハ) 検査合格證票及外装検査合格證票再貼附手数料

種 別	普通 手数料 (一枚ニ付)	時間外又ハ休日 手数料 (同上)	急 速 手数料 (同上)
外 装 検査合格證票	三 錢	四 錢	六 錢
外 装 検査合格證票	十五 錢	二十 錢	三十 錢

急速検査、急速外装検査、急速検査合格證票及急速外装検査合格證票再貼附ヲ時間外又ハ休日施行ノ請求ニ付テハ當該急速手数料ノミヲ徴收ス

検査手数料ハ検査ヲ請求シタル全數量ニ對シ之ヲ徴收ス
検査場ニ於テ検査員立會ノ下ニ検査合格證票及外装検査合格證票ヲ剝脱シ再貼附ヲ爲シタルトキニ限リ再貼附手数料ハ本條第一項第一號(ロ)並第二號(ハ)ノ手数料ノ各十分ノ一トス
検査員出張一回ニ對スル手数料金六十錢未滿ノ場合ト雖責任最低手数料トシテ金六十錢ヲ徴收ス
本條手数料又ハ保管料ニシテ一回ノ納付總額ニ一錢未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ其ノ端數ハ之ヲ一錢トス

出張検査ヲ行ヒタルトキハ本條第一項各號ノ外左表ニ依リ出張料ヲ徴收ス

地	域	出張料(一回一人ニ付)
市内	(同一市内ニ於ケル検査場又ハ指定セル場所ヨリ出張ノ場合)	一圓
横濱市	(東京市内検査場ヨリ出張ノ場合)	三圓
市川市	(同上)	一圓五拾錢
神戸市	(大阪市内検査場ヨリ出張ノ場合)	三圓五拾錢
堺市	(同上)	一圓五拾錢
布施市	(同上)	一圓
大阪府三島郡高槻町	(同上)	三圓

前項ニ定メナキ地域ニ付テハ出張ニ要シタル實費ヲ徴收ス
保 管 料

品	名	保 管 料
家庭球、定款第三十七條第一項第一號及第二號電球及大型變形電球		四 錢 (一日ニ付百個又ハ百個迄毎ニ)
自動 車 電 球		八 厘 (同)

中 型 變 形 電 球	二 錢 (同)
小 型 變 形 電 球	四 厘 (同)
豆 電 球	二 厘 (同)
空 箱	二十錢 (一日二個ニ付)

第三十六條ノ二 第三十五條ノ規定ニ依リ再検査ノ結果前検査ノ結果ト異リタルトキハ再検査手数料ハ之ヲ返還ス

第三十六條ノ三 所屬組合ノ組合員ニ非ザル者ノ検査手数料ハ第三十六條ノ検査手数料ノ六倍トス

第三十六條ノ四 検査員出張シタル場合受検者ノ責ニ歸スベキ事由ニ因リ直チニ連続シテ検査又ハ検査合格證票ノ再貼附ヲ爲スコト能ハザルトキハ検査員ハ之ヲ中止スルコトアルベシ

第三十六條ノ五 検査員前條ノ規定ニ依リ業務ヲ中止シ又ハ請求者ノ都合ニ依リ出張後之ガ延期若ハ取消ヲ申出タル場合ト雖出張料及責任最低手数料ハ之ヲ返還セザルモノトス

第三十六條ノ六 検査品ニ付生ジタル損害ニ對シテハ検査員ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル場合ヲ除クノ外本會ハ其ノ責ニ任ゼズ

第二款 内地向製品ノ検査
第三十七條 内地向製品ノ検査ニ關シテハ之ヲ左ノ四種ニ分ツ

一 日本電氣工藝委員會、社團法人照明學會及社團法人電氣協會制定ノ白熱タングステン電球標準規程ノ規格ニ依ル又ハ該規格ニ準ズル一般照明白熱電球

二 第一號ヲ除ク其ノ他ノ一般照明白熱電球

三 自動車電球、豆電球、短管形電球及裝飾用變形電球

四、前各號ニ該當セザル電球

前項第四號ノ電球ノ検査ハ總會ノ決定ニ依リ之ヲ免除スルコトアルベシ

第一項各號ノ電球ノ種別ニ付疑義ヲ生ジタルトキハ理事會ニ於テ之ガ決定ヲ爲ス

第三十七條ノ二

所屬組合又ハ其ノ組合員ガ一般照明白熱電球ニ付官公署又ハ電氣事業者ヨリ自己ノ用途ニ供ス

ル爲定款第三十七條第一項第一號所定ノ標準仕様書又ハ該仕様書ノ規格ニ依ラザル特定仕様書ニ依リ註文ヲ受ケ之ニ付特ニ定款第三十七條第一項第一號ノ電球ノ取扱ヲ希望スルトキハ本會ノ承認ヲ受クベシ

特定仕様書承認申請書ニハ検査請求者名、官公署又ハ電氣事業者名及特定仕様書竝ニ納入期間ヲ記載スルコトヲ要ス

検査請求者第一項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル特定仕様書ヲ以テ検査ヲ受ケムトスルトキハ検査請求書ニ其ノ旨ヲ記載スベシ

第三十八條

定款第三十七條第一項第一號ノ電球ノ検査ハ左ノ順序及方法ニ依リ之ヲ行フ

(イ) 種別及定格ノ同一ノモノニ付採取ニ依リ構造、初特性及壽命ノ検査ヲ行フ
前項ノ外本會必要ト認メタルトキハ口金ノ接着強度ノ検査ヲ行フコトヲ得

(ロ) 構造及初特性検査ニ供スル電球ノ個數ハ検査請求總數ノ五パーセント以上トシ一〇個ヲ下ラザルモノトス
壽命検査ニ供スル電球ノ個數ハ前項採取個數ノ一パーセント以上トシ五個ヲ下ラザルモノトス但シ検査請求總數一〇〇個以下ノ場合ハ之ニ依ラザルコトヲ得

(ハ) 初特性検査ニ於ケル消費電力及光束ハ定格電壓ノ一二〇パーセントノ電壓ニ於テ約四〇分間點火シ特性ヲ略一定ナラシメタル後電球ノ常位置ニ於テ定格電壓ニ於テ測定スルモノトス
ガス入電球ニ在リテハ更ニ定格電壓ニ於テ約一分間點火シ封入ガスガ定常状態ニ達シタル後測定スルモノトス

光束ハ球形光束計ヲ以テ測定スルモノトス但シ球面換算率ノ一定セル直線織條電球ニ付テハ平均水平光度ヲ測定シ之ヨリ換算スルコトヲ得

(ニ) 壽命検査ハ初特性検査ニ於ケル初特性平均値ヨリノ偏差成ルベク小ナル電球ニ付定格電壓ニ於テ電球ノ常位置ニ於テ振動ナキ状態ノ下ニ之ヲ行フモノトス但シ豫メ電壓ト壽命トノ關係ヲ協定シタル場合ニ於テハ定格電壓以上ノ電壓ニ於テ行フコトヲ得
前項ノ電壓ハ精密ナル記録電壓計ニ依リ記録シ其ノ變動ハ上一パーセントヲ超過セザルコトヲ要ス

(ホ) 口金ノ接着強度ノ検査ヲ行フ場合ハ口金トガラス球トノ間ニ捻リモーメントヲ除々ニ加フルモノトス
第三十八條ノ二 定款第三十七條第一項第一號ノ電球ノ検査ノ結果ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ合格不合格ニ分ツ
 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ合格ト爲スコトヲ得ズ

- (イ) 織條ノ品質均等ナラザルモノ又ハ疵、疵點其ノ他ノ缺點ナキタングステン線ヨリナラザルモノ
- (ロ) 織條ガ、ガラス球ノ正常ノ位置ニ在ラザルモノ
- (ハ) 形體不整ナルモノ又ハ取付位置正シカラザルモノ
- (ニ) 導入線ト織條並ニ口金トノ接続確實ナラザルモノ
- (ホ) 導入線ト口金トノ接続ニ腐蝕性ノ接着媒劑ヲ使用シタルモノ
- (ヘ) 眞空電球ニシテ排氣不良ナルモノ又ハガス入電球ニシテ封入ガス不良ナルモノ
- (ト) 織條ノ支持物ニシテ其ノ材料若ハ大サ不適當ナルモノ又ハ疵若ハ汚染著シキモノ
- (チ) 葦軸管内ニ金屬又ハ電球使用上有害ナル異物ノ入りタルモノ
- (リ) 口金ニシテ良質ノ黃銅其ノ他適當ナル材料ヨリナラザルモノ又ハ電球使用中弛マサル様適當ナル接着方法ヲ以テ中正ノ位置ニ堅固ニ取付ケタルモノニ非ザルモノ若ハ絶縁部分ニガラス其ノ他適當ナル材料ヲ使用シタルモノニ非ザルモノ或ハ錆其ノ他ノ疵若ハ汚染著シキモノ
- (ヌ) 口金ノ接着強度ガ次表ノ捻リモーメントニ耐ヘザルモノ

口金 稱呼	捻リモーメント
E 二六 口金	三〇 尪櫃
E 三九 口金	五〇 尪櫃

(ル) 口金ノ寸法ガ左表ニ依ラザルモノ但シ特ニ検査請求者ノ要求アリ且本會ノ承認ヲ受ケタルトキハ之ヲ適用セザルコトヲ得
 一 捻込口金ノ寸法(耗)

電 球	コ イ ル 織 條	七五〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一五〇	一〇〇	六〇	三〇	一〇
七五〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一五〇	一〇〇	六〇	三〇	一〇	七五〇	五〇〇
1,000	1,500	1,650	1,270	1,100	950	800	700	650	600	550
±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三三二	二四一	二二二	二〇〇	一六五	一三六	一一六	一〇五	一〇〇	一〇〇	一〇五
±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±
一〇	九	八	七	五	四	四	四	三	三	三

(ワ) ガラス球ニシテ氣泡、疵其ノ他ノ缺點アルモノ

球電入スガ	球電空眞							別種		
	五〇	三二	二四	五〇	三二	二四	一六	一〇	八	五
	五〇〇	三二〇	二四〇	五〇〇	三二〇	二四〇	一六〇	一〇〇	八〇	五〇
	四八〇	三五二	二九三	五二二	三六四	二八五	二〇〇	一三三	一一三	七八
	一〇四	九一	八二	九六	八八	八四	八〇	七五	七一	六四
	一〇〇〇	一五〇〇	一八〇〇	一〇〇〇	一五〇〇	一八〇〇	二二〇〇	二五〇〇	二八〇〇	二八〇〇
	一三	一三	一三	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	七	七	七	六	六	六	六	六	六	六
				七	七	七	七	七	七	七
	一〇	一〇	一〇				八	八	八	

定格電壓 一〇〇ボルト

備考

- 一、初光束及初能率ニ付テハ本會ニ於テ必要アリト認メタルトキハ本表ニ示ス數値以上ノ値ヲ特定スルコトヲ得
- 二、真空電球中乙種電球大サ三〇ワット以上ノモノハ直線織條ノミトス
- 三、着色ガラス又ハ有色ガラスヲ使用シタル電球ニシテ豫メ其ノ透過率ヲ協定シタルモノニ在リテハ該透過率ヲ基準トシ本表ニ依リ其ノ標準初特性ヲ算出スルモノトス

第二表 日本電氣工藝委員會、社團法人照明學會及社團法人電氣協會制定白熱タングステン電球標準規程ニ依ルモノ（公稱燭光制）（乙種電球）

球電入						
一、〇〇〇	一、〇〇〇	七五〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一五〇
一、五〇〇	一、〇〇〇	七五〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一五〇
三、五〇〇	二、〇〇〇	二四、三〇〇	九、〇〇〇	四、九五〇	三、〇五〇	二、一五〇
三、〇〇〇	二、〇〇〇	一九〇	一八〇	一六五	一五三	一四三
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
七	七	七	七	七	七	七
三	三	三	三	三	三	三
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

備考

- 一、初消費電力及初能率ニ付テハ本會ニ於テ必要アリト認メタルトキハ初消費電力ハ本表ニ示ス數値以下初能率ハ本表ニ示ス數値以上ノ値ヲ特定スルコトヲ得
- 二、真空電球中大サニ四燭以上ノモノハ直線纖維ノミトス
- 三、着色ガラス又ハ有色ガラスヲ使用シタル電球ニシテ豫メ其ノ透過率ヲ協定シタルモノニ在リテハ該透過率ヲ基準トシ本表ニ依リ其ノ標準初特性ヲ算出スルモノトス

第三表 第一表ニ準ズルモノニシテ定格電壓一〇〇ボルトノモノ

種別	大ワ サ (トツ)	甲種電球		乙種電球		初特性ノ裕度(上下%)	
		初特性	壽命ノ限(時度)	初特性	壽命ノ限(時度)	消費電力	光束
真空	三・五	三・五	一、〇〇〇	三・五	二、八〇〇	六	一八
眞	三	三	一、〇〇〇	三	二、五〇〇	六	一〇
	八	八	一、〇〇〇	八	二、八〇〇	六	一〇
	七・五	七・五	一、〇〇〇	七・五	二、八〇〇	六	一〇
	五	五	一、〇〇〇	五	二、八〇〇	六	一四

ガ ス 入 電										電 球		
五	四	三	二	一	一	一	八	七	六	五	六	五
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

備考

- 一、本表ニ記載ナキ大サノモノノ標準初特性ハ本表ヲ基準トシテ内(外)挿法ニ依リ之ヲ求ムルモノトス
此ノ場合ノ壽命ノ限度ハ第三表備考一ニ依ルモノトス
- 二、ワット制電球ノ初光束及初能率ニ付テハ本會ニ於テ必要アリト認メタルトキハ本表ニ示ス數値以上ノ
値ヲ特定スルコトヲ得
- 三、公稱燭光制電球ノ初消費電力及初能率ニ付テハ本會ニ於テ必要アリト認メタルトキハ初消費電力ハ本
表ニ示ス數値以下、初能率ハ本表ニ示ス數値以上ノ値ヲ特定スルコトヲ得
- 四、着色ガラス又ハ有色ガラスヲ使用シタル電球ニシテ豫メ其ノ透過率ヲ協定シタルモノニ在リテハ該透
過率ヲ基準トシ本表ニ依リ其ノ標準初特性ヲ算出スルモノトス

第三十九條

定款第三十七條第一項第二號、第三號及第四號ノ電球ノ検査ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

- (イ) 構造検査ハ検査請求總數全部ニ付之ヲ行ヒ初特性検査及壽命検査ハ種別及定格ノ同一ナルモノニ付採取ニ依
リ之ヲ行フ但シ構造検査ノ行程ニ於テ検査済品中不合格數其ノ二〇パーセント以上ニ達シ尙當該検査品殘數
中ニ同率又ハ夫レ以上ノ不合格數ノ存在ヲ想定シ得ル場合ハ當該検査請求者ニ於テ改造又ハ補修ヲ爲シ良品
選別ノ上更メテ検査請求ヲ爲サシムル爲其ノ殘數全部ヲ當該検査請求者ニ返付スルコトヲ得此ノ場合ノ検査
手数料ハ検査済品ニ付之ヲ適用ス
- (ロ) 初特性及壽命検査ハ左ノ個數ニ付之ヲ行フモノトス
 - 一、消費電力ノ検査ノ採取個數ハ検査請求總數ノ五パーセント以上トシ二〇個ヲ下ラザルモノトス

- 二、光束及能率ノ検査ノ採取個數ハ検査請求總數ノ三パーセント以上トシ一〇個ヲ下ラザルモノトス
- 三、壽命検査ノ採取個數ハ検査請求總數ノ〇・三パーセント以上トシ五個ヲ下ラザルモノトス但シ検査請求
總數一〇〇個以下ノ場合ハ之ニ依ラザルコトヲ得
- (ハ) 構造検査ノ點火最高電壓ハ左ノ範圍トシ之ヲ行フモノトス

定 格 電 壓	點 火 最 高 電 壓 (定格電壓ニ對スル%)
一〇〇ボルト未満	一一五以上一五〇以下
一〇〇ボルト以上	一一〇以上一三〇以下
二〇〇ボルト以上	一〇五以上一二〇以下

- (ニ) 初特性検査ニ於ケル消費電力及光束ハ定格電壓ノ一二〇パーセントノ電壓ニテ約四〇分間點火シ特性ヲ略一
定ナラシメタル後電球ノ常位置ニ於テ定格電壓ニ於テ測定スルモノトス
- ガス入電球ニ在リテハ更ニ定格電壓ニ於テ約一分間點火シ封入ガスガ定常状態ニ達シタル後測定スルモノト
ス
- 初特性検査ニ於ケル光束ハ全光束ヲ測定スルモノトス但シ球面換算率ノ一定セル真空直線織條電球ニ付テハ

平均水平光度ヲ測定シ之ヨリ換算スルコトヲ得
着色電球ニ付テハ光束ノ測定ヲ省略スルコトヲ得

(ホ) 壽命検査ハ初特性検査ニ於ケル初特性平均値ヨリノ偏差成ル可ク小ナル電球ニ付之ヲ行フモノトス
(ヘ) 口金ノ接着強度ノ検査ヲ行フ場合ハ口金トガラス球トノ間ニ捻リモーメントヲ徐々ニ加フルモノトス

第三十九條ノ二

定款第三十七條第一項第二號ノ電球ノ検査ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ合格不合格ニ分ツ
左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ合格ト爲スコトヲ得ズ

- (イ) 織條ノ品質均等ナラザルモノ又ハ疵・輝點其ノ他ノ缺點ナキタングステン線ヨリナラザルモノ
- (ロ) 形態不整ナルモノ又ハ取付位置正シカラザルモノ
- (ハ) ガラス球若ハ其ノ他ノガラスノ構成材料ニシテ織弱ナルモノ又ハ氣泡・不溶解物其ノ他疵若ハ汚染著シキモノ
- (ニ) 口金ニシテ適當ナル材料ヨリナラザルモノ又ハ織弱ナルモノ若ハ鏽其ノ他ノ疵若ハ汚染著シキモノ
- (ホ) 織條ノ支持物ニシテ其ノ材料若ハ大サ不適當ナルモノ又ハ疵若ハ汚染著シキモノ
- (ヘ) 葦軸管内ニ金屬又ハ電球使用上有害ナル異物ノ入りタルモノ
- (ト) 口金離脱シ易キモノ
- (チ) 口金・導入線及織條間ノ接続不良ナルモノ

(リ) (ヌ) (ル) (ヲ) (ワ) (カ) (ヨ) (タ)

- (リ) 絶縁部分ノ絶縁不良ナルモノ
- (ヌ) 艶消ガラス球ニシテ艶消不良ナルモノ
- (ル) 着色ガラス球ニシテ着色不良ナルモノ
- (ヲ) 定格ヲ表示セザルモノ
- (ワ) 眞空電球ニシテ排氣不充分ナルモノ
- (カ) ガス入電球ニシテ封入ガス不良ナルモノ
- (ヨ) ガラス球ノ大サ定格ニ比シ不適當ナルモノ
- (タ) 別表ニ標準初能率記載アルモノニ付テハ其ノ初消費電力定格値ニ比シ左ノ裕度ノ範圍ヲ超過スルモノ

電 球 種 別	初消費電力ノ裕度(上下%)
眞 空 電 球	七・五
定格消費電力六〇ワット以下ノガス入電球	一一・二
定格消費電力六〇ワットヲ超ユルガス入電球	一〇

(レ) 別表ニ標準初能率ノ記載ナキモノニ付テハ其ノ初消費電力定格値ニ比シ著シキ差異アルモノ

(ツ) 別表備考第四號ニ依リ標準初能率ノ算出シ得ルモノニ付テハ其ノ初光度又ハ初光束定格値ニ比シ左ノ裕度ヲ超過スルモノ

種 別	初光束ノ裕度(上下%)
定格電壓一〇〇ボルトノ真空電球(直線、コイル共)及定格電壓一〇〇ボルトヲ超ユル真空直線纖維電球	一三
定格電壓一〇〇ボルトヲ超ユル真空コイル纖維電球	一五
定格消費電力六〇ワット以下ノガス入電球	一八
定格消費電力六〇ワットヲ超ユルガス入電球	一五

(ツ) 別表備考第四號ニ依リ標準初能率ノ算出シ得ザルモノニ付テハ其ノ初光度又ハ初光束定格値ニ比シ著シキ差異アルモノ

(ネ) 初能率別表ノ標準初能率ノ上一四パーセントヲ超ユルモノ但シ本會ニ於テ必要アリト認メタルトキハ別表ノ標準初能率ノ數値以上ノ値ヲ特定スルコトヲ得

(ナ) 左ノ電壓ニテ壽命検査ヲ爲シタル場合左ノ時間以内ニ點火不能トナルモノ

點 火 電 壓 (定格電壓ニ對スル%)	時 間
一一〇	六二〇

一三〇	一一・五
一四〇	八・五
一五〇	三・五

(ラ) 別表備考一及四ヨリ標準初能率ヲ算出シ能ハザルモノニ付テハ能率不良ナルモノ又ハ壽命短キ處アルモノ
(ム) 包裝及包裝容器不完全ニシテ輸送ニ耐ヘザルモノ
前各號ノ一ニ該當セザルモ不良ト認メラルモノ

第三十九條ノ三 定款第三十七條第一項第三號及第四號ノ電球ノ検査ノ結果ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ合格不合格ニ分

ツ

左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ合格ト爲スコトヲ得ズ

(イ) 纖維ノ品質均等ナラザルモノ又ハ疵、輝點其ノ他ノ缺點ナキモノニ非ザルモノ
(ロ) 形態不整ナルモノ又ハ取付位置正シカラザルモノ
(ハ) ガラス球、其ノ他ノガラス構成材料ニシテ纖維ナルモノ又ハ氣泡不溶解物其ノ他ノ疵若ハ汚染著シキモノ
(ニ) 口金ニシテ適當ナル材料ヨリナラザルモノ又ハ纖維ナルモノ若ハ鏽其ノ他ノ疵若ハ汚染著シキモノ
(ホ) 纖維ノ支持物ニシテ其ノ材料又ハ大サ不適當ナルモノ又ハ疵若ハ汚染著シキモノ

- (ハ) 葦軸管内ニ金屬又ハ電球使用上有害ナル異物ノ入りタルモノ
- (ト) 口金離脱シ易キモノ
- (チ) 口金導入線及織條間ノ接続不良ナルモノ
- (リ) 絶縁部分ノ絶縁不良ナルモノ
- (ヌ) 艶消ガラス球ニシテ艶消不良ナルモノ
- (ル) 着色ガラス球ニシテ着色不良ナルモノ又ハ裝飾用電球ニシテ彩色不良ナルモノ
- (ワ) 定格電壓又ハ電流ヲ表示セザルモノ
- (カ) 真空電球ニシテ排氣不充分ナルモノ
- (ヨ) ガス入電球ニシテ封入ガス不良ナルモノ
- (タ) ガラス球ノ大サ定格ニ比シ不適當ナルモノ
- (ツ) 定格消費電力ヲ表示シタルモノニ在リテハ其ノ初消費電力定格値ニ比シ著シク差異アルモノ又ハ定格光度(水平、球面及公稱燭光等)又ハ定格光束ヲ表示シタルモノニ在リテハ其ノ初光度又ハ初光束定格値ニ比シ著シク差異アルモノ
- (レ) 能率不良ナルモノ又ハ壽命短キ處アルモノ
- (ゾ) 包装及包装容器不完全ニシテ輸送ニ耐ヘザルモノ

(ツ) 前各號ノ一ニ該當セザルモノ不良ト認メラル、モノ

第四十條 定款第三十七條第一項第一號ノ電球ノ検査合格品ニハ每品ニ別記第一號甲ノ検査合格印章ヲ押捺シ内装容器(カートン)ニ別記第一號ノ検査合格證票ヲ貼附シテ之ヲ封緘ス但シ定款第三十七條ノ二ニ依リ検査セル場合ハ別記第一號乙ヲ押捺ス

定款第三十七條第一項第二號、第三號及第四號ノ電球ノ検査合格品ニハ每品ニ別記第二號ノ検査合格印章ヲ押捺シ内装容器(カートン)ニ別記第二號ノ検査合格證票ヲ貼附シテ之ヲ封緘ス但シ定款第三十七條第一項第三號及第四號ノ電球ニシテ別記第二號ノ検査合格印章ヲ容易ニ押捺シ得ザルモノニハ之ガ押捺ヲ省略シ又ハ別記第三號ノ検査合格印章ヲ押捺シ以テ之ニ代フルコトヲ得

官廳ノ都合ニ依リ每品ニ合格印章ヲ押捺スルコトヲ得ザルモノ又ハ内装容器(カートン)ニ検査合格證票ヲ貼附シテ之ヲ封緘スルコトヲ得ザルモノニ付テハ本會ノ承認ヲ受ケ前二項ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第四十一條 (削除)

第三款 輸外向製品ノ検査

第四十一條ノ二 輸外向製品ノ検査ハ重要輸出品取締法施行規則ニ依リ認可セラレタル検査規程ニ依リ之ヲ施行ス

第三節 統 制

第一款 總 則

第四十二條 本會ハ左ノ各號ノ統制事業ヲ行フ

- 一 價格協定
- 二 製造數量ノ調節
- 三 共同販賣
- 四 材料ノ共同購入

第四十三條 本節ノ事業ノ施行ニ關シテハ總會ノ決議ヲ以テ別ニ規程定ム

前項ノ決議ニ付テハ第十三條第二項ノ規定ヲ準用ス

第四十四條 本會ニ於テ前條ノ規程ヲ定メタルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受ケタル後之ヲ施行ス

第二款 價格協定

第四十五條 本會ハ内地向製品ニ付販賣價格ノ協定ヲ爲ス但シ特種ノ目的又ハ販路ヲ有スル特許品又ハ特製品ニシテ理事會ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四十六條 販賣價格ノ協定ハ豫メ期間ヲ定メ品種毎ニ之ヲ行フ但シ市況著シク變動シタルトキハ協定期間中ト雖販賣價格ヲ變更スルコトヲ得

前項ノ販賣價格ハ統制規程ノ定ムル所ニ依ル

所屬組合ハ前項ノ販賣價格未滿ニテ製品ヲ販賣シ又ハ其ノ組合員ヲシテ販賣セシムルコトヲ得ズ

第四十七條 電氣供給事業者又ハ電燈用トシテ自ラ電球ヲ使用スルモノニ對シ一定期間所要ノ電球供給ノ請負ヲ爲ス場合ハ前條ノ規定ニ依リ販賣價格ノ協定ヲ爲ス外更ニ一燈當リノ供給個數ヲ制限ス

前項ノ一燈當リノ供給個數ハ統制規程ノ定ムル所ニ依ル

所屬組合ハ前項ノ供給個數未滿ニテ供給ノ請負ヲ爲シ又ハ其ノ組合員ヲシテ請負ヲ爲サシムルコトヲ得ズ

第三款 製造數量ノ調節

第四十八條 本會ハ市場ノ狀況ニ依リ製造數量ノ調節ヲ爲ス

第四十八條ノ二 内地向電球ノ調節ハ一定期間ノ製造總數量ヲ決定シ其ノ一部ヲ本會ニ保留シ殘部ハ過去ノ一定期間ノ製造數量ヲ參酌シ所屬組合ノ割當比率ヲ定メ各所屬組合ニ割當テ、之ヲ爲シ其割當中一五〇「ワット」以下ノ一般照明白熱電球ニシテ電氣供給事業者、電氣鐵道事業者及電氣軌道事業者ニ供給スルモノニ在リテハ更ニ昭和八年六月一日ヨリ昭和九年五月三十一日ニ至ル一箇年ニ於ケル製造數量ヲ基準トシ所屬組合ノ割當比率ヲ定メ各所屬組合ニ割當テ之ヲ爲ス

前項ノ保留數量並ニ第四十八條ノ三ノ四ニ依リ所屬組合ヨリ返戻セラレタル數量ハ當該年度ニ於ケル實績ニ對シ割當額特ニ不足ヲ認メタル場合ニ限リ理事會ノ決議ニ依リ其ノ一部又ハ全部ヲ前項ノ比率ニ依リ、各所屬組合ニ割當ツ但シ特別ノ事由在ルトキハ前項ノ比率ニ依ラザルコトアルベシ

第一項ノ製造總數量並ニ保留數量ハ一箇年之ヲ變更セズ但シ市況ノ變動其ノ他ノ事情ニ依リ必要ヲ生ジタルトキ

ハ之ヲ變更スルコトヲ得

第四十八條ノ三 所屬組合ハ前條ニ依リ割當テラレタル數量ノ全部又ハ一部ヲ理事會ノ承認ヲ得テ他ノ所屬組合ニ讓渡スルコトヲ得

第四十八條ノ三ノ二 所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ第四十八條ノ二ニヨリ割當テラレタル數量及前條ニ依リ讓渡ヲ受ケタル數量ヲ超過シテ製造セシムルコトヲ得ズ

第四十八條ノ三ノ三 所屬組合ハ第四十八條ノ二ニ依リ製造數量ノ割當ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ所屬組合員ニ割當ヲ爲シ割當表ヲ本會ニ提出スベシ

前項ノ割當ヲ變更シタルトキ及第四十八條ノ三並ニ第四十八條ノ三ノ四ニ依リ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第四十八條ノ三ノ四 所屬組合ハ其ノ組合員中除名又ハ脱退アリタルトキハ其ノ者ノ割當ヲ本會ニ返戻スルモノトス但シ脱退ガ企業合同其ノ他ノ事由ニ依リ本會所屬組合又ハ其ノ組合員ニ讓渡ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十八條ノ三ノ五 所屬組合自ラ電球ノ製造ヲ爲シ又ハ其ノ組合員ヲシテ電球ノ製造ヲ爲サシメタルトキハ本會ハ左ノ統制手數料ヲ徵收ス

- 一 家庭電球及大型變形電球 壹個ニ付 金五毛
- 二 自動車電球及中型變形電球 〃 〃 金貳毛
- 三 豆電球 〃 〃 金五糸

第四十八條ノ四 輸出向製品ノ調節ハ一定期間ノ製造總數量ヲ決定シ其ノ一部ヲ本會ニ保留シ殘部ハ過去一定期間

ノ製造數量ヲ參酌シ比率ヲ定メテ各所屬組合ニ割當テ之ヲ製造セシム

前項ノ保留數量ハ當該年度ニ於ケル實績ニ對シ割當額特ニ不足ヲ認メタル者ニ限り理事會ノ決議ニ依リ其ノ一部又ハ全部ヲ割當テ製造セシム

第一項ノ製造總數量並保留數量ハ一箇年之ヲ變更セズ但シ市況ノ變動其ノ他ノ事情ニ依リ必要ヲ生ジタルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

第四十九條 所屬組合ハ前條第一項ニ依リ割當テラレタル數量ノ全部又ハ一部ヲ本會ノ承認ヲ得テ他ノ所屬組合ニ讓渡スルコトヲ得

所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ前條ニ依リ割當ラレタル數量及前項ニ依リ讓渡ヲ受ケタル數量ヲ超過シテ製造セシムルコトヲ得ズ

第五十條 第五十一條ノ二ノ規定ニ依リ製造者ヲ指定シタル註文ノ割當ヲ受ケタル所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ前條ノ規定ニ依ル割當製造數量ヲ超過シテ當該製品ノ製造ヲ爲サシムルコトヲ得

所屬組合前項ノ超過製造ヲ爲シ若ハ其ノ組合員ヲシテ之ヲ爲サシメタルトキハ超過製造數量ニ應ジ左ノ超過手數料ヲ本會ニ納付スベシ

一 家庭電球、大型變形電球、自動車電球、中型變形電球及小型變形電球

第五十二條ニ依リ決定シタル共同販賣價格ノ千分ノ十五

二 豆 電 球

第五十二條ニ依リ決定シタル共同販賣價格ノ千分ノ十二

第四款 共同販賣

第五十一條 本會ハ輸出向製品ノ共同販賣ヲ爲ス

第五十一條ノ二 本會前條ノ製品ニ付注文ヲ受ケタルトキハ製造者ヲ指定シタル注文ニ付テハ其ノ指定セラレタル組合員ノ所屬スル組合又ハ其ノ指定セラレタル所屬工業者ニ之ヲ割當テ製造者ノ指定無キ注文ニ付テハ第四十八條ノ四ノ規定ニ依リ定メタル比率ニ依リ之ヲ所屬組合ニ割當テルモノトス
所屬組合ハ前項ノ規定ニ依リ割當テラレタルモノ、製造ヲ拒ムコトヲ得ズ

第五十一條ノ三 所屬組合前條ノ注文割當ヲ受ケタルトキハ割當數量ニ相當スル製品ヲ本會指定ノ期日ニ指定ノ場所ニ搬入シ又ハ其ノ組合員ヲシテ搬入セシムベシ

前項ノ搬入ニ要シタル費用ハ所屬組合又ハ其ノ組合員ノ負擔トス
所屬組合第一項ノ規定ニ依ル當該製品ノ搬入ヲ了シ又ハ其ノ組合員ヲシテ搬入セシメ了タルトキハ之ヲ本會ニ報告スベシ

第五十二條 共同販賣價格ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

前項ノ決議ニ付テハ第十三條第二項ノ規定ヲ準用ス

第五十三條 所屬組合ハ第五十一條ニ掲ゲタル製品ニ付直接取引ヲ爲シ又ハ其ノ組合員ヲシテ直接取引ヲ爲サシムルコトヲ得ズ

第五十三條ノ二 共同販賣代金ノ收納ニ付テハ本會共ノ責ニ任ズ

第五十三條ノ三 共同販賣ニ付テハ左記ニ依リ手数料ヲ徵收ス

一 家庭電球、大型變形電球、自動車電球、中型變形電球及小型變形電球

第五十二條ニ依リ決定シタル共同販賣價格ノ千分ノ四

二 豆 電 球

第五十二條ニ依リ決定シタル共同販賣價格ノ千分ノ三

第五款 材料ノ共同購入

第五十三條ノ四 所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ電球ノ製造ニ必要ナル左記各號ノ材料ハ凡テ之ヲ本會ヨリ購入セシムベシ但シ特別ノ事由ニ依リ理事會ノ承認ヲ得タル場合ハ此ノ限ニアラズ

一 内地向及關滿支向電球用

磨帶鋼製口金（磨帶鋼製再生口金ヲ含ム）

二 第三國向輸出電球用

眞鍮製口金

導入線用銅線

九八

第五十三條ノ五 前條ノ規定ニ依リ本會ノ供給スル材料ノ價格ハ理事會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四節 營業ニ必要ナル物ノ供給

第五十四條 本會ハ所屬組合又ハ其ノ組合員ノ營業ニ必要ナル物ヲ供給ス

第五十五條 本節ノ事業ニ關シ必要ナル事項ハ總會ノ決議ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第五節 共同施設並營業ニ關スル指導、研究及調査

第五十六條 所屬組合ヲシテ利用セシムベキ本會ノ設備及其ノ利用方法ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム

第五十七條 營業ニ關スル指導、研究及調査ニ關スル事業執行ニ付テハ理事會之ヲ定ム

第六節 貯金ノ受入

第五十七條ノ二 本會ハ貯金ノ受入ヲ爲ス

第五十七條ノ三 前條ノ貯金ハ強制貯金トシ所屬組合ヲシテ其ノ組合員ノ製造數量ニ應ジ總會ノ決議ヲ以テ其ノ期間及額ヲ定メ之ヲ貯金セシムルモノトス

第五十七條ノ四 貯金ノ利率ハ日歩一錢以下ニ於テ理事會之ヲ定メ豫メ之ヲ所屬組合ニ通知ス之ヲ變更シタル場合亦同ジ

貯金ノ利息ハ毎年六月、十二月ノ二回ニ於テ之ヲ元本ニ組入ル、モノトス

第五十七條ノ五 貯金ハ期限前其ノ拂戻ヲ請求スコトヲ得ズ

第五十七條ノ六 貯金ハ本會ノ承認ヲ經ズシテ之ヲ擔保ニ供シ又ハ讓渡其ノ他一切ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第七節 資金ノ貸付

第五十七條ノ七 本會ハ所屬組合ニ對シ第七十二條第三號ニ依リ決定シタル限度内ニ於テ所屬組合ノ施設ニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲ス

第五十七條ノ八 本節ノ事業ニ關シテハ總會ノ決議ヲ以テ別ニ規定ヲ定ム

前項ノ決議ニ付テハ第十三條第二項ノ規定ヲ準用ス

第五十七條ノ九 所屬組合ヨリ資金貸付ノ請求ヲ受ケタルトキハ本會ハ理事會ニ於テ資金貸付申請書並ニ其ノ附屬書類及第五十七條ノ十七ノ規定ニ依リ信用評定委員ノ作成シタル信用程度表ニ付必要ナル調査ヲ爲シ貸付ノ可否、貸付金額及其ノ方法ヲ決定ス之ヲ變更スルトキ亦同ジ

第五十七條ノ十 貸付ハ證書貸付及手形貸付ノ二種トシ必要アルトキハ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ヲ供セシム

第五十七條ノ十一 擔保ヲ徵シ貸付ヲ爲ス場合ノ擔保ノ評價ハ時價ノ七割以内ニ於テ之ヲ爲ス但シ期間内ニ時價低落シタルトキハ擔保ヲ増加セシムルコトアルベシ

保證人ヲ立テシメテ貸付ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ保證人ノ信用程度著シキ低下アリト認メラル、トキハ保證人

九九

ノ増加・變更又ハ擔保ノ提供ヲ請求スルコトヲ得

第五十七條ノ十二 證書貸付ハ定期、月賦又ハ年賦償還ノ方法ニ依リ其ノ期間ハ定期償還貸付ニ在リテ一ケ年以内、月賦償還貸付ニ在リテ五ケ年以内、年賦償還貸付ニ在リテハ十ケ年以内ニ於テ之ヲ定ム

手形貸付ノ期間ハ九十日以内ニ於テ之ヲ定ム

第五十七條ノ十三 貸付ノ利率ハ年一割ノ範圍内ニ於テ理事會之ヲ定メ豫メ文書ヲ以テ所屬組合ニ通知ス之ヲ變更シタル場合亦同ジ

遅延利息ハ日歩金四錢トス

第五十七條ノ十四 所屬組合左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本會ハ期限前ト雖返済ヲ爲サシムルコトヲ得

一 貸付金ノ使途ガ貸付ノ目的ニ反シタルトキ

二 利息又ハ割賦金ノ支拂ヲ怠リタルトキ

三 **第五十七條ノ十一**第一項但書ノ擔保ノ増加又ハ同條第二項ノ保證人ノ増加・變更又ハ擔保ノ提供ノ請求ニ應ゼザルトキ

四 本會ヲ脱退シ又ハ脱退セムトシタルトキ

五 著シク信用ノ低下シタルトキ

第五十七條ノ十五 本會ニ信用評定委員七名ヲ置キ所屬組合ノ推薦シタル者ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任ス

信用評定委員ノ任期ハ一ケ年トス但シ再選ヲ妨ゲズ

第五十七條ノ十六 信用評定委員ハ總會ノ決議ニ依リ何時ニテモ解任スルコトヲ得

信用評定委員ノ選任及解任ニ關シテハ第十三條第二項ノ規定ヲ準用ス

第五十七條ノ十七 信用評定委員ハ毎年一月及六月ノ二回定會ヲ開キ所屬組合毎ニ信用ヲ評定シ信用程度表ヲ作成ス

信用程度表ハ理事長之ヲ保管ス

第五十七條ノ十八 信用評定委員ハ名譽職トス但シ總會ノ決議ニ依リ報酬若ハ賞與ヲ支給スルコトヲ得

信用評定委員ハ正當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ

第六章 役員

第五十八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事 二十二名

監事 六名

理事ノ内一名ヲ理事長、一名ヲ専務理事トシ理事ヲ五選ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 理事及監事ハ總會ニ於テ所屬組合ノ理事、監事又ハ所屬工業者ノ業務ヲ執行スル役員中ヨリ之ヲ選任ス但シ特別ノ事由アルトキハ所屬組合ノ理事、監事又ハ所屬工業者ノ業務ヲ執行スル役員ニ非ザル者ヨリ之ヲ選

任スルコトヲ得

前項ノ選任ニ付テハ第十三條第二項ノ規定ヲ準用ス

第六十條 理事、監事ニ選任セラレタル所屬組合ノ理事、監事又ハ所屬工業者ノ業務ヲ執行スル役員ハ正當ノ理由アルニ非ザレバ之ヲ辭スルコトヲ得ズ

第六十一條 役員本會ニ對シ不正ノ行爲アリ又ハ不適任ト認メラル、トキハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ決議ニ付テハ第十三條第二項ノ規定ヲ準用ス

第六十二條 役員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ遲滞ナク臨時總會ヲ招集シテ之ヲ補缺ス

總會ニ於テ役員ノ解任ヲ決議シタルトキハ同時ニ其ノ後任者ノ選任ヲ爲ス

第六十三條 理事ノ任期ハ三箇年トシ監事ノ任期ハ一箇年トス但シ再選ヲ妨ゲズ

理事長及専務理事ノ任期ハ理事ノ任期ニ從テ補缺ノ爲メ選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ増員ノ爲選任セラレタル者ノ任期ハ現任者ノ殘任期間トス

役員ハ任期滿了後ト雖事務遂行ニ支障アルトキハ後任者ノ就任スル迄其ノ職務ヲ行フモノトス

第六十四條 理事長ハ本會ヲ代表シ本會ノ業務ヲ總理ス

専務理事ハ理事長ヲ補佐シテ業務ヲ執行シ理事長事故アルトキハ之ヲ代理ス

理事長、専務理事共ニ事故アルトキハ他ノ理事之ヲ代理ス代理ノ順序ハ豫メ理事會ニ於テ之ヲ定ム

第六十五條 監事ノ職務左ノ如シ

- 一 本會ノ財産狀況ヲ監査スルコト
- 二 理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト
- 三 財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不正ノ廉アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ總會又ハ監督官廳ニ報告スルコト
- 四 前號ノ報告ヲ爲ス爲必要アルトキハ總會ヲ招集スルコト
- 五 本會ト理事トノ間ニ於ケル契約又ハ訴訟ニ付本會ヲ代表スルコト
- 六 理事缺ケタルトキ總會ヲ招集スルコト

第六十六條 理事及監事ハ名譽職トス但シ總會ノ決議ニ依リ報酬若ハ賞與ヲ給シ又ハ之ヲ有給ト爲スコトヲ得

第七章 職 員

第六十七條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一 參 事 若干名
- 一 主 事
- 一 主 事 補
- 一 書 記

- 一 記書補 若干名
- 一 検査員 "
- 一 検査員補 "
- 一 技師 "
- 一 技師補 "
- 一 技師手 "
- 一 技師手補 "

検査員ノ内一名ヲ検査長トス

必要アルトキハ囑託ヲ置クコトヲ得

第六十八條 職員ノ任免ハ理事長之ヲ行フ但シ検査員ノ任免ニ付テハ別ニ定ムル規程ニ從ヒ且商工大臣ノ認可ヲ受

クルモノトス

參事及検査長ハ上司ノ指揮監督ヲ承ケ所屬職員ヲ指揮監督シ主管事務ヲ處理ス

主事及主事補ハ上司ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

技師及技師補ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

書記及書記補ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

検査員及検査員補ハ上司ノ命ヲ承ケ検査事務ニ従事ス

技師及技師補ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ従事ス

第六十九條 職員ノ服務ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第八章 會 議

第七十條 會議ヲ分チテ總會及理事會トス

總會ハ所屬組合ヲ以テ之ヲ組織シ理事會ハ理事ヲ以テ組織ス

所屬組合ハ總會ニ出席スベキ代表員一名及豫備代表員一名ヲ定メ本會ニ届出ズベシ

前項ノ代表員及豫備代表員ハ本會理事ヲ兼ヌルコトヲ得ズ

第七十一條 定時總會ハ毎年二回五月及十二月ニ之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

- 一 理事長必要ト認メタルトキ
- 二 監事第六十五條ニ依リ必要ト認メタルトキ
- 三 第七十四條ニ依リタルトキ

第七十二條 總會ニ於テハ定款ニ別段ノ定アルモノノ外左ノ事項ヲ議決ス

- 一 定款施行ニ關スル諸規程ノ制定又ハ變更

- 二 一事業年度ニ於ケル借入金額ノ最高限度
- 三 一事業年度ニ於テ一所屬組合ニ對シテ爲ス貸付金額ノ最高限度
- 四 其ノ他理事會ニ於テ必要ト認メタル事項

第七十三條 總會ハ理事長之ヲ招集ス

第七十四條 所屬組合ハ總所屬組合ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ理事長ニ提出シテ總會ヲ招集ヲ請求スルコトヲ得
理事長正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アタル後二週間内ニ總會招集ノ手續ヲ爲サザルトキハ請求シタル所屬組合ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

第七十五條 總會ノ招集ハ少クとも五日前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ各所屬組合ニ通知シテ之ヲ爲ス

第七十六條 總會ノ議長ハ理事長之ニ當リ理事事故アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ行フ監事又ハ第七十四條ニ依ル請求者ノ招集シタル總會ハ總會ヲ招集シタル者ヲ以テ議長トス招集者ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル
總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ムルコトヲ得

第七十七條 總會ノ決議ハ法令又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外總所屬組合ノ半数以上出席シ其ノ議決權ノ

過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七十八條 所屬組合ハ他ノ所屬組合ヲ代理人トシテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

前項ノ代理組合ハ其ノ代理權ヲ證スル書面ヲ本會ニ差出スベシ

所屬組合ハ二以上ノ他ノ組合ノ代理スルコトヲ得ズ

第七十九條 所屬組合ハ總會ニ於テ其ノ出資口數一個ニ付各一個ノ議決權ヲ有ス一組合ノ議決權數ハ議決權總數ノ十分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ズ

第八十條 總會ノ決議録ハ議長之ヲ作成シ少クとも左ニ掲グル事項ヲ記載シ議長及出席所屬組合ノ代表員二名以上之ニ記名捺印スベシ

- 一 開會ノ日時及場所
- 二 所屬組合總數及其ノ議決權總數
- 三 出席組合數及其ノ議決權總數
- 四 議事ノ要領
- 五 議決シタル事項及賛否ノ議決權數

第八十一條 理事會ニ於テハ定款ニ別段ノ定アルモノ、外左ノ事項ヲ議決ス

- 一 總會ニ提出スベキ議案ノ審査
 - 二 其ノ他理事長ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第八十二條** 理事會ハ理事長之ヲ招集ス
- 理事會ノ議決ハ理事定數ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス
- 理事會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ輕微ナル事項ニ付テハ理事長ハ書面ニ依ル理事ノ表決ヲ以テ理事會ノ決議ニ代フルコトヲ得

第九章 統制委員會

第八十三條 本會ニ統制委員會ヲ置キ統制ニ關スル重要事項ヲ諮問ス

統制委員會ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第十章 計 算

- 第八十四條** 本會ノ事業年度ハ一箇年トシ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第八十五條** 理事長ハ毎事業年度ノ終リニ於テ左ノ書類ヲ調製シ定時總會ノ日ヨリ少クトモ一週間前ニ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務所ニ備フベシ
- 一 財産目錄
 - 二 貸借對照表

- 三 事業報告書
- 四 剩餘金處分案

所屬組合及本會ノ債權者ハ前項ニ掲ゲタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第八十六條 監事前條第一項ニ掲ゲタル書類ヲ受理シタルトキハ遲滯ナク之ヲ監査シ意見書ヲ附シテ之ヲ理事長ニ送付スベシ

理事長ハ前條ノ書類及監事ノ意見書ヲ定時總會ニ提出シ其ノ承認ヲ求ムベシ

前項ノ承認決議ニ付テハ第十三條第二項ノ規定ヲ準用ス

第八十七條 一事業年度ニ於ケル總益金ヨリ總損金及繰越損失金ヲ控除シタルモノヲ剩餘金トシ第二十五條及第二十五條ノ二ノ規定ニ依ル準備金及特別積立金ヲ控除シ殘金アルトキハ之ヲ所屬組合ニ配當ス

第八十八條 剩餘金ノ配當ハ各事業年度末ニ於ケル拂込済出資額ニ應ジテ之ヲ爲ス但シ年六分ヲ超ユルコトヲ得ズ所屬組合ガ其ノ出資ノ拂込ヲ終ル迄ハ前項ノ配當金ハ其ノ拂込ニ充ツ

第一項ノ配當ヲ爲シ仍剩餘アルトキハ其ノ年度ニ於テ本會ニ支拂ヒタル手数料及取扱ヒタル物ノ數量又ハ價格ニ應ジ特別配當ヲ爲ス

本會ノ拂込ミタル出資額ガ出資總額ノ二分ノ一ニ滿タザル場合ニ於テハ前項ノ特別配當金ハ其ノ二分ノ一以上ヲ出資ノ拂込ニ充ツ

第八十九條 所屬組合本會ニ對スル債務ヲ期限内ニ完納セザルトキハ更ニ期限ヲ指定シテ催告ヲ爲シ仍指定期限迄ニ納付セザルトキハ第五十七條ノ三ニ依ル當該組合ノ貯金ヨリ之ヲ控除シ又ハ之ヲ充當スルコトヲ得
催告ヲ爲シタルトキハ一回ニ付金二十錢ノ督促手数料ヲ徵收ス

第九十條 前條ニ依リ催告スルモ仍完納セザルトキハ指定期限後日歩四錢ノ割合ヲ以テ延滞金ヲ徵收ス

第十一章 違 約 處 分

第九十一條 所屬組合第三十條ノ二、第三十一條、第三十二條、第三十二條ノ二第二項、第四十六條第三項、第四十七條第三項、第四十八條ノ三ノ二、第四十八條ノ三ノ三、第四十八條ノ三ノ四、第四十八條ノ三ノ五、第四十九條、第五十一條ノ二第二項、第五十一條ノ三第一項、第五十三條及第五十三條ノ四ニ違反シタルトキハ一件ニ付金壹百圓以上金壹萬圓以下ノ過怠金ヲ課ス

第九十二條 違約處分ハ理事會ノ決議ヲ經テ理事長之ヲ行ヒ其ノ事實ヲ明記シタル處分書ヲ作成シ之ヲ被處分組合ニ送附ス

第九十三條 前條ノ處分ニ不服アル組合ハ處分書ノ送附ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得
第九十四條 異議ノ申立アリタルトキハ其ノ申立アリタル日ヨリ一箇月以内ニ總會ニ於テ之ヲ裁決ス
前項ノ裁決ニ對シテハ更ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ
違約處分ヲ受ケタル組合ハ總會ニ於テ意見ヲ述ブル外第一項ノ裁決ニ加ハル事ヲ得ズ

第二項ノ決議ニ付テハ第十三條第二項ノ規定ヲ準用ス

第九十五條 違約處分ヲ受ケタル組合ハ處分書ノ送附ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ過怠金ヲ納付スベシ但シ異議ノ申立ヲ爲シタルトキハ總會ノ裁決書ノ送附アリタル日ヨリ一週間内ニ納付スベシ

第十二章 定款變更及解散

第九十六條 本定款ヲ變更セムトスルトキハ第十三條第二項ノ決議ヲ準用ス

第九十七條 本會ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 總會ノ決議
- 二 破 産
- 三 解散命令

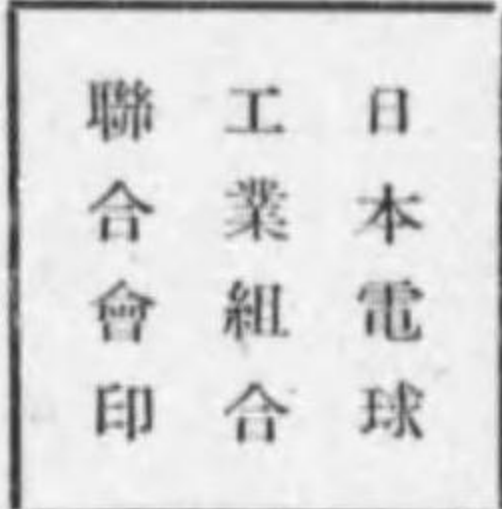
第十三條第二項ノ規定ハ解散ノ決議ニ之ヲ準用ス

總會ノ決議ニ依ル解散ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第九十八條 本會解散シタルトキハ理事長其ノ清算人トナル但シ總會ノ決議ニ依リ所屬組合ノ組合員又ハ所屬工業者ノ中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第十三章 雜 則

第九十九條 本會ノ使用スル印章ノ雛形左ノ如シ



角分一寸一



分五徑直

附 則

第百條 (削除)

第百一條 (削除)

第百二條 本會ノ創立委員會ニ於テ選任シタル理事及監事ノ任期ハ左ノ通トス

一 理 事 昭和十二年五月迄

二 監 事 昭和十年五月迄

第百三條 (削除)

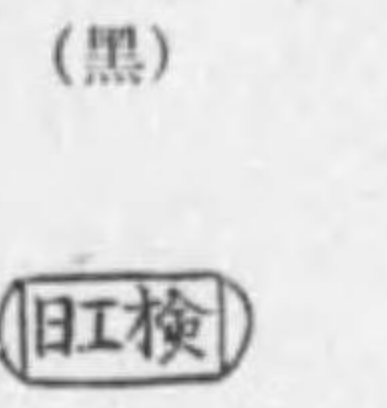
第百三條ノ二 (削除)

第百四條 電力節約其ノ他事由ニヨリ本會ニ於テ必要ト認メタルトキハ定款第三十八條ノ二所定ノ標準初能率ヲ

超ユル高能率ノ一般照明用白熱電球ニ付所屬組合ノ組合員ノ申請ニ基キ第三十八條ノ二別表第一號表乃至第五號

表ニ示ス數値ニ異ル數値ヲ承認スルコトヲ得
所屬組合ノ組合員前項ニ依リ承認ヲ受ケタル仕様書ヲ以テ検査ヲ受ケムトスルトキハ検査請求書ニ其ノ旨ヲ記載
スベシ

前項製品ノ検査ハ當該仕様書ニ依リ行ヒ當該仕様書ニ該當セザルモノハ之ヲ不合格トス
合格品ニハ左ノ印章ヲ押捺ス



縦 三・五
横 九
耗

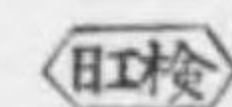
第百五條 定款第三十八條ノ二第一表中六〇ワット真空電球、同條第二表中五〇燭真空電球及ガス入電球ハ當分

ノ間之ガ検査ヲ行ハズ

第百六條

號 三 第
章 印

(黑)



耗 五 · 三 縱

耗 七 橫

票 證
(字 文 白 = 地 赤)

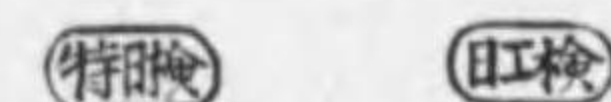


耗 五 二 縱 (大) 內
耗 九 三 橫 裝
耗 一 一 縱 (小) 用
耗 六 一 橫

號 一 第
章 印

(黑)

乙 甲



耗 五 · 三 縱

耗 七 橫

票 證
(字 文 白 = 地 青)



耗 五 二 縱 內
耗 九 三 橫 裝
耗 九 三 橫 用

號 四 第
號 符
(黑)



形 雌

號 三 第
章 印
(黑)



耗 二 徑 直

別表(定款第三十九條ノ二)

別種	眞空電球									
	七・五	八・〇	一〇・〇	一〇・〇	一三・〇	一三・五	一五・〇	二〇・〇	二五・〇	三〇・〇
定費	七・五	八・〇	一〇・〇	一〇・〇	一三・〇	一三・五	一五・〇	二〇・〇	二五・〇	三〇・〇
電格(ワット)	七・五	八・〇	一〇・〇	一〇・〇	一三・〇	一三・五	一五・〇	二〇・〇	二五・〇	三〇・〇
初消費電力(ワット)	七・五	八・〇	一〇・〇	一〇・〇	一三・〇	一三・五	一五・〇	二〇・〇	二五・〇	三〇・〇
初能率(ワット當リルーメン)	一〇〇ボルト	六・〇〇	六・二六	六・六六	七・〇一	七・一〇	七・一七	七・四五	七・八五	八・三三
	一〇〇ボルト	六・〇〇	六・二六	六・六六	七・〇一	七・一〇	七・一七	七・四五	七・八五	八・三三
	一三〇ボルト									
	一五〇ボルト									
	二〇〇ボルト									
	二五〇ボルト									

別種	ガスメ入電球									
	三・〇	四・〇	五・〇	六・〇	七・五	八・〇	一〇・〇	一五・〇	二〇・〇	二五・〇
定費	三・〇	四・〇	五・〇	六・〇	七・五	八・〇	一〇・〇	一五・〇	二〇・〇	二五・〇
電格(ワット)	三・〇	四・〇	五・〇	六・〇	七・五	八・〇	一〇・〇	一五・〇	二〇・〇	二五・〇
初消費電力(ワット)	三・〇	四・〇	五・〇	六・〇	七・五	八・〇	一〇・〇	一五・〇	二〇・〇	二五・〇
初能率(ワット當リルーメン)	一〇〇ボルト	八・三七	九・四三	一〇・三三	一一・二〇	一二・〇〇	一三・〇〇	一四・三〇	一五・三〇	一六・五〇
	一〇〇ボルト	八・三七	九・四三	一〇・三三	一一・二〇	一二・〇〇	一三・〇〇	一四・三〇	一五・三〇	一六・五〇
	一三〇ボルト									
	一五〇ボルト									
	二〇〇ボルト									
	二五〇ボルト									

備考

1,000.0	1,000.0	20.00	19.20	18.80	17.50	17.10	16.80
0.000.1	0.000.1	20.00	19.10	19.70	18.20	17.70	17.40
0.000.1	0.000.1	20.00	19.10	19.70	18.20	17.70	17.40

一一八

- 一、本表ニ記載ナキ定格消費電力ノモノニシテ本表記載ノ相隣レルニ定格消費電力間ニ介在スルモノノ標準初能率ハ本表ヲ基準トシ内挿法ニ依リ之ヲ求ムルモノトス
- 二、定格消費電力一〇〇ワット以下ノモノニシテ窒素ガスヲ封入シタルコトヲ別記第四號ノ符號ヲ以テ毎品ニ表示セルガス入電球ノ標準初能率ハ本表中當該定格消費電力ニ對スル標準初能率ノ八〇パーセント迄低下セシムルコトヲ得
- 三、耐震ノ目的ヲ以テ製作セラレタル特殊ノ構造ヲ有スルモノ又ハ毎品ニ耐震ナルコトヲ表示セルモノニ在リテハ其ノ標準初能率ハ本表中當該定格消費電力ニ對スル標準初能率ノ八〇パーセント迄低下セシムルコトヲ得但シ前號ニ依ルモノハ本號ヲ適用セズ
- 四、定格光度（水平、球面及公稱燭光等）又ハ定格光束ヲ表示シタルモノニ在リテハ本表及前三號ヲ基準トシ内（外）挿法ニ依リ之ニ對スル標準初能率ヲ求ムルモノトス

第二節 役員

理事

(一) 第一期

（自昭和八年十二月二十六日
至昭和十二年六月十九日）

理事 牛尾梅吉

理事長 益田元亮

副理事長	森松藏	同	堀見東一
常務理事	飯田正榮	同	梶平治
同	北野隆春	同	檜府甚四郎
同	加藤新之丞	同	越田喜一
理事	鈴木隆晴	同	谷後榮利

（以上昭和八年十二月二十六日就任登記）

理事	北野隆春	（昭和九年二月二十六日辭任登記）
同	柴田正治	（昭和九年二月二十六日就任登記）
同	柴田正治	（昭和九年五月一日辭任登記）
同	高岡和三郎	（昭和九年五月一日就任登記）
同	山田學而	（同）
同	増淵正三	（同）
同	牛尾梅吉	（昭和九年五月十六日死亡登記）
同	中川三二	（昭和九年十二月二十四日就任登記）
同	清水與七郎	理事 津守豊治

同 藤井 隣次 同 西岡 東啓
 同 安井 正太郎 (昭和十年八月十四日就任登記)
 同 增淵 正三 (昭和十一年四月十四日辭任登記)
 同 北野 隆春 (昭和十一年四月十六日就任登記)
 同 堀見 東一 (昭和十一年七月十三日辭任登記)
 同 安田 正義 (昭和十一年十二月十八日就任登記)
 同 西岡 東啓 (昭和十二年六月二十日辭任登記)
 同 高岡 和三郎 (同)
 (二) 第二期 (自昭和十二年六月二十日至昭和十五年六月十九日)
 理事長 益田 元亮 理事 安田 正義
 副理事長 森 松藏 同 加藤 新之丞
 同 榎府 甚四郎 同 藤井 隣次
 同 飯田 正榮 同 谷 後 榮利
 同 越田 喜一 同 津 守 豊治
 同 北野 隆春 同 清 水 與 七郎

同 鈴木 隆晴 同 中川 三二
 同 安井 正太郎 同 梶 平 治
 理事 山田 學而
 理事 八尾 外美男 (昭和十二年六月二十日就任登記)
 同 松島 喜作 (同)
 同 清水 與七郎 (昭和十三年九月七日辭任登記)
 同 松島 喜作 (同)
 同 岩下 文雄 (昭和十三年九月七日就任登記)
 同 藤田 信 (同)
 同 八尾 外美男 (昭和十三年九月二十六日辭任登記)
 同 增淵 正三 (昭和十四年二月二十三日就任登記)
 同 松永 龜藏 (昭和十四年六月二十一日就任登記)
 同 金 寬太夫 (同)
 同 田島 伍祿 (同)
 同 谷後 榮利 (昭和十五年六月二十日辭任登記)

(以上昭和十二年六月二十日重任登記)

(三) 第三期

同	田島 伍祿 (同)	
理事長	益田 元亮	理事
理事	津守 豊治	梶 平治
同	森 松藏	加藤 新之丞
同	檜府 甚四郎	中川 三二
同	飯田 正榮	山田 學而
同	安井 正太郎	安田 正義
同	越田 喜一	增淵 正三
同	北野 隆春	松 永龜藏
同	鈴木 隆晴	藤 井隣次
同	岩下 文雄	藤 田 信
同		金 寛太夫
理事	御船 正	
同	谷村 博藏 (同)	

(以上昭和十五年六月二十日重任登記)

(昭和十五年六月二十日就任登記)

(一) 第一期

同	金 寛太夫	(昭和十五年九月九日死亡登記)
同	黒坂 矩雄	(昭和十五年十二月十二日就任登記)
同	増淵 正三	(昭和十六年三月二十四日辭任登記)
同	檜府 甚四郎	(昭和十六年四月四日辭任登記)
同	高岡 和三郎	(昭和十六年七月十日就任登記)
同	兵頭 貞武	(昭和十六年七月十日就任登記、専務理事ニ選任サル)
同	安井 正太郎	(昭和十六年七月十日辭任登記)
同	中川 三二	大崎 正雄
同	安住 省一	柴田 正治
同	柴田 正治	(昭和八年十二月二十六日就任登記)
同	橋田 憲藏	(昭和九年二月二十六日辭任登記)
同	中川 三二	(昭和九年五月一日就任登記)
		(昭和九年十二月二十四日辭任登記)

(二) 第二期

牛尾 健治 (昭和九年十二月二十四日就任登記)
大崎 正雄 (昭和十年六月七日辭任登記)

牛尾 健治

橋田 憲藏
安住 省一

(昭和十年六月七日重任登記)

今村 種次郎

(昭和十年六月七日就任登記)

野口 專太郎

(昭和十年八月十四日就任登記)

橋田 憲藏

(昭和十一年四月十四日辭任登記)

增淵 正三

(昭和十一年四月十六日就任登記)

安住 省一

(昭和十一年六月三日辭任登記)

(三) 第三期

增淵 正三
野口 專太郎

今村 種次郎

牛尾 健治

岩波 伯太

(昭和十一年六月三日重任登記)

野口 專太郎

(昭和十一年六月三日就任登記)

野口 專太郎

(昭和十二年六月二日辭任登記)

(四) 第四期

增淵 正三 (同)

今村 種次郎

牛尾 健治

岩波 伯太

(昭和十二年六月二日重任登記)

高岡 和三郎

(昭和十二年六月二日就任登記)

櫻田 精

(同)

牛尾 健治

(昭和十二年九月二十五日辭任登記)

佐野 侃二

(昭和十二年九月二十八日就任登記)

岩波 伯太

(昭和十三年六月二日辭任登記)

高岡 和三郎

(同)

櫻田 精

(同)

(五) 第五期

佐野 侃二

今村 種次郎

工藤 達一

(昭和十三年六月二日重任登記)

工藤 達一

(昭和十三年六月二日就任登記)

第三節 所屬組合及表決權數

東京標準電球工業組合

- 一、表決權數 五個
- 二、代表員 林文太郎
- 三、豫備代表員 岩波伯太

關西標準電球工業組合

- 一、表決權數 五個
- 二、代表員 (缺員)
- 三、豫備代表員 島孝興

東京輸出電球工業組合

- 一、表決權數 五個
- 二、代表員 武永正太郎
- 三、豫備代表員 葛山廣

大阪輸出電球工業組合

- 一、表決權數 五個
- 二、代表員 閑林治一郎
- 三、豫備代表員 三木庄治郎

關東電球製造工業組合

- 一、表決權數 壹個
- 二、代表員 池田武一
- 三、豫備代表員 松浦富雄

東京芝浦電氣株式會社

- 一、表決權數 拾貳個
- 二、代表員 山口喜三郎
- 三、豫備代表員 清水與七郎

大阪電球株式會社

- 一、表決權數 九個
- 二、代表員 中村誠
- 三、豫備代表員 五味六四郎

昭和十七年九月二十一日現在

第三章 統制事業篇

第一節 内地向電球の統制

第一項 内地向電球の生産調節

内地向電球の生産調節は本會設立當初に在りては、東京芝浦電氣株式會社及關東電球製造工業組合の加盟なかりし爲、主として東京標準電球工業組合、關西標準電球工業組合を中心として各年度に於ける製造總數量を決定し及一定期間に於ける製造實績を基準とする製造割當比率により之が割當を爲し統制を圖りたるも、完全なる統制を爲すには全國業者を網羅する事極めて緊要なりし爲、昭和十一年四月東京芝浦電氣株式會社、大阪電球株式會社を加盟せしめて之が強化を圖るに至りたり。即ち此の當時に於ける統制方法は内地向一般照用白熱電球の製造總數量を決定し之を一定比率によりて各組合及各工業者に割當を然し更に其の割當數量中一五〇「ワット」以下の一般照用白熱電球にして電氣供給事業者、電氣鐵道事業者及電氣軌道事業者に供給するものは、昭和八年六月一日より昭和九年五月三十一日に至る一ケ年間に於ける製造數量を基準として各組合及各工業者に割當を爲したのである。其後一般照用白熱電球のみならず其他の各種電球に對しても統制を爲すの要、業界に提唱せられ、加ふるに電球の計畫生産必至となるに及んで全面的製造總數量を決定し關東電球製造工業組合の加盟もありて茲に内地電球の統

制完璧に近きに至りたり。去りながら電球の統制は現行工業組合法に於ては徹頭徹尾生産調節に在りて其の製品の重點供給即ち販賣面の統制は工業組合たる本會の事業とする事稍々至難の状態にありたるを以て、本會は此の點に關し種々苦慮したる結果、東京標準電球工業組合及關西標準電球工業組合の組合員をして電球販賣統制機關たる東西電球株式會社を設立せしめ及東京芝浦電氣株式會社並大阪電球株式會社と協定せしめて販賣統制の強化を圖りたり。最近に於ける内地向電球の製造總數量並各組合及工業者に對する割當を示せば次表の如し。

昭和十六年度（自昭和十六年四月至昭和十七年三月）に於ける内地向電球の製造總數量並各組合に對する割當數量表

電球種別	製造總數量 (個)	保留數量 (個)	所屬組合ニ 割當ツベキ 數量 (個)	所屬組合別	割當比 率(%)	製造割當數 量 (個)	割當	
							比率	割當數量 (個)
家	150,000,000	100,000,000	120,000,000	東京標準電球工業組合 關西標準電球工業組合 東京芝浦電氣株式會社 大阪電球株式會社	16.65 7.41 43.00 5.05	24,475,000 10,893,000 51,740,000 7,433,000	27.53 13.21 53.26 6.01	17,895,000 8,580,600 27,617,000 3,964,500
庭	150,000,000	100,000,000	120,000,000					

電車動自	球電形變型中
八,〇〇〇,〇〇〇	九,五〇〇,〇〇〇
五〇〇,〇〇〇	七三〇,〇〇〇
〇〇〇,〇〇〇,七	八,七三〇,〇〇〇
東京標準電球工業組合 關西標準電球工業組合 東京芝浦電氣株式會社 大阪電球株式會社 東京輸出電球工業組合 大阪輸出電球工業組合	東京標準電球工業組合 關西標準電球工業組合 東京芝浦電氣株式會社 大阪電球株式會社 東京輸出電球工業組合 大阪輸出電球工業組合 關東電球製造工業組合
四・九三 三六・九三 四三・七四 一〇・〇	二・八三 三五・九五 三三・九三 〇・三六 四九・二九 一〇〇・〇〇
〇〇〇,一 〇〇〇,〇〇〇,〇 〇〇〇,〇〇〇,〇 〇〇〇,〇〇〇	一,〇三〇,〇〇〇 二,三四〇,〇〇〇 一,一八〇,〇〇〇 三,三〇〇,〇〇〇 四,三〇〇,〇〇〇 八,七三〇,〇〇〇

一三三

球電形變型大	種電球	製造總數量 (個)	保留數量 (個)	所屬組合ニ割當 ツベキ數量(個)	所屬組合別	割當比率 (%)	製造割當數量 (個)
		一三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一三,三六九,〇〇〇	東京標準電球工業組合	八・八六	一,〇八七,〇〇〇
					關西標準電球工業組合	三・九五	四八四,〇〇〇
					東京芝浦電氣株式會社	四三・八二	五,六三三,〇〇〇
					大阪電球株式會社	九・四	一,一三三,〇〇〇
					東京輸出電球工業組合	二・三六	一,五五〇,〇〇〇
					大阪輸出電球工業組合	一九・五	二,四〇〇,〇〇〇
					關東電球製造工業組合	一〇〇・〇〇	一三,三六九,〇〇〇
					計		
					東京輸出電球工業組合	九・六三	一四,一五〇,〇〇〇
					大阪輸出電球工業組合	九・六三	一四,一五〇,〇〇〇
					關東電球製造工業組合	九・六三	一四,一五〇,〇〇〇
					計	一〇〇・〇〇	六五,〇〇〇,〇〇〇

一三二

球	電	豆	球
	六九、〇〇〇、〇〇〇		
	五、七五〇、〇〇〇		
	六三、三五〇、〇〇〇		
	計		關東電球製造工業組合
			計
			東京標準電球工業組合
			關西標準電球工業組合
			東京芝浦電氣株式會社
			大阪電球株式會社
			東京輸出電球工業組合
			大阪輸出電球工業組合
			關東電球製造工業組合
			計
			東京標準電球工業組合
			關西標準電球工業組合
			東京芝浦電氣株式會社
			大阪電球株式會社
			計

一三四

計	二四九、八〇〇、〇〇〇	一一、〇五〇、〇〇〇	二三八、七四六、〇〇〇	東京輸出電球工業組合	三七、六六六、〇〇〇
				大阪輸出電球工業組合	三三、七四三、〇〇〇
				關東電球製造工業組合	四三、七七七、〇〇〇
				計	二三八、七四六、〇〇〇

第二項 内地向電球共同販賣會社の設立

内地向電球の統制は其の時期により一般照明白熱電球のみに行はれたるも、漸次其の範圍を擴張し現在に於ては各種電球に亘り實施するに至りたるは前述の通りなるも、本會が最も主力を注ぎたるは一般照明白熱電球就中電氣供給事業者、電氣鐵道事業者及電氣軌道事業者向電球にありたる事は定款其他により明瞭なり。然るに此の種電球は主として消費者の特別仕様書によりて製作せらるる關係上資材及技術共に優秀を必要としたるに不拘、業界の統制毫も見ざるべきものなかりし爲、不當競争甚しく僅の註文に對して其の争奪誠に視るに堪へざるものありて心ある者をして排斥せしめたり。此の事實を直觀し加ふるに本會の統制を強化せしむる方法として電球の販賣統制機關の必要を痛感したる本會理事長益田元亮は先づ東京標準電球工業組合並關西標準電球工業組合の各組合員に呼び掛けて之が設立を要望凡ゆる努力を拂ひたり。該會社の設立勸誘途上に於て遭遇したる難事は前記兩工業組合の組合員のみならず電球販賣統制會社設立せらるるに雖、一方の重鎮東京芝浦電氣株式會社は未だ電球工聯に加盟し居

らず然も其の加盟甚だ至難の現状に於ては其の意義甚だ薄く、且つ其の目的達成頗る困難なり。依而本會社設立は全面的賛成なるも東京芝浦電氣株式會社の電球工業聯合會乃至協約後迄見合すべし云々に在り。此の言葉誠に穩當且理路整然たるものありと雖、當時の業界の表裏に通曉したる女人筋の綜合したる意見は、益田元亮の電球販賣統制會社設立の意肚に對しては何等反對すべき理由なきを以て眞向より拒絶する事不可能なり。依つて最も至難なる東京芝浦電氣株式會社の加盟云々を持ち出し流産せしめんとするものなり云々なり。以て當時の業界の空氣を察知し得べし。然るに一ヶ年間に亘り慎重に研究凡ゆる角度より討議したる理論を此の難關に遭遇して益々決意を固むるに至りたる益田元亮は敢然起つて東京芝浦電氣株式會社との折衝を開始したのである。此の折衝は相當の迂餘曲折ありしとは云へ完全に成功し其の結果は東京芝浦電氣株式會社の本會加盟となり及電球販賣統制會社たる東西電球株式會社の設立となつたのである。茲に當時本會對東京芝浦電氣株式會社間に於ける協約及東西電球株式會社設立に關する兩標準工業組合加盟會社間の契約書を登載して參考とす。

☒本會對東京芝浦電氣株式會社(當時東京電氣株式會社と稱す)間の協約書

協 約 書

東京電氣株式會社、大阪電球株式會社及ヒ日本電球工業組合聯合會ハ日本帝國内ニ於テ製造販賣スル電球ニ關シ協定スルコト左ノ如シ

日本國內向電球ヲ統制シ其ノ品質ノ向上ヲ計リ不當ナル販賣競争ヲ防止シ以テ該電球製造業者カ堅實ナル基礎ノ上ニ發達ヲ遂クル様協力スヘキコトニ全者ノ意思完全ニ一致シタルヲ以テ

東京電氣株式會社及ヒ大阪電球株式會社ハ本協約書所定全條項ノ完全ニ履行セラルヘキコトヲ條件トシテ日本電球工業組合聯合會ニ加入スヘク

東京電氣株式會社、大阪電球株式會社及ヒ日本電球工業組合聯合會ハ本協約ノ精神ヲ體シ本協約ノ各條項ヲ遵守スヘキモノトス

本協約所定事項ノ實施ニハ本協約施行ニ關ル細目々協定、日本電球工業組合聯合會ノ定款變更、電球共同販賣會社設立、同會社ト聯合會又ハ其ノ組合員トノ契約締結等ノ諸手續ヲ要スルコト勿論ナルヲ以テ前記兩者及ヒ聯合會ハ本協約調印後引續キ右諸手續ニ付留意ナク合議ノ上三者ノ意見完全ニ合致シタル具體案ヲ作成スヘキモノトス不幸ニシテ前記兩社ノ聯合會加入ニ至ルマテニ兩者及ヒ聯合會ノ意見ニ一致セサル點ヲ生シ又ハ聯合會總會理事會或ハ主務官廳カ本協約ノ全部又ハ一部ノ實施ヲ不可能ナラシメタルトキハ聯合會ハ兩者ノ加入ヲ拒ミ又ハ兩者ハ聯合會ニ加入セサルコトヲ得ルモノトシ此ノ場合ニ於テハ互ニ相手方ニ對シ何等ノ責ヲ負ハサルモノトス

本協約ニ於テハ日本電球工業組合聯合會ヲ「電工聯」、電球共同販賣株式會社ヲ「共販會社」、東京電球工業組合及ヒ關西標準電球工業組合ニ所屬スル組合員ヲ總稱シテ「工聯會社」、東京電氣株式會社及大阪電球株式會社ヲ總稱シテ「東京會社」ト稱ス

第一章 統制ノ範圍

一三八

第一條 本協約ニ於テ統制ノ目的タル電球ハ日本帝國内ニ於テ電工聯所屬工聯會社及ヒ東京會社ニヨリ製造セラレ共販會社及ヒ東京會社ニヨリ販賣セラルル一般照明用白熱電球トス

第二章 統制ノ形式

第二條 東京會社ハ電工聯ニ加入スルコト

東京會社ハ該加入後常ニ議決權ノ半數ヲ與ヘラルコト

第三條 電工聯ハ昭和拾年一月三十一日迄ニ前條所定ノ東京會社ノ電工聯加入ニ必要ナル手續ヲナス

第四條 電工聯ハ電工聯ノ現在ノ役員數ニハ變更ヲ加ヘズ新ニ東京會社ヨリ理事五名監事壹名ヲ選任スルコト

第五條 電工聯ハ工聯會社全部ヲシテ昭和拾年一月三十一日迄ニ共販會社ヲ設立セシム

第六條 電工聯ハ工聯會社ニシテ將來甲類球ノ製造ヲ開始スルモノアル場合ハ右會社ヲ必ス共販會社ニ加入セシムルコト

乙類球ノミヲ製造スルモノモ本共販會社ニ加入スルコトヲ得

第七條 共販會社加入者ノ製造スル甲類球及ヒ乙類球ハ凡テ共販會社ニヨリ販賣セシムコト

第八條 電工聯ハ共販會社ヲシテ共販會社加入者ノ行爲ニ對シ全責任ヲ負ハシムヘキモノトス

第九條 電工聯ハ東京會社及ヒ共販會社ノ販賣スル統制範圍内ノ電球全部ニ對シ檢査スルコト

第三章 既得權者ノ擁護

第十條 電工聯ハ組合外ノ電球製造業者ノ製造シ日本帝國内ニ於テ販賣スル統制範圍内ノ電球全部ニ對シ檢査スル權利ヲ可及的速カニ獲得スルコトニ努力スルコト

第十一條 電工聯ハ組合外ノ電球製造業者ニ對シ輸出向ナルト内地向ナルトヲ問ハス凡テソノ取締及ヒ統制ニ服セシムルコトニ最善ノ努力ヲ致スコト

第四章 特許實施權ノ許與

第十二條 東京會社ハ共販會社ニ對シ共販會社加入者ノ製造ニ依リ共販會社ノ販賣スル統制範圍内ノ電球ニ付キ左記各號ノ特許ヲ實施シ得ル權利ヲ許與ス

一、特許第四三七四五號 尖無白熱電燈及其類似品製造方法

二、特許第五〇四七〇號 電球用バルブ硝子

三、特許第六二四〇六號 封入導線

四、特許第七一〇九二號 電燈用硝子球及其類似ノ硝子製品ノ處理法

五、特許第七三五〇四號 内面ヲ艶消シタル硝子製品

六、特許第七三五〇九號 硝球ノ内面一部ニ艶消ヲ施ス方法

七、特許第一〇五〇六〇號 白熱電燈用纖維

一三九

前項許與ノ代價トシテ共販會社ハ總額金貳拾七萬五千圓毎年度金貳萬七千五百圓ヲ東京會社ニ支拂フ
前項ニ規定シタル代價金額ハ本協約締結當時ノ工聯會社ノ數合計拾貳社ヲ基礎トシタルモノナルヲ以テ將來加入
若シクハ脫退アリタル場合ハ前項ノ代價金額ハ増減セラルベキモノトス
右増減額ニ關シテハ共販會社東京會社間ニ於テ協議決定スルモノトス

第五章 統制電球ノ分類

第十三條 統制範圍内ノ電球ヲ左ノ二類ニ分ツ

- 一、甲類 一五〇ワット以下ノ電球ニシテ電氣供給事業者、電氣鐵道又ハ電氣軌道事業者ニ供給スル電球
- 二、乙類 甲類ニ屬スル以外ノ電球

前項第一號甲類ニ規定シタル以外ノ大口需要者ニ納入スル電球モ協議ノ上個別的ニ該類中ニ包含セシムルコトヲ
得

真空螺線鐵條電球ニシテ五ワット以下ノモノハ割當計算ニ關シテハ貳個ヲ以テ壹個ト看做ス

第六章 甲類球ノ統制

第一節 販賣割當比率

第十四條 毎年度ノ甲類球ノ日本帝國内需要總個數ヲ東京會社共販會社兩者間ニ販賣割當比率（以下割當比率ト
稱ス）ニヨリ割當ツ

第十五條 割當比率ハ基本年度ニ於ケル東京會社共販會社兩者ノ甲類球ノ總賣上個數ニ對スル各自ノ賣上個數ノ
百分比ヲ以テ決定ス
工聯會社ノ基本年度ニ於ケル賣上ハ共販會社ノ賣上ト看做ス

第十六條 割當比率ハ特別ニ規定スル場合ノ外協約期間中不動トス

第十七條 昭和八年六月壹日ヨリ昭和九年五月參拾壹日ニ至ル壹ケ年ヲ基本年度トス

第二節 割當個數ノ決定

第十八條 毎年度ノ甲類球ノ國內需要總數ヲ想定シ割當比率ニヨリ該年度ニ於ケル共販會社東京會社兩者ノ割當
個數ヲ豫メ決定ス
共販會社東京會社兩者ハ前項ノ割當個數ニ照シ毎月ノ販賣個數ヲ調節シ自己ノ割當個數ヲ超過セサル様努ムルモ
ノトス

第十九條 前條ノ割當個數ハ共販會社東京會社兩者ノ販賣狀況ニヨリ該年度ノ國內需要總個數ノ想定ヲ變更シタ
ル場合ハ割當比率ニ從ヒ修正セラル、モノトス

第三節 割當高ノ決算

第二十條 各年度ニ於ケル共販會社及ヒ東京會社兩者ノ甲類球ノ總賣上個數ヲ各自ノ割當比率ニ從ヒ按分シタル
個數ヲ該年度ノ各自ノ割當高トス

第二十一條 或年度ノ共販會社又ハ東京會社ノ賣上個數カ該年度ノ自己ノ割當高ヲ超過シタルトキハ相手方ニ對シ次ニ規定スル率ノ負擔金ヲ相手方ノ賣上不足ニ對スル補償金トシテ支拂フ

(自己ノ割當ニ對スル超過個數) (超過一個當リ負擔金)

- 一 五%迄ノ分 自己ノ當該年度平均賣價ノ一〇%
- 二 五%超過一〇%迄ノ分 同 二〇%
- 三 一〇%超過ノ分 同 三〇%

第四節 定價並ニ最高單價及ヒ最低單價

第二十二條 共販會社及ヒ東京會社ハ協議ノ上各別ニ定價ヲ決定發表シ且ツ別ニ同一ナル最高單價及ヒ最低單價ヲ協議ノ上決定ス

第二十三條 共販會社及ヒ東京會社ハ前條所定ノ最高單價及ヒ最低單價ヲ遵守スヘク之ニ違背スル單價ニヨリ供給スヘキコトヲ含ム既契約ハ遅クモ貳ケ年以内ニ改訂スヘキモノトス

第二十四條 共販會社及ヒ東京會社ハ既契約ニヨリ最低單價以下ニ供給セサルヘカラサルモノアルトキハ五ニ之ヲ届出ツヘク最初ノ貳ケ年ニ限り之ヲ五ニ承認ス

第五節 基準平均單價

第二十五條 第參年度ニ於ケル共販會社及ヒ東京會社各自ノ平均單價ヲ夫レ夫レ其ノ基準平均單價トス

第六節 增收額ノ分配及ヒ減收額ノ補償

第二十六條 共販會社及ヒ東京會社ハ第四年度以降ニ於テハ毎年自己ノ該年度ノ平均單價ト其ノ基準平均單價トヲ比較シ本節ノ規定ニ從ヒ增收額ヲ相手方ニ分配シ又ハ相手方ノ減收額ニ對シ補償ヲナス

第二十七條 共販會社及ヒ東京會社ニシテ或年度ノ平均單價カ共ニ自己ノ基準平均單價ヨリ増加シタルトキハ該増加額ヲ比較シ増加額ノ大ナルモノハ兩者ノ平均單價増加額ノ差額ノ壹割(百分ノ拾)ニ當該年度ノ自己ノ賣上個數ヲ乘シタル金額ニ相當スル增收分配金ヲ相手方ニ支拂フ

第二十八條 正當ナル理由ニヨリ共販會社及ヒ東京會社ノ或年度ノ平均單價カ自己ノ基準平均單價ヨリ共ニ低下シタルトキハ該低下額ヲ比較シ低下額ノ大ナル者ハ兩者ノ平均單價低下額ノ差額ノ壹割(百分ノ拾)ニ當該年度ノ自己ノ賣上個數ヲ乘シタル金額ニ相當スル減收補償金ヲ相手方ヨリ受ク

共販會社又ハ東京會社ノ中一方其ノ平均單價カ自己ノ基準平均單價ヨリ低下シタルトキハ低下シタル者ハ其ノ平均單價低下額ノ壹割(百分ノ拾)ニ當該年度ノ自己ノ賣上個數ヲ乘シタル金額ニ相當スル減收補償金ヲ相手方ヨリ受ク

第二十九條 共販會社及ヒ東京會社ノ中一方其ノ平均單價カ基準平均單價ヨリ増加シ他方低下シタルトキハ低下シ

タル者ハ相手方ヨリ前二條ノ規定ニ從ヒ增收分配金及ヒ減收補償金ヲ受ク

第三十條 共販會社又ハ東京會社ノ平均單價カ自己ノ基準平均單價ヨリ低下シタル場合ニ其ノ低下額カソノ者ノ基準平均單價ノ壹割以上ナルトキハ其ノ壹割ヲ超ユル部分ニ付キテハ本節ノ規定ニヨリ補償セラルルコトナシ

第三十一條 將來ニ於テ現在未タ實施セサル特許、實用新案或ハ意匠ヲ實施シ之カ爲メ其ノ電球カ之等工業所有權ヲ使用セサル電球ニ比シ高價ニ販賣セラレタル場合ハ該賣價ノ増加ハ平均單價ノ計算ヨリ除外スルモノトス

第七章 乙類球ノ統制

第三十二條 乙類球ニ關シテハ兩者ハ各年度ノ自己ノ販賣豫定數ヲ五ニ通知スヘク之ヲ變更シタル場合ハ更ニ之ヲ通知スルコト其他ノ事項ニ付テハ將來右統制ノ氣運更ニ進ミタリト認メラルルニ至リタル場合改メテ細目ノ協定ヲ考慮スルコト

第八章 販賣規則

第三十三條 甲類球ノ販賣ニ付キテハ歩合販賣員ノ使用ハ之ヲ禁止スルコト

第三十四條 共販會社及ヒ東京會社ハ統制範圍内ノ電球ノ賣價ニ付キワット別値段ノ相異ヲ統一スルコトニ努力スルコト

第三十五條 共販會社及ヒ東京會社ハ五ニ相手方ノ甲類球ノ基本年度ニ於ケル得意先別納入率ヲ尊重シ成ルヘク各年度之ニ從フヘキモノトス

第三十六條 本協約ニ於テ賣上トハ現實ニシテ善意ノ賣上ヲ言フモノニシテ販賣者又ハ需要者ニ對シ出荷シ且ツ請求書ヲ發行シタルモノヲ謂ヒ契約中ノ未受渡品委託販賣ノタメノ出荷ヲ含マス

第三十七條 本協約ニ於テ平均單價トハ總賣上金額ヲ總賣上個數ニテ除シタル商ヲ言フ、割戻金、割引其他如何ナル名目タルヲ問ハス得意ニ對シ支拂ヒタル金額ハ前項ノ總賣上金額ヨリ控除スルモノトス

第九章 特別義務

第三十八條 共販會社及ヒ東京會社ハ統制機關トシテ月曜會ヲ組織ス、月曜會ノ組織、權限其他ノ事項ハ別ニ之ヲ定ム

第三十九條 共販會社及ヒ東京會社ハ統制ヲ確實ナラシムルタメ甲類球ノ販賣ニ關シ販賣數量、價格、納入先、出荷年月日、傳票番號等ヲ記載シタル傳票寫ヲ遲滞ナク月曜會ニ送附シ且ツ毎月二十日迄ニ前月分ノ總賣上高個數及價格ヲ月曜會ニ報告スヘキモノトス

第四十條 甲類球ニ關シ基本年度及ヒ其後ノ賣上其他ニ關スル報告ノ正確ヲ期スルタメ月曜會ハ計理士ヲシテ必要ナル検査ヲナサシム

第四十一條 共販會社及ヒ東京會社カ報告シタル賣上個數價格、納入先及ヒ決定セラルル最高及ヒ最低單價、標準平均單價等統制ニ關スル事項ハ特定ノ者以外ニ知ラシメサルコトトシ之ヲ秘密ニ保チ且ツ之等ヲ商略上ニ利用スヘカラサルモノトス

第四十二條 共販會社及ヒ東京會社ハ其ノ代表者使用人又ハ夫等ノ代理人タルト否トヲ問ハス協約並ニ規則、細則、手續其他一切ノ取極メニ一致セサル行爲ヲナシタル者ニ付キ違反ノ責ニ任ス

第十章 割當比率ノ讓渡

第四十三條 共販會社及ヒ東京會社ハ相互ノ間ニ於テ別ニ定ムル規定ニ從ヒ割當比率ヲ讓渡スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ右割當比率ニ附隨スル義務ハ當然讓受人ニ移轉ス

第十一章 第三者ノ加入

第四十四條 第三者ノ加入ノ手續ハ別ニ之ヲ定ム

第四十五條 前條ニヨリ新ニ加入シタル第三者ニシテ甲類球ヲ製造スルモノナルトキハ之ニ對シ別ニ定ムル規定ニ從ヒ割當比率ヲ決定附與ス

前項ノ割當比率ヲ附與シタルトキハ共販會社東京會社ノ割當比率モ之ニ從ヒ變更セラル

第十二章 第三者ニ對スル援助

第四十六條 電工聯所屬工聯會社及ヒ東京會社ハ本協約ノ義務ノ凡テヲ受諾セル第三者以外ノ者ニ其ノ營業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡スルコトヲ得ス

電工聯ハ共販會社ヲシテ前項ノ義務ヲ負ハシムヘキモノトス

第四十七條 電工聯所屬工聯會社及ヒ東京會社ハ直接又ハ間接ニ本協約ノ義務ヲ受諾セル第三者ヲ援助スルコトヲ得ス

得ス

電工聯ハ共販會社ヲシテ前項ノ義務ヲ負ハシムヘキモノトス

第十三章 會計事項

第四十八條 本協約ニ於テハ毎年拾貳月壹日ニ始マリ翌年拾壹月參拾日ニ終ル壹ケ年ヲ壹年度トス

第十四章 保證金

第四十九條 共販會社及ヒ東京會社ハ本協約ニヨリ負フヘキ諸義務ノ履行及ヒ協約遂行上分擔スヘキ費用支拂等ノ確保ノタメ保證金ヲ月曜會員中適當ナル者ニ供託スルモノトシ之ニ關スル細則ハ別ニ協議ノ上之ヲ定ム

前項保證金ノ五割以上ハ現金又ハ國債ナルコトヲ要ス

第五十條 前條ニヨリ供託スヘキ保證金額ハ左ノ如シ

- 共販會社 金拾五萬圓
- 東京會社 金拾萬圓

第五十一條 共販會社又ハ東京會社カ金錢債務ノ履行ヲナサス且ツ相當ノ期間ヲ定メテ書留配達證明郵便ニヨリ之カ履行ヲ催告セラレタルニ拘ラス其ノ期間内ニ履行セサルトキハ保證金ヲ以テ之カ辨濟ニ充當ス

第五十二條 前條ニヨリ保證金ヲ以テ債務ノ辨濟ニ充當セラレタルモノハ遲滞ナク保證金定額ニ達スル迄追加供託スヘキモノトス

第五十三條 供託スヘキ有價證券ノ要件、種類其他ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第五十四條 債務ノ辨濟ニ充當スルタメ取立テタル保證金ハ該債務ヲ履行セシムルタメ月曜會ノ支出シタル費用ヲ控除シ殘額ヲ相手方ニ支拂フ

第十五章 制 裁

第五十五條 共販會社及ヒ東京會社ハ故意又ハ過失ニヨリ本協約及ヒ附屬規則、細則、手續其他ノ取極メノ義務違反、不履行、過怠及ヒ統制事務ヲ阻害スル行爲ニ對スル罰金、賠償金、過怠金等ノ賦課手續及ビ金額ヲ別ニ定ムルコトヲ約ス

第十六章 協 約 期 間

第五十六條 本協約期間ハ本協約書日附ヨリ滿拾ケ年トス但シ期間滿了六ケ月前ニ更ニ協議ノ上之ヲ訂正シ又ハ訂

正セシテ更新スルコトヲ得

右協定ノ證トシテ本協約書貳通ヲ作成シ東京會社及ヒ電工聯各其ノ壹通ヲ保有スルモノトス

昭和九年拾壹月拾貳日

東京市麴町區有樂町壹丁目參番地	日本電球工業組合聯合會
神奈川縣川崎市堀川町七拾貳番地	東京電氣株式會社
大阪市西淀川區大仁東貳丁目六番地	大阪電球株式會社

東西電球株式會社設立ニ關スル契約書

契 約 書

内地向電球ノ向上發展ヲ圖リ相互ノ不當ナル販賣競争ヲ避クル爲製品ノ共同販賣ヲ爲ス目的ヲ以テ東西電球株式會社(以下東西會社ト稱ス)ヲ設立スルニ付本書末尾記名會社(以下各社ト稱ス)東西電球證券株式會社(以下證券會社ト稱ス)發起人並東西會社發起人(以下發起人ト稱ス)ハ左ノ各條ヲ契約ス

本契約ニ於テ内地向電球(以下電球ト稱ス)ト稱スルハ本邦内ニ販賣セララル一般照明用電球ヲ謂フ

第一條 東西會社ノ要領左ノ如シ

一 主タル目的 電球ノ販賣及其ノ附帶事業

二 名 稱 東西電球株式會社

三 資 本 金 金壹百拾五萬圓ヲ以テ設立シ更ニ金參百八拾五萬圓ヲ増資シテ金五百萬圓トス

四 株 式

(一) 普通株式

(イ) 額面及株式數 額面金五拾圓ノモノ貳萬參千株

(ロ) 拂 込 現金ヲ以テシ全額拂込済

(ハ) 引 受 壹千株ヲ發起人、貳千株ヲ各社ニ於テ第四條ニ依ル賣上純金額ニ比例シテ引受ケ殘餘貳萬株ヲ證券會社ニ於テ引受クルモノトス

(二) 増資新株式

(イ) 額面及株式數 額面金五拾圓ノモノ七萬七千株

(ロ) 拂 込 現金ヲ以テシ第一回ノ拂込ハ金拾貳圓五拾錢トス以後ハ重役會ノ決議ニ依リ隨時拂込マシムルモノトス

(ハ) 引 受 株主ノ所有株式數ニ比例シテ割當ヲ引取ケシムルモノトス

但シ株主ニシテ其ノ割當ノ一部又ハ全部ノ引受ヲ爲ササトキキハ重役會ニ於テ適當ニ處分ス

(ニ) 配 當 株式發行ノトキヨリ起算シテ拾壹計算期間普通株式ニ優先シテ八朱ノ配當ヲ爲ス

普通株式ノ讓渡ニ付テハ東西會社ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

五 住 所 本社ヲ東京市ニ支社ヲ大阪市ニ置ク

六 取締役ノ所有スヘキ株式數 五拾株以上

七 發起 人 左ノ拾參名トス

東京市淀橋區柏木町二丁目四七一 岩 波 伯 太

飯 田 正 菜	堀 見 東 一	梶 平 治	玉 井 義 雄	中 川 三 二	工 藤 達 一	益 田 元 亮	阿 部 繁 一	森 松 藏	鈴 木 隆 晴	東 條 虎 輔	
大阪市西成區旭北通四丁目一八	大阪市赤坂區青山南町二丁目六三	西宮市下葎原町一四	東京市豊島區堀ノ内町一、〇〇二一	大阪市西區京町堀通五丁目三六	大阪市東淀川區十三南町一丁目四〇	東京市目黒區上目黒二丁目二、〇九九	東京市麻布區本村町一一六	東京市赤坂區青山南町二丁目六〇	姫路市西鹽町一八	東京市荏原區小山町五〇一	東京市澁谷區原宿三丁目三五八

第二條 各社ハ東京電球工業組合又ハ關西標準電球工業組合(以下所屬組合ト稱ス)ノ組合員タルコトヲ要シ東西會社ノ承諾ナキ限自由ニ之ヲ脱退スルコトヲ得ス

各社ハ其ノ所屬組合ヨリ除名セラレタル場合ト雖東西會社ノ承諾ナキ限リ本契約ノ義務ヲ免ルルコトヲ得ス

第三條 各社ハ其ノ電球販賣ニ關スル權利ヲ合計金五拾萬圓ヲ以テ東西會社ニ讓渡スルモノトス

第四條 前條ノ讓渡代金中四拾萬圓ハ昭和八年六月一日ヨリ昭和九年五月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル各電球賣上純金額ニ比例シ殘額金拾萬圓ハ同期間ニ於ケル各電球賣上純金額ニ比例シテ各社ニ分配セララルモノトス

賣上純金額及賣上純箇數ノ算出ニ付テハ左ノ各號ニ依ル

- 一 賣上純金額ヨリ左ノ販賣經費ヲ控除ス
 - (イ) 電球販賣ニ從事シタル職員並準職員ノ給料、報酬、賞與及手當
 - (ロ) 旅費及車馬賃
 - (ハ) 電球販賣ニ關シテ支出シタル重役賞與及交際費
 - (ニ) 販賣所ノ經費
 - (ホ) 廣告宣傳費、割引料及特別「サーヴイス」費
 - (ヘ) 前各號ニ準スルモノ
- 二 契約中ニシテ受渡未済ノモノ委託販賣ニ依ル委託中ノモノ其ノ他代金請求權ノ發生セサルモノハ之ヲ販賣シタルモノト看做サス

第五條 前條ノ賣上純金額、販賣經費及賣上純箇數ノ算出ニ付テハ各社ノ申告ヲ基礎トシ東西會社又ハ其ノ發起人指定ノ計理士ヲシテ、各社ノ書類、帳簿稅務署ニ對スル申告書等ヲ檢閲セシメタル上之ヲ決定ス

第六條 東西會社カ適當公正ナル諸銷却可能トナリ且ツ其配當カ左ノ各號ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テ其普通株式壹萬株宛回計貳萬株ヲ各社カ額面額ニテ證券會社ヨリ買入レタルトキニ限り、東西會社ハ各社ノ販賣權讓渡ニ對スル追加代價トシテ其都度各五拾萬圓計金百萬圓ヲ各社ニ補給スルモノトス

- 一 第三計算期以後ニ於テ優先株ニ對シ年八朱ノ配當ヲ爲シタルトキ
- 一 第五計算期以後ニ於テ普通株ニ配當ヲ爲シタルトキ

前項ニ依リ各社カ東西會社ヨリ受クヘキ販賣權讓渡追加代價金ハ第四條ニ依ル賣上純金額ニ比例シ分配セララルヘキモノトス

第七條 各社ハ自己ノ事務所、工場及倉庫ニ使用スルモノノ外其ノ製造ニ係ル電球全部ヲ東西會社ニ賣渡スヘキモノトシ如何ナル名義ヲ以テスルモノ之ヲ第三者ニ供給スルコトヲ得ス

前項賣渡品ハ總テ日本電球工業組合聯合會（以下聯合會ト稱ス）ノ檢合格品タルコトヲ要ス

第八條 東西會社カ毎年度販賣スヘキ電球ノ總數量ハ聯合會ノ定ムル所ニ依ルモノトシ之ニ對スル各社ノ製造比率ハ第四條ニ依ル賣上純箇數ヲ基準トシ東西會社之ヲ決定ス

前項ノ販賣總數量ヲ變更スル必要アリタルトキハ聯合會及東西會社間ニ於テ協定スルモノトス

第九條 東西會社ノ販賣上ノ都合ニ依リ各社ノ割當テラレタル製造數前條ノ比率ニ對シ過不足ヲ生シタルトキハ東西會社ハ適當ト認ムル一箇當リノ金額ヲ定メ各社ニ付其ノ超過分ニ對シ負擔金ヲ徵收シ不足分ニ對シ補償金ヲ交

附ス

一五四

第十條 東西會社ノ電球買取價格（包裝、荷造費ヲ含ム）表ノ制定ハ東西會社之ヲ定ム

第十一條 東西會社註文ヲ受ケタルトキハ第八條ノ割當比率ニ從ヒ左記各號ノ事項ヲ指定シテ各社ニ受註品ノ製造並配達方ヲ通告スルモノトシ各社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

一 製品ノ種類、大サ、規格、銘記、數量並商標

商標ハ從來各社カ使用シタルモノ、東西會社ノモノ又ハ其ノ他ニ付必要ニ應シ其ノ都度之ヲ決定ス

二 包裝及荷造

三 配達先及配達ノ順序、方法並期日

前項ノ場合配達ニ要スル運賃ハ東西會社ニ於テ之ヲ負擔スルモ運搬及受渡ニ付テハ各社カ其ノ責ニ任スヘキモノトス

各社カ第一項ニ依ル指定ニ違反シ又ハ其ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ東西會社ニ損害ヲ及ホシタルトキハ東西會社ハ各社ニ之ヲ賠償セシムル外左ノ各號ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ

一 第十條ニ依ル電球買取價格ノ特別低減

二 割當ツヘキ豫定仕向先ノ變更

三 割當ツヘキ豫定品種ノ變更

第十二條 本契約ニ依リ共同販賣ヲ爲ス電球以外ノモノニ付テハ東西會社ト各社トノ間ニ於テ協定ス

第十三條 東西會社ハ各社ノ申出アリタル場合其ノ從來電球販賣ニ使用シタル職員ヲ新規採用ノ形式ニ依リ採用ス

第十四條 各社ハ第一條第四號ニ依リ其ノ引受ニ係ル普通株式ノ全部及第六條規定ノ第一回買入ニ係ル普通株式ノ半數ニ名義書換委任狀ヲ添付シ之ヲ證券會社ニ供託スルコトヲ要ス

第十五條 各社ハ前條ニ依リ供託スヘキ株式ノ額面額ト同額ノ信認金ヲ東西會社ニ積立ツルコトヲ要ス

前項ノ信認金積立ニ付テハ東西會社ニ於テ各社ニ支拂フヘキ電球代金中共ノ百分ノ一ヲ支拂ノ都度控除シテ之ニ充ツルモノトシ之ニ對シ一ケ年五厘ノ利息ヲ附ス但シ一般金利ノ變動其ノ他ノ狀況ニ依リ必要アリト認メタルトキハ東西會社ハ利率ノ變更ヲ爲スコトアルヘシ

第六條規定ノ第一回普通株式買入レ以後ニ於テ信認金ノ積立額カ第一項所定ノ額ニ滿タサル期間中ハ各社ハ其ノ不足額ニ相當スル額面ノ普通株式ヲ前條ニ準シ證券會社ニ供託スヘシ

第十六條 各社カ本契約違反其ノ他ニ因リ東西會社ニ損害ヲ及ホシ之カ賠償ヲ怠リタルトキハ東西會社ハ前條第一項ニ依ル信認金ヲ之ニ充當シ仍ホ不足シタルトキハ其ノ不足額ヲ證券會社ニ通知スルモノトス

前項ノ通知アリタルトキハ證券會社ハ第十七條第一項ヲ準用シ前條第三項及第十四條ニ依ル供託株式ヲ處分シ其ノ代金ヲ以テ東西會社ニ代位辨償スルモノトス

第一項ノ損害並其ノ額ハ東西會社ノ認定スル處ニ依ルモノトシ證券會社及各社ハ之ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ

得ス

第十七條 各社カ所屬組合ヨリ脱退又ハ除名セラレタルトキハ證券會社ハ當該會社ニ對シ其ノ所有ニ係ル普通株式全部ノ提出ヲ求メ之ヲ第十四條及第十五條第三項ニ依ル供託株式ト共ニ各社ニ入札ノ形式ニ依リ賣却スルモノトス但シ脱退又ハ除名セラレタルモノハ入札スルコトヲ得ス

第十八條 各社カ脱退シタル場合其ノ義務履行ニ付キ必要アリト認メタルトキハ東西會社及證券會社ハ期間ヲ定メ前項ノ賣却金中入札費用ヲ控除シタル殘額ハ脱退ノ場合ハ脱退會社ノ所得トシ除名ノ場合ハ東西會社ノ所得トス

第十九條 東西會社ハ各社ニ本契約違反ノ疑アリト認メタルトキハ其ノ指定シタル計理士ヲシテ各社ノ書類、帳簿金ノ一部又ハ全部ノ拂戻ヲ留保スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第十五條第二項ヲ準用シ利息ヲ附スヘキモノトス

第二十條 各社ハ東西會社又ハ其ノ發起人ノ指定シタル期間ニ電球販賣ニ關スル契約及販賣代理店、特約店並委託販賣ニ關スル契約全部ヲ東西會社ニ引繼クヘシ

第二十一條 各社ハ本契約締結ノ日以後ニ於テハ東西會社ノ事業開始前ト雖東西會社又ハ其ノ發起人ノ承諾ナキ限リ六ヶ月以上ニ亙ル電球販賣契約及代理店、特約店、委託販賣其ノ他之ニ類スル契約ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ引繼契約ニ付引繼前ニ屬スル事項ニ關シテハ東西會社ハ其ノ責ニ任セス

第二十二條 各社カ本契約ニ付昭和拾年五月拾一日迄ニ其ノ株主總會ノ承認ヲ經ルコト能ハサルトキハ本契約ハ其ノ効力ヲ失フモノトス

本契約書拾五通ヲ作成シ各社、發起人總代及證券會社發起人總代其ノ壹通ヲ所持ス

昭和拾年四月拾六日

東京市市芝區田村町一丁目一	東電電球株式會社	取締役社長	益田元亮
東京市品川區北品川四丁目五三六	帝國電氣株式會社	取締役社長	鈴木隆晴
東京市中野區千代田町四四七	北斗電球株式會社	取締役社長	阿部繁一
東京市芝區田村町一丁目	エビス電球株式會社	常務取締役	工藤達一
姫路市大藏前町一	日本電球株式會社	常務取締役	森松藏
大阪市西淀川區加島町	ナニワ電球工業株式會社	常務取締役	森松藏
東京市澁谷區向山町六〇	メトロ電球株式會社	取締役社長	梶平治
東京市澁谷區代々木山谷町一五六	旭電氣株式會社	取締役社長	林文太郎
大阪市東淀川區中津南通二丁目七一	大日本電業株式會社	專務取締役	飯田正榮
東京市澁谷區下落合二丁目九七一	極東商事株式會社	代表取締專務	岩波伯太
東京市澁谷區原宿三丁目三五八	近榮電氣株式會社	取締役社長	東條虎輔

大阪市北區堂島濱通一丁目一	昭和電球株式會社	取締役	武田孟
兵庫縣川邊郡小田村梶ヶ島八八	東亞電球株式會社	代表取締役	依岡省輔
東京市麴町區有樂町一丁目三番地	東西電球株式會社	發起人總代	益田元亮
東京市麴町區有樂町一丁目三番地	東西電球證券株式會社	發起人總代	益田元亮

覺書

一 契約書第四條ノ賣上純金額及賣上純商數ノ算出ニ付テハ舊浪速電球株式會社ノ昭和八年六月一日ヨリ昭和九年三月三十一日迄ノモノヲ以テ「ナニワ」電球工業株式會社ノ賣上純金額及賣上純商數ト看做ス

二 契約書第七條ニ關シ鐵道省並海軍省ニ販賣スルモノニ付テハ必要アル場合東西會社ハ之ヲ製造シタル各社ニ直接其ノ名義ヲ以テ納入セシムルコトアルヘシ

昭和十年四月十六日

第三項 内地向電球の計劃生産

本會設立以來昭和十五年度迄は輸出向電球を除き、内地向電球は依然として製造過多の傾向に在りたる爲、統制事業は主として製造制限に主力を注ぎたるも、日支事變並第二次歐洲大戰勃發以後殊に吾が國に對する米・英の所謂A・B・C・D包圍陣強化以來吾が國內態勢に著しき改訂を必要とするに至り、大東亞戰爭必勝完遂の國策は重

要物資の節約を絶對としたり。即ち本會は茲に於て戰時下電球の計劃生産を企圖し之に關する委員會を開催し其の必要不可欠の電球につき優先的製造を實施する事となりたり。尤も本計劃も其後政府當局に於て検討せられたる結果、本會の計劃生産數量も何れ政府指示に基き實施するに至るは當然なり。茲に本會が決定したる昭和十七年度の計劃生産數量を示せば次の如し。

「昭和十七年度計生産數量表」

一、期 間 自昭和十七年四月一日 一ヶ年
至昭和十八年三月三十一日

二、電球の計劃生産數量
(一) 内地向(臺灣、朝鮮、樺太ヲ含ム以下同ジ)及關滿支向電球の計劃生産數量
内地向及關滿支向電球ノ計劃生産數量表

電球ノ種別	計劃生産數量	
	内地向電球(個)	關滿支向電球(個)
家庭電球	一五〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
大型變形電球	一三,三〇〇,〇〇〇	—
中型變形電球	九,五〇〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇
		合計(個)
		一六〇,〇〇〇,〇〇〇
		一三,三〇〇,〇〇〇
		九,八六〇,〇〇〇